

令和8年第1回（3月）定例会

# 東伊豆町議会会議録

令和8年 2月12日 開会

令和8年 3月6日 閉会

東伊豆町議会

令和八年

第一回〔三月〕定例会

東伊豆町議会議録

## 令和 8 年第 1 回 東伊豆町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (2月12日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○施政方針	6
○一般質問	14
楠山節雄君	15
西塚孝男君	31
山田直志君	41
鈴木伸和君	56
○散会の宣告	75

### 第 2 号 (2月13日)

○議事日程	77
○出席議員	78
○欠席議員	78
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	78
○職務のため出席した者の職氏名	78
○開議の宣告	79

○議事日程の報告	7 9
○専決承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度東伊豆町 一般会計補正予算（第 6 号））	7 9
○議案第 7 号 東伊豆町多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制 定について	8 2
○議案第 8 号 東伊豆町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の制定について	8 4
○議案第 9 号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい て	8 6
○議案第 1 0 号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部 を改正する条例について	8 8
○議案第 1 1 号 東伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例について	9 1
○議案第 1 2 号 東伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を 改正する条例について	9 3
○議案第 1 3 号 令和 7 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 7 号）	9 4
○議案第 1 4 号 令和 7 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）	1 0 8
○議案第 1 5 号 令和 7 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	1 1 2
○議案第 1 6 号 令和 7 年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	1 1 4
○議案第 1 7 号 令和 7 年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第 1 号）	1 1 8
○議案第 1 8 号 令和 7 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算 （第 1 号）	1 2 0
○議案第 1 9 号 令和 7 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 5 号）	1 2 3
○議案第 2 0 号 令和 8 年度東伊豆町一般会計予算	1 2 6
○議案第 2 1 号 令和 8 年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算	1 2 6
○議案第 2 2 号 令和 8 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算	1 2 6
○議案第 2 3 号 令和 8 年度東伊豆町介護保険特別会計予算	1 2 6
○議案第 2 4 号 令和 8 年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算	1 2 6
○議案第 2 5 号 令和 8 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算	1 2 6

○議案第26号 令和8年度東伊豆町水道事業会計予算	126
○散会の宣告	151

第 3 号 (3月6日)

○議事日程	153
○出席議員	154
○欠席議員	154
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	154
○職務のため出席した者の職氏名	154
○開議の宣告	155
○議事日程の報告	155
○議案第20号 令和8年度東伊豆町一般会計予算	155
○議案第21号 令和8年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算	155
○議案第22号 令和8年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算	155
○議案第23号 令和8年度東伊豆町介護保険特別会計予算	155
○議案第24号 令和8年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算	155
○議案第25号 令和8年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算	155
○議案第26号 令和8年度東伊豆町水道事業会計予算	155
○議案第27号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一 部を改正する条例について	167
○議案第28号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について	169
○議案第29号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算(第8号)	170
○報告第1号 専決処分の報告について	175
○発議第3号 議会改革特別委員会の設置期間の延長について	176
○議会改革特別委員会の中間報告について	177
○常任委員会所管事務調査の報告について	181
○常任委員会の閉会中の所管事務調査について	183
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	183
○日程の追加について	184

○鈴木伸和君の議員辞職の件	185
○日程の追加について	185
○須佐 衛君の議員辞職の件	186
○日程の追加について	187
○駿東伊豆消防組合議会議員の選挙	188
○常任委員会委員の選任について	188
○議会運営委員会委員の選任について	189
○議会広報編集委員会委員の選任について	190
○閉会の宣告	190
○署名議員	191

## 令和8年第1回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和8年2月12日(木)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 施政方針

日程第 5 一般質問

1. 3番 楠山節雄君

- 1) 新年度の予算編成について
- 2) 学校統合後の教育の在り方について
- 3) 細野高原の利活用について

2. 8番 西塚孝男君

- 1) 小中学校統合後の校舎について
- 2) 稲取池尻海岸のトイレについて

3. 14番 山田直志君

- 1) 福祉避難所について
- 2) 奈良本地区の風力発電事業の検証について

4. 2番 鈴木伸和君

- 1) 「ノッカルひがしいず」について
- 2) 東伊豆町の台湾トップセールスについて

---

### 出席議員(12名)

1番	山田豪彦君	2番	鈴木伸和君
3番	楠山節雄君	5番	笠井政明君
6番	稲葉義仁君	7番	栗原京子君
8番	西塚孝男君	10番	須佐衛君
11番	村木脩君	12番	内山慎一君

13番 定居利子君

14番 山田直志君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	福岡俊裕君
企画調整課長	太田正浩君	住民福祉課長	鈴木貞雄君
健康づくり課長	中山和彦君	健康づくり課参事	柴田美保子君
観光産業課長	梅原巧君	建設整備課長	村上則将君
防災課長	加藤宏司君	教育委員会事務局長	齋藤和也君
水道課長	中田光昭君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村木善幸君	書記	相馬奨君
--------	-------	----	------

---

開会 午前 9時30分

### ◎開会の宣告

○議長（栗原京子君） 皆様、おはようございます。

令和8年東伊豆町議会第1回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、新年度予算を審議する重要な議会であります。議会として、町民福祉の向上や町の発展のために、十分審議を尽くし、町民の要望する諸施策に反映すべく尽力いたしたいと存じます。

なお、立春を過ぎましたが、まだまだ寒い日が続いております。皆様方には健康に十分注意され、議会運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和8年東伊豆町議会第1回定例会は成立しましたので、開会します。

---

### ◎議会運営委員長の報告

○議長（栗原京子君） 議会運営委員長より報告を求めます。

5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） 議会運営委員会より、令和8年第1回定例会の運営について、協議した結果を報告します。

本定例会では、4名の議員より9問の一般質問が通告されております。一般質問について、時間は60分以内、一問一答方式で行います。

また、町長には反論権の行使が認められております。なお、反論に要する時間は、制限時間には含みません。

質問者の中で、掲示板使用の願いが3番議員、14番議員より、資料配付の願いが14番議員より出されております。

本定例会の提出案件は、専決承認1件、条例の制定、一部改正6件、令和7年度の一般会

計及び特別会計6会計の補正予算、令和8年度の各会計予算7件がそれぞれ日程に組み込まれております。

なお、議案第20号から第26号までを、それぞれ一括議題とし、質疑は一括、討論と採決は各号ごとに行います。

議会からは、常任委員会の所管事務調査報告、特別委員会の報告についての審議も予定されておりますので、よろしくお願いいたします。

補正予算の説明に関しましては、一般会計はおおむね300万円以上、特別会計はおおむね50万円以上で説明すること、条例改正等の説明には、新旧対照表または説明資料を用いるなど、概要説明により行うこととします。

令和8年度の各会計予算につきましては、一括上程後、町長の提案理由、担当課長の概要説明を受けた後、1つの特別委員会を設置、付託して議案の審議を行います。

以上の内容を踏まえ、本定例会の会期につきましては、本日より3月6日までの23日間とします。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査としたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本定例会につきましては、町が動き出す重要な新年度予算の審議があります。

議員及び職員の皆様には、体調管理に十分留意され、円滑な議会運営に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。議会運営委員会からの報告といたします。

---

### ◎開議の宣告

○議長（栗原京子君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（栗原京子君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（栗原京子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、12番、内山議員、13番、定居議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（栗原京子君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月6日までの23日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。よって、会期は23日と決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（栗原京子君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送付しました。

議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付しました。

会議資料については、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思ひます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 施政方針

○議長（栗原京子君） 日程第4 町長より施政方針を行います。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆様、おはようございます。

令和8年議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和8年度の当初予算案、そのほか、諸議案の御審議をお願いするに当たり、所信の一端と大綱を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位に一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、国においては、これまでのコストカット型経済からの完全脱却を図り、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を明確にしております。令和8年度の政府経済見通しでは、実質GDP成長率及び実質賃金上昇率がともにプラスとなることが見込まれ、賃上げと物価の好循環の定着が期待されております。

こうした中、国は責任ある積極財政を掲げ、将来への成長投資を呼び水として経済の活性化を図り、その成果を財政健全化へとつなげていく方針を示しました。本町においても、この大きな転換期を好機と捉え、地域課題の解決と経済活性化に取り組むとともに、持続可能な財政基盤の確立を両立させ、次世代に責任を持てる町政運営を進めていく必要があります。

令和4年に町長に就任以来、早いもので1期4年が経過しようとしております。国政での経験を生かしながら、地方が抱える諸課題の解決に向け、全力で取り組んできた4年間でありました。行政課題に真摯に向き合い、解決の糸口を共に探っていただいた議員各位をはじめ、町民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和6年3月に策定した「東伊豆町まちづくり総合指針」に掲げる7つの政策目標に基づき、町民の皆様と対話を重ねながら、皆様と一丸となったまちづくりを進めてまいりました。本指針は、議員各位やアドバイザーの助言に加え、町民の皆様の声を丁寧に反映して策定したものであり、その推進により町の魅力を一層高めることができるとの確信の下、様々な事業に取り組んでまいりました。

歳入面では、町税の5割強を占める固定資産税が、地価下落や資産の償却等により年々減少し、依然として厳しい状況が続いております。一方、ふるさと納税寄附金は、PR効果や返礼品の充実により、比較的好調に推移してまいりました。

歳出面では、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加に加え、物価高騰への対応

も求められ、政策的経費に充当できる財源は限られてきております。

このような状況の中、地方債については、交付税算入など有利など、有利な制度を活用しつつ慎重に対応するとともに、予定される幼・小・中学校統合などの大規模事業に備え、基金の積み増しを念頭に健全な財政運営に努めてまいりました。その結果、全ての施策において十分な成果を上げきれない課題が残っていることも、率直に受け止めております。

就任以来、よりみち135の改修、宿泊業の経営力基盤強化支援、災害時のトイレ環境整備、住宅耐震化の拡充、ノックルひがしいずをはじめとした地域交通の充実、外部人材の登用、行政DX化の推進など、多くの新規重点事業に取り組んでまいりました。また、有事における国道135号の代替路線確保を目指し、町道湯ヶ岡赤川線の整備促進について、国・県への要望や関係自治体との調整にも力を注いできました。

振り返ればこの4年間、この町の未来のために、至るところに数多くの種をまいてまいりました。ようやくその幾つかが力強く芽を伸ばし、目に見える成長を始めました。それを確かな成長へと導くことは、種をまいた者の重い責任であると痛感しており、任期の最後の一日まで、この希望の芽を全力で守り抜き、さらにその先の未来に向けて揺るぎない道筋をつけるべく、一意専心、取り組んでまいる決意でございます。

それでは、予算規模について申し上げます。

一般会計の予算規模は63億5,600万円となり、令和7年度の当初予算と比較して3億4,400万円、5.1%の減となっております。

また、国民健康保険事業、介護保険事業など、5つの特別会計の合計は、33億7,996万円となり、前年対比0.9%の減となっております。水道事業会計につきましては、支出ベースで11億1,138万円となり、前年対比8.9%の増となっております。

一般会計歳入のうち、自主財源の根幹をなす町税は、全体で前年対比1.1%、2,145万6,000円の減となる18億3,569万9,000円を計上いたしました。このうち、町民税につきましては、賃金上昇などによる個人町民税の増加や、企業収益の回復による法人町民税の増を見込み、前年対比1.2%の増収を見込んでおります。一方、町税の5割強を占める固定資産税につきましては、住宅等の地価下落に加え、既存家屋の滅失や新築家屋の減少により、前年対比1.3%の減収となる見込みであり、引き続き、厳しい状況が続くものと認識しております。

町税の収納率向上につきましては、静岡地方税滞納整理機構や下田財務事務所との連携を強化するとともに、賀茂地区1市5町で構成する賀茂地方税債権整理回収協議会を中心に、

滞納整理を進めてまいります。併せて、町税の申告・申請手続きの電子化など、納税者の利便性向上を図り、安定的な税収確保に努めてまいります。

地方交付税のうち普通交付税につきましては、令和7年度と比較し、5,000万円の増となる14億5,000万円を計上いたしました。国・県からの情報に基づく試算結果と、近年の実績を踏まえたものであります。特別交付税につきましては、令和7年度と同額の1億円を、寄附金のうち、ふるさと納税寄附金につきましても、令和7年度と同額の5億3,000万円を計上しております。今後も返礼品の充実やPRの強化により、さらなる寄附額の増加に取り組んでまいります。

それでは、令和8年度の具体的な取組の概要を御説明いたします。

最初に、1つ目の政策目標である「生きる力と郷土愛を育むベビーファーストの推進」についてであります。

令和8年4月から全国で本格実施される「乳幼児等通園支援事業。こども誰でも通園制度」を本町においても開始いたします。本制度は、保護者の就労状況にかかわらず、0歳6か月から3歳未満の子供を、月10時間を上限に、1時間300円程度の料金により、時間単位で保育所に預けられるもので、全ての子供の健やかな成長を支えるとともに、子育て家庭の多様なライフスタイルを支援する制度です。

また、物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、0歳から高校3年生までの子供を対象に、1人当たり2万円を支給する「物価高対応子育て応援手当」を実施いたします。児童手当の支給情報等を活用し、円滑な給付に努めてまいります。

教育環境の充実につきましては、少子化が進む中においても、地域と一体となった学校教育の在り方を検討し、当町にふさわしい特色ある教育環境の整備を進めてまいります。学校統合関係では、「幼・小・中・高の一貫性を持たせた教育スタイル」につきまして、令和8年度に基本構想・基本計画の策定を進めてまいるとともに、併せて、稲取高校を含めた学校間の連携について、教育委員会と引き続き、協議を進めてまいります。

また、近年、気候変動により夏の暑さが厳しさを増していることに対応し、児童生徒の学習環境を改善するため、さらに災害時の避難所機能の強化を図ることを目的に、小学校体育館にエアコンを設置するための空調設備設計業務委託を予定しております。

幼児教育につきましては、幼稚園にける教育の充実を図るとともに、預かり保育や未就園児を対象に親子の交流・相談の場である「ひよこの会」を通じた子育て支援を強化してまいります。学校給食につきましては、物価高騰による食材費の増加分を引き続き補助し、安

全・安心な給食の提供と、子育て世帯の負担軽減に努めてまいります。

次に、2つ目の政策目標である「稼ぐ力の復活」についてですが、令和7年度に進めてまいりました町内各温泉地の「観光コンセプト検討業務」を踏まえて、令和8年度からは、各地域の特性を生かした観光施策や整備の具体化に取り組んでまいります。観光客と地域住民の双方が快適に過ごせる環境づくりを進めるとともに、入湯税の活用についても、専門的な検討委員会を設けた上で、慎重に議論を重ねてまいります。

現在、町が主体的に取り組んでおります観光宣伝につきましては、首都圏における「雛のつるし飾り」の展示や特産品のPRを継続し、二子玉川高島屋に加えて、日本橋高島屋での展示イベントも計画しております。町の知名度向上と好感度の醸成を図っていければと考えております。

観光協会事業につきましては、令和8年度においても、インバウンド対策を含め、誘客宣伝事業を積極的に実施してまいります。町内における観光イベントとして、細野高原での「山菜狩り」をはじめ、「ホテル観賞のタベ」、「石曳き曳き道灌まつり」を継続して開催していく計画であります。

商工関係では、物価高騰の影響を受ける事業者への支援を町商工会と連携して進めるとともに、「創業支援補助金」を継続し、新規創業や事業多角化を目指す方々の後押しをしてまいります。

農業分野では、「農地の見える化」を推進し、農地情報のDX化を進めるとともに、持続可能な農業経営を支援する「環境保全型農業直接支援交付金」事業を継続するとともに、荒廃農地対策として地域保全管理を促している「中山間地域等直接支払制度補助金」についても、引き続き、取り組んでまいります。

水産業につきましては、当町の主要魚種であるキンメダイをはじめ、イセエビ、アワビ等の漁獲量減少が深刻化しております。原因究明と対応策について、静岡県水産・海洋技術研究所伊豆分場の意見も伺いながら、伊豆漁業協同組合稲取支所をはじめ、漁業者の要望に応じていきたいと考えております。

ふるさと納税関係では、さらなる寄附額の増加に向けて、人気商品である宿泊施設プランの充実や魅力的な商品ラインナップについて、様々な年代及びニーズに応じていけるよう努めてまいります。また、町3役や対外的な役割を担う職員が自ら、広告塔としてふるさと納税をPRできるよう、名刺にQRコードを印刷し、ポータルサイトを気軽に閲覧していただけるよう、取り組んでまいります。

引き続き、町内の主要団体である商工会、観光協会、各旅館組合、漁業協同組合、農業協同組合への協力や支援を行いながら、共に町の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3つ目の政策目標である「健康で安全・安心な暮らしの実現」についてですが、県営稲取漁港の整備につきましては、第1北防波堤、北防護岸・第2北防波堤の粘り強い化工事及び、津波対策として東地区の防潮堤かさ上げ工事が、県営中山間地域総合整備事業につきましては、稲取農道1号・2号について、継続事業として工事が実施される予定となります。伊豆縦貫自動車道の発生土を活用した農地整備事業、田中見高集落道などの調査業務も予定されており、国・県と連携して、基盤整備を着実に進めてまいります。また、町営漁港では、北川漁港網干場護岸の補修工事を実施し、漁港の長寿命化に努めてまいります。

大川地区から奈良本地区までの県代行事業、町道湯ヶ岡赤川線につきましては、第7工区の工事が進められます。また、国道135号の機能強化及び大川地区と伊東市を連結するバイパスの実現に向け、国・県に対し、粘り強く要望してまいります。

平成29年度から、津波災害警戒区域を対象に地籍調査事業を進めております。官民境界を明確にすることにより、被災後の復興事業の期間が大幅に短縮されますので、引き続き進捗してまいります。

町内の橋梁につきましては、5年に一度の定期点検を39橋で実施いたします。点検後、補修が必要な橋梁については、計画的に工事を実施しており、令和8年度は1橋の補修工事を予定しております。なお、白田川橋につきましては、令和7年度事業にて白田川を、令和8年度11月以降の渇水期に片瀬側の撤去工事を実施する予定となっております。工事実施の際には、近隣の皆様には御迷惑をおかけすることになるかと思いますが、御理解、御協力をお願いいたします。

防災関係ですが、今後、発生が危惧される南海トラフ、駿河トラフ及び相模トラフでの大規模地震、近年多発している風水害、土砂災害等の自然災害に備え、令和8年度も引き続き、6月に土砂災害防災訓練、9月及び12月にそれぞれ、大規模地震発生を想定した総合防災訓練及び地域防災訓練、さらに、3月に津波避難訓練の実施を予定しております。

自然災害はいつ起こるか分かりません。大規模災害の発生時には、町民1人1人が自発的に支え合う「自助・互助・共助」が極めて重要であります。町民の皆様には、7日分以上の食料、飲料水等の備蓄、発災に備えて避難経路等をハザードマップで確認していただくとともに、各地区で行われる防災訓練への積極的な参加をお願いいたします。

住宅耐震化事業につきましては、昭和56年以前の建物も耐震補強を実施することにより、新築住宅等と同等な耐震強度を得ることが可能となります。住宅改修工事などと併せて、町の補助金制度を活用し、耐震化対策を進めていただければと思います。昭和56年以前に建てられた耐震性のない木造住宅については、除去に対する補助制度がございますので、御検討いただければと思います。また、耐震シェルター及び防災ベッドの設置に対する補助制度もございますので、命を守ることを最優先に考えて、この補助制度の活用を検討していただければと思います。

次に、消防関係ですが、火災だけでなく自然災害も頻発する昨今、消防団の組織改革、体制の強化、見直しは急務となっております。消防団本部を中心に団員の確保や負担の軽減を図りながら、消防防災力を低下させない施策を推進してまいります。また、駿東伊豆消防本部東伊豆消防署との合同消火訓練等を継続して実施し、有事に備えた連携強化を行い、住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

次に、防犯・交通安全関係ですが、春、夏、秋、年末の交通安全運動を中心に交通安全の啓発を行い、交通事故防止につなげるほか、青色防犯パトロールを実施して、通学路等の安全を見守ってまいります。町民の皆様には、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を心がけていただくようお願いいたします。

福祉関係ですが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた令和8年3月31日において75歳以上の後期高齢者を対象に、1人当たり1万5,000円を給付いたします。現在、要綱整備など。給付に必要な事務作業を進めており、準備が整った後、令和8年度から給付を行ってまいります。

予防接種事業では、新たに、こどもインフルエンザ予防接種の助成額を増額いたします。なお、带状疱疹ワクチンの任意接種につきましても、昨年度に引き続き助成制度を実施してまいります。また、健康増進事業では、各地区のサロンでの出前教室や、ウォーキングイベントなどの各種健康教室開催に加え、健康づくりを考えるためのイベントとして、今年も引き続き、秋頃を目安に健康まつりを計画しております。開催の時期が近づきましたら、広報などで御案内いたしますので、自身の健康を見直す機会として、多くの町民の皆様の御参加をお願いいたします。

次に、4つ目の政策目標である「自然と共生した快適な生活環境の整備」についてですが、免許返納後の生活に不安を感じている高齢者や観光客の移動手段を確保するため、鉄道駅を中心としたまちづくりを推進するとともに、地域公共交通の充実に取り組んでまいります。

自主運行バスを継続しつつ、住民同士の「あいのり型」ライドシェア「ノッカルひがしいず」を進化させ、令和8年度から、大川・北川地区に加え、運行エリアを町内全域へと拡大する予定です。今後も、住民ドライバーの確保に努め、より一層利用しやすい制度を構築してまいります。

また、県の補助金を活用し、観光客を含む誰もが予約なしで利用できる巡回型グリーンローモビリティの実証実験を1月17日より開始いたしました。稲取地区も約45分で循環することで、移動の利便性向上のみならず、買物や観光を楽しめる環境づくりを検証してまいります。

稲取細野高原につきましては、細野高原みらい協議会を中心に、持続的な保全や環境教育を推進し、「稼げる細野高原」の実現を目指してまいります。貴重な資源である細野高原を次世代へ引き継いでいけるよう、町としても協議会へ積極的に参画し、活用策を検討してまいります。

なお、町の新しいブランドイメージを確立する重要な戦略と位置づけて推進する食品残渣堆肥化事業につきましては、現在、契約内容の事務的な不備を是正すべく、まずは本事業の正常化を最優先課題とし、関係者との協議を重ねております。課題解決に向け、誠心誠意、取り組んでいるところでございますが、結果として同事業を停滞させていることに対しましては、町長としての責任を痛感しており、今後、しかるべき対応を図っていく所存であります。つきましては、自らの責任の取り方を含め、慎重に検討し、改めて皆様にお示ししたいと考えております。

次に、5つ目の政策目標である「多様性の尊重と時代変化への順応」についてですが、人口減少が進む中、町の活力を維持するため、移住・関係人口の創出に注力いたします。ひがしいずファンクラブを通じてファン層を拡大し、まちまるごとオフィスをコンセプトとしたワーケーションを推進してまいります。今後は、さらに二地域居住の促進にも力を入れ、移住相談会への出展や積極的な情報発信を通じて、実際の移住へとつなげていきたいと考えております。

令和8年度の地域おこし協力隊は、現在の11名のうち、1名が任期満了を迎えますが、新たに地域交通支援事業担当を含む5名を募集いたします。多様な課題に対し、きめ細やかな行政サービスを展開するため、意欲ある人材を積極的に確保してまいります。なお、当町では隊員の卒業後の定住率が高まっていることから、今後も定住支援を強化してまいります。

次に、6つ目の政策目標である「生涯学習と生涯活躍の推進」についてですが、2月末に

は「よりみち135」の改修工事が完了する予定です。本施設は、誰もが気軽にふらっと立ち寄れる居場所をコンセプトに、カフェや図書スペースを備えるほか、子育て世代の休息の場や、全天候型の子供の遊び場として機能を備えております。また、町民と移住者の交流、あるいは、町民同士が教え合う学び舎としての役割も期待されております。4月のグランドオープンに向け、多くの皆様に御利用いただけるよう準備を進めてまいります。

生涯学習及びスポーツ振興につきましては、各種講座、スポーツ教室等の内容を検討し、生涯学習推進委員及びスポーツ推進委員の皆様の協力をいただきながら、学習機会の充実を図るとともに、スポーツ施設の維持管理に努め、町民の皆様が利用しやすい環境の整備を図ってまいります。

そのほか、今年度より東伊豆町の地域の記憶を公的に残し、現在と未来に生かすことを目的に、3か年計画で町誌編さんに取り組んでまいります。また、図書館では、施設の維持管理を目的にエレベーターのリニューアル工事を実施する予定です。工事期間中、利用者の皆様には御不便をおかけしますが、御理解をお願いいたします。

次に、7つ目の政策目標である「効率的で信頼に応える行政運営」についてですが、住民ニーズの多様化、複雑化に伴い、行政運営の効率化は最重要課題です。昨年、アドバイザーに就任していただいたA I 国王の齋藤氏や、元石川県副知事の西垣氏の知見を仰ぎ、引き続き、A I・D X化を強力に推進いたします。最新技術の活用により、一層効率的で質の高い行政サービスの提供を目指してまいります。

次に、特別会計ですが、国民健康保険、後期高齢者医療関係では、国民健康保険から後期高齢者医療に移行する方が、年々増加しております。医療技術の高度化等により、1人当たりの医療費負担も増加傾向にあることや、生活習慣病の改善や早期発見、重症化予防のため、特定健康診査の受診率を高め、保健指導の着実な実施を図っていきます。また、国民健康保険加入者に限りませんが、未病対策の観点から、胃がん検診の自己負担額を無料とし、がん検診をより多くの方に受診していただければと思います。引き続き、県及び後期高齢者医療広域連合と連携を図り、健全な制度運営に努めてまいります。

介護保険関係では、高齢化社会が進む中、介護給付費も年々増加しており、介護給付費の上昇は避けられない状況にあります。介護サービス需要の増加、多様な生活支援体制の整備、高齢者の地域における支え合い等を、より一層支援するためにも、引き続き、関係機関と連携を図りながら、安定した介護保険制度の適正運営に努めてまいります。

最後に、水道事業会計についてですが、水道事業の経営状況は、インバウンドによる観光

客数の増加が、人口減少分の売上げを補う形で、売上高は横ばい状況となっております。しかしながら、物価上昇や施設の老朽化による修繕費の増加などの影響により、今もなお非常に厳しい経営状況が続いております。令和8年度には、新規井戸活用のための整備工事や、老朽化した管路・ポンプの更新工事を予定しております。また、今後見込まれる浄水場の建設や更新需要の増加という中で、将来にわたり水道事業を安定的に継続していくためには、料金改定は避けられない状況となっております。経営基盤の強化にも取り組み、住民の皆様へ安全で安心な水を提供していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、令和8年度の町政運営に対する基本的な考え方について、その概要を御説明申し上げます。

今後も、地方自治体を取り巻く環境は目まぐるしく変化していくものと想定しております。こうした時代の流れの中で、行政が大局観を持って行財政の運営に努め、常に町民目線で歩みながら、社会経済情勢の変化や新たな行政課題に柔軟に対応しつつ、今の暮らしをよりよく、そして、よりよい未来につないでいくため、町民の皆様方と行政が一体となって事業を進める協働のまちづくりを推進していく必要があるものと考えております。限りある財源を最大限に生かせるよう、諸施策に誠心誠意取り組んでまいりたいと考えておりますので、町民の皆様並びに議員各位に、御理解、御協力をお願い申し上げます、令和8年度の施政方針いたします。

○議長（栗原京子君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時12分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

---

◎日程第5 一般質問

○議長（栗原京子君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は、質問・答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。  
また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。  
なお、反問権行使に要する時間は持ち時間60分に含めませんので、御承知ください。

---

◇ 楠 山 節 雄 君

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員より一般質問で掲示板の使用の申出がありましたので、これを許可します。

3番、楠山議員の第1問、新年度の予算編成についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 皆さん、おはようございます。

今回も3問お願いをしてありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

1問目、新年度の予算編成について。

岩井町長は、12月の定例議会でも町長選挙への出馬を明言しませんでした。その時点では、既に担当課局においては、新年度の予算編成が行われています。出馬表明をしていなかった町長ですが、以下についてお伺いをいたします。

1点目、次期町政の方向性が未確定で新町長が決まらない中、原課にはどのような基本的な考え方・責任認識で予算編成の指示を行いましたか。

2点目、新年度の予算編成はどこまで踏み込んだ予算を組むべきと考えたのか。また、大型事業や長期的財政負担を伴う施策についてどのような判断基準を設けましたか。よろしくお願ひいたします。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 楠山議員の御質問にお答えをいたします。

新年度の予算編成についてということで御質問いただきました。順次お答えをさせていただければと思います。

まず最初に、次期町政の方向性が未確定、新町長が決まらない中での予算編成というところ

ろでございますけれども、初めに、令和8年度予算の編成に当たりましては、基本的な考え方、これを申し上げたいと思います。

御質問ありましたとおり、私は、本年3月をもって1期目の任期満了を迎えることとなりますが、町政運営においては、任期の残り期間の長短にかかわらず、町長としての責任は一切変わるものではないというふうに考えておまして、町政を停滞させることなく、次代へ、次の世代へ円滑に引き継ぐことが何より重要だというふうに認識をしております。

その一方で、人口減少の進行、災害の激甚化・頻発化、物価や社会情勢の急激な変化など、町を取り巻く環境は大きく、しかもかなり早いスピードでいろいろなものが変化をしているということでございます。こうした中であって、新年度の方向性が未確定であるから予算編成を控えるという、今までの、普通に考え方、そういう基本があると思うんですけれども、このような従来型の骨格予算の考え方だけでは、必要な対応のタイミングを逸してしまって、結果として町民生活や行政運営に支障を生じさせてしまう可能性がある。時代が、随分本当に変わってきていると認識をしております。

そのため、令8年度予算につきましては、政策判断を将来に委ねるべき部分と、今まさに対応すべき部分とを丁寧に見極めて、町民生活を守り、行政サービスを安定的に継続するために必要な予算は、責任を持って計上する。言わば、変化の時代に対応した新しい形の骨格予算として編成することを基本姿勢として取り組んでまいりました。

それでは、1点目についてお答えをいたしますが、担当課に対しては、次の点を基本的な考え方として予算要求を行うよう指示をいたしました。

第1に、法令や条例に基づき実施すべき事務事業、町民生活に直結する継続事業、さらには、防災減災など、緊急性や不可逆性の高い分野については、責任を持って確実に実施できる予算とすること。行政サービスの空白や低下を招くことは許されず、選挙の有無や町長の進退とは切り離し、今対応しなければ将来により大きな負担を残すものについては、ちゅうちょなく対応すべきであるとの認識を共有しております。

第2に、政策的色彩の強い新規事業や、大きな方向性を伴う施策については、極力抑制的に対応すること。将来にわたり町政の方向性を大きく左右する政策判断については、性急に結論を出すことなく、次代の選択肢を狭めないよう、柔軟性を確保し予算編成を心がけるよう求めました。

第3に、東伊豆町まちづくり総合指針に掲げる政策目標との整合性を重視することにあります。予算規模の大小にかかわらず、町の将来像に沿い、人口減少社会においても、持続可

能で町民の利益に資するものであるかという観点を大切にし、少額であっても時期を逃すべきではない事業については、必要性を十分に精査した上で予算を計上を認める考え方を示しました。

これらの点を踏まえ、担当課には、自らの所管事務に対する責任を十分に認識するとともに、短期的な対応と中長期的な視点の両立を意識し、将来世代に過度な負担を残さないという観点から、予算要求を行うよう求めてきたところでございます。

続きまして、2点目でありますけれども、新年度予算の編成はどこまで踏み込んでいるのかという御質問でございます。また、その判断基準というお話であります。

令和8年度予算においては、基本的に、既存事業の着実な実施、行政運営上先送りできない最低限の更新・修繕、町民の安全・安心を確保するために不可欠な事業を中心に構成し、新たな大型事業の立ち上げや、多額の財政負担を長期にわたり固定化する施策については、原則として見送る、もしくは必要最小限にとどめるという判断を行いました。

一方で、近年の気候変動の進行や急速な人口減少など、本町を取り巻く環境変化が一層激しさを増す中、従来いわゆる骨格予算の考え方のみでは、必ずしも十分な対応ができなくなっているとの認識も持っております。このため、防災対策や人口減少対策など、喫緊かつ重要な課題に関する施策、また、町民の合意を得て策定された東伊豆町まちづくり総合指針に沿って実施される施策については、骨格的な枠組みにとらわれず、一定の肉づけを行った予算措置を講じることも必要であると考え、編成に当たって配慮を行いました。

特に本町においては、今後、学校統合をはじめとする教育環境の再編、老朽化が進む公共施設の維持・更新など、避けて通れない大規模な財政需要が控えております。こうした将来負担を見据え、単年度の事業効果のみならず、中長期的な財政見通しへの影響を重視することを、引き続き判断基準の1つとしております。

その結果として、必要な経費については、基金への積立てを行い、将来の財政需要に備えることで、持続可能な町政運営を図ることを念頭に予算編成を行いました。これは特定の施策を一律に抑制するものではなく、今後想定される環境変化や政策課題に対し、町として柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、将来の選択肢を確保するための措置でございます。

以上のように、令和8年度予算は、町政の継続性と安定性を基本に据えつつも、社会環境の変化や町民ニーズを踏まえ、必要な分野には適切に対応するという考えの下で編成したものであります。今後につきましても、議会の皆様と十分に議論を重ねながら、町民にとって最善となる町政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお

願いをいたします。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

この前に、町当局のほうから新年度予算の概要説明をいただいて、説明も受けたんですけども、その中で、内容を見てみますと、大きな新規事業的なものはありませんけれども、公共交通機関をはじめとして学校統合、あるいは学校の体育館のエアコン設置等、新たな取組もあると思うんですけども、町長の基本的な考え方というのは、4年間で種をまいた、その部分をしっかりと育て上げるというふうな認識、基本的な考え方、そういう考え方でから予算編成を行ったということによろしいですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 先ほど答弁にありましたとおり、基本的なラインというのは踏まえつつも、今時代がかなり激しく変化をしているという中で、必要な予算というのは、スピード感を持って、言い方を変えると、何というんですか、タイミングをしっかりと見極めながらやっていくということがとても重要だと思っております。

その中で、4年間まいてきた種というのは本当にたくさんあります。私自身も、様々な課題がある中で、基本的にはなるべく先送りをしないという方針でやってまいりました。なので、まいた種の数がたくさんあるのかもしれませんが、よく言われているのは、道路も全線開通をしないと機能を果たさないということもあります。最終的な効率化というのを考える上では、やはりそれを完遂するということがとても重要だという認識もある中で、4年間まいた種については、なるべくしっかりと丁寧に育て上げて、できれば収穫までやっていくというのが責任の在り方なのかなという認識もございます。

以上です。

○議長（栗原京子君） 楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 予算編成に当たって、町長あれですか、12月の定例議会の中では、まだ当面の課題、やるべきことを一生懸命やるということの中で、出馬表明はしなかったんですけども、そういう出馬表明をしないことによって、当初予算編成に何か影響を与えたようなことというのはありますか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 基本的な考え方として、町の予算や施策については、政治家として首長という立場で、そこをあまり考慮しないというか、考えずに、とにかく町のために全力を尽くすというのが基本的な考え方でしたので、あまり意図的に出馬表明を遅らせたりとかいうことではなかったんですけれども、新年度の予算編成というのは、まず町政を停滞させないということが大前提で、現職の町長としては、そこに注力をさせていただいたというふうになります。

一方で、次期町政の方向性が、最終的に誰によって示されるのか確定していない状況であることも、それは確かにそういうことであると思っております。予算編成に当たっては、町の基本的な行政サービスの継続性確保と、法令計画に基づく最低限に必要な事業を中心に、そして加えて、先ほどお話を、御答弁させていただいた内容をしっかりと踏まえて対応させていただいたということでございます。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） これが私の一番言いたいところというか、言いたい部分なんですけれども、町長、今回は大型事業、新規事業みたいなものはないんですけれども、あれですか、新しい事業に取り組むときに先進地視察なんかありますよね。例えば公共交通の関係にしても、ごみの堆肥化についても、町長ですとか職員が視察研修しているじゃないですか、先進地の。そういうことを、町長や担当者だけでなく、例えば議会も一緒に同行してもらう、正副議長、これは前の一般質問でも私、言ったと思うんですけれども、正副議長ですとか担当の常任委員会の正副ですとか、そのぐらいの少人数でいいと思うんですけれども、そういうことを行うことによって、やっぱり議会側の理解というのも得やすくなると思いますし、今回、堆肥化事業の中でから、やっぱりこういう大きな問題が発生をしているんですけれども、そういうリスクというのもやっぱり最小限に抑えることができると思うんですよ。参加をした議員から、正副議長さんだとか担当常任委員会から、私たちが報告を受ければ、議員全員の情報の共有化なんかにもつながっていくと思いますので。こういう手法をぜひ新年度予算に組み込む場合、あるいは補正ですから、町長の考え方で、こういう事業に取り組みたいなと思うような事業があったときに、そういうやり方というのが私は必要ではないかなというふうに思うんですけれども、町長の考え方をちょっとお聞かせください。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 基本的には、日頃の議会とかいろいろな会議の中で、議会の皆様、議員の先生方から御指摘いただいているということは、とても、実は真摯に受け止めているところもありまして、行政では見えていないところとかに気づくことも、正直ございます。なので、その基本的な考え方はいいのかなと思っております。ただ、それが予算に絡んでくるかどうかというよりは、日々の活動の中で、議会があろうとなかろうと、そのような、何と云うんですか、いろいろな問題意識の共有という場をもう少し持っていくというのは、とてもいいのかなと思っておりますので、今後は、どのようなやり方がいいとか、少し考えていければというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） そこは、ぜひお願いをしたいと思います。

町長、さっき言ったように、多くの種をまいたということですよ。多くの種をまいた。私は、町長が就任して、町民からの期待もすごい大きかったと思うんですよ。それを何とか形にしたいという町長の、何ですかね、私から言うと、焦りではないんでしょうけれども、そういう思いがあって、いろんなことにちょっとやっぱり、手を出し過ぎてしまった要素というの、やらなくちゃいけないと思うんだけど、その辺で、今後は、やっぱり新年度予算を執行するのに当たって、職員というのは、やっぱり町長の手足となって働くわけですから、ぜひそういう職員に対しても配慮をしていただきたいなということをお願いして、1問目は終わらせていただきます。終了させていただきます。よかったです。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） とても重要な御指摘、ありがとうございます。

町長に就任して、焦りというのは、実はあまりありませんでした。正直な話。というよりは、目の前にある課題がたくさんあるなという認識と、それをこれ以上先送りにできないこともたくさんあるなという認識の中で、かつ消滅可能性都市という具体的なキーワードが出ている中で、東伊豆町の将来をどうするかということを考えながら、言い方を変えると、逃げることなく課題を受け止めてという気持ちのほうが、強かったというふうに思っております。

ただ一方で、各課に一応バランスよく振ったつもりではいるんですけども、新しいこともあるということで、担当課の中だけでは、なかなか消化し切れないところもあったのかな

という反省も実はございまして、もし次、機会があるのであれば、ちょっといろいろ考えておりまして、具体的に言うと、よく伴走型支援って中小企業政策で言われることがあるんですけども、まさにその感覚、職員の皆さんと、一緒に並立して歩きながら施策を打っていくということをちょっと考えていこうかと思えます。当然、全てのことにコミット、ある程度していくということになるので、数自体はおのずと抑制されてくる面もあるかもしれませんが、ただ、そこは優先順位をつけながらですね。特に新しい事業をスタートさせるところについては、お任せということではなくて、何ていうんですか、なるべく多くの皆さんが関与して、よりよい方向にその事業がいけるように工夫をしていきたいというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） 次に、第2問、学校統合後の教育の在り方についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） それでは、2問目、学校統合後の教育の在り方について。

学校統合については、町民の様々な考えがある中、教育委員会では用地も含め検討中であります。学校統合を進める上で、単に学校規模の適正化を図るだけでなく、統合することでどのように教育の質が向上するのかを具体的に示すことも重要だと考えますが、以下についてお伺いをいたします。

1点目、教育の質の向上について教育委員会の考えは。

2点目、先に幼・小・中の保護者に対して、私たち文教厚生常任委員会では学校統合に関してのアンケート調査を実施しました。多くの御意見をいただいた中、教育の充実を望む声が大きかったことが分かりました。教育の質の向上の点で英語教育を充実すべきと考えますが、いかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（栗原京子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） この点につきましては、教育委員会の所管ということもございまして、まずは、教育長のほうから御答弁を申し上げたいと思います。

○議長（栗原京子君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） 楠山議員の第2問、学校統合後の在り方については、2点からの質

間ですが、関連がありますので一括でお答えいたします。

楠山議員の1点目の質問の中に教育委員会の考えはとありますが、学校統合の問題に関しては、教育環境整備委員会というのがありまして、それより答申をいただいておりますので、これに基づいた答弁になると思います。

今回の答申は、令和6年の7月にいただいており、ここに至るまで10回程度の会合を重ね、様々な視点、観点から検討し、多くの委員より貴重な御意見をいただく中で出されたものです。教育委員会といたしましては、これを重んじながら、これに沿った形で、統合及び教育の質の向上について進めていきたいなというふうに考えております。

具体的には、東伊豆町の教育基本方針で目指す、子供たちの確かな学力、豊かな感性、健やかな心身を育むために、児童生徒が多様な考え方を持つ集団の中で切磋琢磨し、主体的に仲間と学び、思いやる心や社会性を培う教育環境が重要であります。

小中学校における教育は、一定の人数が確保された環境で、子供たちの関わり合いを重視した教育を進めることが大切です。そのためには、人数が少なくなる児童生徒の関わり合いを最大限に生かすことができるよう、現在の小中学校4校を統合し、1校とすることが望ましいとの結論に至ったのは、これまで御案内のとおりです。

一貫的な学校に環境を集約することで、幅広い年代での教育活動が可能となります。中学生は、小学生に様々なことを教えることで自らの学びを深め、小学生は、中学生の活躍する姿に触れることによって、学びの道筋や目指す姿を明確にしていくことができます。子供たちが未来に向かって力強く成長していくためには、各発達段階においてそれぞれの目標を持つことが大切です。小学生と中学生の交流が日常的に行われる一貫的な学校は、東伊豆町のこれからの教育として望ましい環境であると考えています。

また、東伊豆町の学校教育を未来に向けて発展させていくために、学びの充実と特色ある教育への取組をこれまで以上に進めていきたいと考えています。これまで各学校で行ってきた教育を町の特色を生かした教育として一本化し、さらに充実していくことが望まれます。

1校に集約することで、教育予算、人的・物的教育資源を集中し、系統性、一貫性のある、効果的な教育環境としていきたいと思っています。特に東伊豆町の歴史や文化、自然を生かした活動や、町の特色である農業、漁業、観光を体験する学習など、幅を広げた教育に力を入れていきたいなというふうに考えております。

また、楠山議員のおっしゃるとおり、例えばこれまで以上に英語学習の充実を図る、これも答申の中に掲げられています。専門性を高めた授業を行う教育課程を9年間で取り組める

ようにすることも、1つの方向性として考えております。そのため、来年度以降、基本構想、基本計画を策定していく中で、現場の先生方の声を聞くなどしながら、具体的な方針や方策について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

答申を尊重しながらという、今お話で、内容も聞かせていただいた中で、本当にすばらしいなと思いました。

最初に、ちょっと教育長、確認ですけれども、統合はやっぱり加速させるべきだという基本的な考え方というのはお持ちですよ。そこをちょっと最初に確認させてください。

○議長（栗原京子君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 加速させられるかどうかというのは、今年度中に、現場の測量を今やってもらっているんですけれども、その中でどのような形でつくることができるかと、統合していくことができるかというのが、大体分かってきます。その中で来年度以降、基本構想、基本計画を立てていく中で、縮められるところは縮めていければいいなというふうには考えております。

○議長（栗原京子君） 楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） アンケート調査を実施して、教育委員会のほうでもその資料はお持ちだと思うんですけれども、その中で、本当に様々な問題を解決していかなきゃならないという部分はいっぱいあったと思うんですけれども、そういうこともやっぱり含めて解決をしていくこと、それから、やっぱり私が提案した英語教育の強化みたいなものというのは、そこをやっぱり加速させるための重要なポイントではないかなというふうに思うんですよ。今現在もALT、英語教育の助手的な形の中でから英語教育は行われていますけれども、そこだけだと従来のものと変わらない、そこをやっぱり強化していく必要があるのではないかと思いますけれども、そのことの方考え方というのはどうでしょう。

○議長（栗原京子君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

今現在、ALTは3名、町にいます。アメリカ人の2名の方と、アメリカ出身なんですけ

れども、日本に在住している1名の方で、3名の方が、午前中小学校、午後から中学校とか、日によって曜日によって違うんですけども、その方々が一本化して集中して3人常駐していただければ、今よりはるかにいい、ALTの活用方法としてはうまくいくのかなというふうには思っております。

チームティーチングとあって、日本人の先生とALTが2人で授業をやる、あるいは、ときには3人になる場合もあるんですけども、そのような形で常に授業が1校で行えるという面に関しては、非常に充実するのかなというふうには思っております。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、ありがとうございます。

教育長から御答弁いただいた内容については、もちろん中身共有をしていて、方向性も全く同じなんですけれども、せっかくというか、町長としての考え方というところも少しお話ができればと思います。

ただ、前提条件として、この話については環境整備委員会の答申、とても重要なポイントではあるんですけども、これから新しい取組ということもあるので、当然、議会の先生方の御意見とか、町民の御意見も聞きながら、いろいろ煉っていくというふうになると思います。これからの議論になるところが大きいかなというふうには、ちょっと思っております。

それを踏まえまして、今のお話、特にアンケートのことも踏まえて少し御答弁を申し上げたいと思います。

文教厚生常任委員会において、保護者の皆様を対象にアンケートを実施され、学校統合に伴う教育の充実への強い期待が確認をされたということ、実は町としても大変重く受け止めております。重要な御意見だというふうに思っております。

学校の小規模化が進む中で、子供たちが多様な個性と出会い、互いに刺激を受けながら成長できる環境を確保していくということは、教育の質を維持向上させる上で最優先で取り組むべきことだと思っております。教育の質の向上を図る具体的な柱の1つが、まさに御指摘のとおり英語教育でありまして、議員の言われるように、情報化、グローバル化が加速する現代社会において、英語教育の充実は、変化の激しい社会を生き抜く力を育む上でとても重要な視点だと思っております。

特に本町においては、日本へ旅行に来る外国人旅行者、いわゆるインバウンドの獲得が今後の観光戦略の重要な柱でありまして、町内のホテルや旅館等では、外国人従業員の方々が地域を支える担い手として増加をしている傾向もございます。日常の中に生の外国語に触れ

られる環境が、実は私たちは持っているということでありまして、本町ならではの特性を最大限に生かし、実践的なコミュニケーション能力を養う英語教育を進めることは、教育の質の向上と地域の活力維持の両面にとって、とても重要だというふうに思っています。

本町が提案している、幼小中高の一貫的教育の枠組みを活用することで、こうした教育の質の向上をより効果的に進めることが可能だと思っています。まず、幼稚園、小学校、中学校においては、発達段階に応じた一貫性のある有機的な外国語教育プログラムを、例えば構築をさせていただいて、また高校については、設置者である静岡県とも課題や方向性を共有しながら、本町にふさわしい連携の在り方や指導體制について、協議を重ねていくことが重要だと思っています。

あわせて、町と県が連携した先端的なインターネット等を使い、情報、人、物をリアルタイムにつなぐ技術、いわゆるICT、これを使いながら、この環境を使うことにより、子供たちが。本町に居ながらにして多様な学習の選択肢に触れられる環境を整え、教育機会の拡大を図っていくことも可能かと思っています。専門性の高い教員によるオンライン授業や海外とのリアルタイムな交流などを通じ、英語に限らず、ニーズに応じた外国語の学習の機会を提供することで、グローバルな視座を育む質の高い教育ができるのではないかと考えております。

同一敷地内に近接した環境を生かして、中学生や高校生が、小学生、園児と、例えば英語を通じて交流するなど、考えるだけでもわくわくするような状況が生まれる可能性があると思っています。さらに、大学や専門家との連携に加え、地元のホテル、旅館等の地域産業と連携した体験的な学習プログラムを検討し、実社会で通用する言語運用能力の育成にもつなげることができればと思っています。

いずれにしても、こうした教育の充実、子供たちの将来の選択肢を広げると同時に、本町を教育に力を入れる町として魅力をさらに上げることだと思っています。保護者の皆様から寄せられている教育の充実への期待にしっかりとお応えできるよう、学校の統合整備と併せて、ソフト面での教育プログラムの構築に全力で臨んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

教育長、実は、文教厚生常任委員会で視察をさせていただいた茨城県の境町ですけれども、

小学校6年、英語検定の5級保有率は75.5%、中学3年では英検3級が52.2%ということですから、この数字は全国平均の倍ぐらいの数字なんですよね。教育を充実することによって、ここまで数字が上がるということはなかなか難しいことだと思うんですけども、やっぱり低い確率でも、さっき町長言われたように、うちの町は観光地で、やっぱりインバウンドのお客さんも多いし、それから、ここで働く人たちもやっぱり外国の方というのが多いわけですから、進学だとか就職に有利に働くという部分にもつながりますので、ぜひそこには力を入れていただきたいなということをお願いして終わります。

○議長（栗原京子君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

境町のをちょっと私のほうも調べさせていただいたんですけども、境町は、特例の教育課程を組んでもいいよという指定を受けて、文科省に申請をして、そういう指定を受けて英語教育に特化をしている。特別な教育課程を組むというのは、国から示される学習指導要領を、言い方悪いんですけども、一部無視をする、例えば英語の時間を、今中学校だと週4時間あるんですけども、それを週5時間にしたいよという場合には、何かの教科を1時間減らさなきゃならない、そういう学校なんです。

そういう教育課程を学校独自で組んだり、市町独自で組む、これには莫大な時間、莫大な予算がかかります。それを支援できる盤石な財政基盤がないとなかなかできない。ですので、小さな町だと、はっきり言ってあまりできないんです。大きな市町だとできることがあるんですけども、ですので、学習指導要領が示されて、その中で組む教育課程の中で、どういことが充実できるかということこれから考えていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（栗原京子君） 次に、第3問、細野高原の利活用についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 第3問、細野高原の利活用について。

当町の誇れるすばらしい景観や壮大なススキ草原は貴重な観光資源であり、さらなる交流人口の拡大を図る上で、道路アクセスの改善は不可欠であると考えます。細野高原の利活用については、細野高原みらい協議会を立ち上げ、様々な利活用等について検討が行われていると推察しますが、現状を打破することが細野高原を訪れる人の増加につながると考えています。

そこで、以下についてお伺いをいたします。

細野高原までのアクセスは、道路の狭隘さが指摘され、改良を進めてきたところであります。以前から比べると使いやすい道路になってきていますが、多くの訪問者に対応できない状況にあります。そこで、過去にゴルフ場から細野高原までの進入道路計画の下、工事実施がされてきましたが、軟弱な地盤によりり面の崩落が続き、断念した経過があります。当時に比べると工事技術も格段に進化した今日、改めて進入道路の検討を行う考え方はありますか。よろしくお願いたします。

○議長（栗原京子君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 楠山議員、第3問について御答弁を申し上げます。

上から行ったほうがいかなという感覚は、私も実は、もともと土木屋なので、多分、線形的な問題とか高低差の話をする、ルートのには何か考える、多分、諸先輩方もそういうことがあって、過去にチャレンジをしたという経緯も私自身理解しております。ただ、もう一度、このとても重要な視点について御質問いただいたので、少し状況を確認、整理をさせていただいたので、その整理の結果とともに見解をお答えしたいと思います。

まず、林道熊口線開設事業につきましては、平成11年度から調査業務に着手をして、測量設計の後、平成13年度、ふるさと林道緊急整備事業として工事に着工し、繰越事業にて平成14年度、幅員7メートルの林道398メートル分が完成をいたしました。

その後、御指摘あったとおり、地盤の脆弱化や湧水等の関係で崩土が止まらず、崩落をしてくるという状況が止まらないで工事を中止し、地質調査を実施した結果、変質作用を強く受け脆弱化の進む安山岩が切土のり面の主体を占め、この安山岩は風化に対する抵抗性が極めて低く、また豊富な地下水の影響もあり、切土後、早期に強度低下が進む土層であることが判明をいたしました。また、地滑り地形が確認された区間もあり、土層の分布状況が非常に複雑である、伊豆半島全体が移動してきて本州にぶつかったという、複雑な地形であるということでございます。

今後の林道建設に対しては見直しが必要であります。まず詳細な地質、地滑り調査の実施と、地下水状況の把握を行う必要があるとの結論でした、当時ですね。安全対策も含め大幅な予算増が当時必要なことから、事業推進が困難な状況となったと記録されておりました。

現在、費用対効果を考えると、事業実施に向けては非常に難しいのではないかなと、技術

屋としても少し思います。それは、多分基本的な工法ということなんですけれども、20年たって、今でもそんなに大きくは変わっていないのかなという意識もちょっとある中で、当時、地質調査に併せて復旧方法も検討されておりました。のりが高い入谷天城側の100メートルの復旧を施工するために、のり面安定勾配を切り直し工法、吹付のり枠工法、それプラスアルファ鉄筋を挿入して、そしてアンカーで押さえるという、アンカー式格子状擁壁工法の3つの案が提案をされて、検討されたようです。この部分の復旧だけでも多額の予算が必要であり、全線の事業費、当初、当時の予算で6億オーバーというお話を聞いております。調査費を含め大幅な増が見込まれて断念をしたという経緯であると伺っております。

確かに、日本の土木技術を駆使すれば多分できると思います。ただし、それに伴う工事費というのは、それなりの費用が多分かかってくるということがあるので、それを導入する、それをやる、やらないの判断というところは、町の財政状況と細野高原の今後の将来性、これはしっかりと育てていくということでありますけれども、もろもろいろいろ、今の現時点でしっかりとした認識の下で検討しなければいけないのかなと思っています。ルートの的にはありだと思うんですけれども、その地質的に大きな問題があるという認識で現在いるところでございます。

以上です。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 今、町長のほうから大きな金額をお聞きしてから、難しいというか、実現不可能かなと思うんですけれども、ちょっと町長に確認をしたいんですけれども、町長はみらい協議議会のほうのトップ的な立場にあって、細野高原に何回か行かれたと思うんですけれども、あそこから見ると伊豆七島ですとか、美しく整備されたゴルフ場のコースだとかという、すばらしい景観じゃないですか。そのほかに何か気づきみたいなものはありましたか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 一番上の風車の前まで何度も行きましたけれども、まさに広大な風景と、あと、本当に伊豆七島が見渡せるような空間というのは、特別だなということと同時に、言い方を恐れず言うと手つかずの自然、裏を返すと、何ていうんですか、結構いろんな方にPRはするんですけれども、細野のことは知らない方が実は多い。そこがPRし切れていないということと、アクセスについても、議員御指摘のとおり、そこに至るまでの狭隘な部分

があったりするというので、当然、大型バスが、もしかしたらあそこまで、近くの広場まで、トイレがあるところまで例えば乗りつけられてということになると、多分、来るお客さんの数が激増するのは見えていると思います。その辺が、やっぱりアクセスのところが課題だなど、雄大な景色を見ながら思っております。

今、1問目の御質問もありましたけれども、工法として上から行けないということであれば、じゃ、今の現道をどうするかという選択肢もあるのかなというふうに思っております、協議会のほうからは、去年だと思うんですけども、狭隘な部分について、待避所をなるべく数多くつくってくれないかという、そんな御意見もいただいている中で、担当課と協議をしながらですね。多分、コスト的に待避所はそんなに莫大なお金はかからないと思うので、それを数多くやるというやり方も、もしかしたらあるのかなという認識の中で、よりよい観光客の皆様がアクセスできるような工夫というのを、これからも皆様と協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 私が驚いたことがあったんですよ、あそこのてっぺんのほうへ登ったときに。あのすばらしいススキの広大さというか、ススキの有名な箱根の仙石原、あれをはるかにしのぐ広さですので、あとは、ゴルフ場の美しさだとか、伊豆七島を見れるとかという、そういうことで感激はしたんですけども、私が一番驚いたのは、水平線が湾曲になっているんですよ。地球が丸いと、地球は丸いわけですけども、地球が丸いということを感じられた、そこのところにすごい驚きを感じて、いや、すばらしいな、地球を丸く感じられるところがあるんだとかというふうなことで驚きを覚えたんですけども、町長、そういうことが、例えばインバウンドの人たちがよくやる手法だと思うんですけども、SNSからそういうことを発信する、そのことによって、インバウンドのお客さんなんかやっぱり増えてくるという可能性があると思ったりしたもので、じゃ、ゴルフ場側から大型バスが入れるような道路があると、一挙にあそこの交流人口というんですか、滞在をする人たちがやっぱり増えてくるじゃないかなというふうな思いがあったもので、今回提案をさせていただきました。本来でしたら、下からの拡幅でからそういう形が取れば良いと思うんですけども、現状ちょっと不可能なような状況ですので、そんなこともあって今回提案させていただきました。

ゴルフ場からの道路についても、町が加森さんのほうに貸付けをしてある土地の中に、市

道的な形の中で造られていますので、そうした懸念みたいなものがあって、協議をして理解ももらわなきゃ、この道路整備というのは進まないなという思いをする一方で、でも、あそこをバスが通ったり乗用車が通ったりすることによって、アニマルキングダムさんですとかゴルフ場のことをやっぱり知ってもらおうという、側面のメリットみたいなものがそこに存在するのかなということだから、検討していただけないかなということで今回提案させていただきました。

町長が言われたように土木の専門の方ですので、何か現地へ行って現在の状況を見て、写真ではほとんど崩落も止まっています、前に切り開いた状況のまま残っているような状況になっているんですね。だから、いろいろ懸念をその当時言われたと思うんですけども、今現在は落ち着いてけっから、いけるんじゃないかなという思いがありましたので、また機会があったら、ぜひ町長、現場も見ていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

水平線が見えるところというのは、水平線になるんですか、見えるところってなかなかないので、とても雄大な東伊豆町の資産、宝だと思っておりますので、その活用という意味では、今の御指摘、とても重要だと思っています。

機会を見て、これはちょっと確約はできないんですけども、建設関係はいろんな知り合いの方が多いので、ちょっと軽く聞いてみるぐらいはできるのかなと思うので。今の現時点の、もしかしたら新しい工法で何かという、ゼロではないと思うので、その辺も少しタイミングを見て、聞ける機会があれば伺って、それが具体的に本当によさそうだったら、また御報告を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（栗原京子君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時20分までを休憩とします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

---

◇ 西 塚 孝 男 君

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員の第1問、小中学校統合後の校舎についてを許します。  
8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 私の質問は2問ですので、ひとつよろしくをお願いします。

まず1問目、小中学校の統合後の校舎についてをお伺いいたします。

町の方針は、熱川地区へ小中学校を造ることになっているが、新しい学校を建設するのか、現状の学校をリニューアルして使用するのか。また、工事中は一時的に稲取中学校を使用するのかを伺います。よろしくをお願いします。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 西塚議員からの御質問にお答えをいたします。

小中学校の統合後の校舎についてという御質問、ありがとうございます。

まず、学校の設置の場所ということなんですけれども、最終的にまだ決まっているということではないかと思っておりますが、本町における幼小中一貫的な教育の拠点となる場所については、敷地の広さとか平坦な地形とか、通学バスの進入路確保の可能性とか、町立図書館との連携のしやすさ及び将来的な校地の拡張性など、総合的に検討した結果、現在の熱川中学校の敷地を活用することが候補として上がっております。

それを踏まえて、建設、新築かリニューアルかというお話でございますが、現在、熱川中学校の用地測量をしている段階で、その結果を踏まえて来年度以降、基本構想、基本計画を策定をしていく予定となっております。そこはずっと首尾一貫、この回答でございます。

学校施設の整備については、町と県が連携して、施設の複合化、共有化を図ることを基本方針としております。新校舎の建設については、人口減少社会における究極のシェアリングとして、町と県が連携することにより、維持管理費を削減しつつ、先進的な教育環境を整備できればと、ただ、この点に関しても、県とこれからしっかりと協議をしなければいけない。ただ、全くそういう土壤がないかという、一応テーブルの上にはのっているというふうに認識をしております。

例えば高度な教育設備の導入など、1人1台端末に対応したゆとりある教室やオンライン学習専用の教室、町民も利用できる多目的スペースなど、新しい教育メソッドに対応した施設を一体的に整備できればとてもいいのかなというイメージは、これからですけれども、すみません。ただ、具体的に検討をしておりませんので、しかるべき手順を踏んで、私たちだけではなくて議会の先生方とか、あと町民からの御意見も、先ほど御答弁申し上げましたとおり、しっかりいただきながら、よりよいものにイメージを膨らませていければと思っています。

町内の学校施設は、築年数が耐用年数の70年に近づいておまして、一貫的教育の実施をきっかけに、将来のまちづくりの核となる施設として再構築したいなど個人的には思っております。工事中の対応として、稲取中学校の一時使用等について、工事期間中の教育活動の場所については、現時点では施設整備計画や諸手続きに一定の期間を要するとの認識もございまして、具体的な運用については、今後の詳細な設計や県教育委員会との協議ということも必要なのかなと思っています。

段階的な整備の検討という視点がありまして、早期実現を目指す一方で、実現までに期間を要する場合には、先に幼小中の中で先行的に統合できるか検討を行い、できるところから環境を整備するという段階的な手法も検討の選択肢に入っております。昨年も、議会の中でその趣旨の御答弁もいただいている中で、同じような答弁をさせていただいていたかと思っております。

子供たちの教育環境を優先的に考えておりますが、議員御指摘の稲取中学校の一時的な活用、これは選択肢として十分あり得る考え方だとも思っております。これからでございます。これも含め、工事中の子供たちの学びや安全に支障が出ないように、保護者や地域住民の皆様に対し十分な御説明を行い、合意形成を図りながら慎重に進めていかなければいけないとも思っております。

いずれにしても、この事業は、単なる学校の建て替えではなくて、垂直方向、つまり幼小中高という垂直方向の集約によって地方を維持し、子供たちの成長に必要な適正規模の集団を確保するため、極めて重要な挑戦だと考えております。町と県が力を合わせて、新しい時代の教育のとりでを築いていければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 今の答弁の町長の中で、いわゆるそういう、町がしようとしていることは分かるんですけども、というと、スケジュール的にどのぐらいかかるのかという問題が、父兄の方々が一番の問題だと思っているんですよ。今、去年あたりだって稲取地区で10人前後しか生まれていない。といたら、その子が何年後にこういう学校ができるのかと、今いる小学1年生が、じゃ、いるうちに中学校ができるのかという問題もあるだろうし。だから、そこで、父兄がスケジュール的にいつできるのかを、皆が今一番心配していることであると思うんですけども、どうですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 気持ちは早くと思っておりますけれども、教育現場の様々な事情、やっぱり県の教育委員会への届出があってから少し時間を要するとか、いろいろお話を伺っているので、その中をしっかりと整理しながら、なるべく早いタイミングで、もしやれるのであればというふうに考えているところでございます。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 土地のあれが今年度中に決まって、用地のあれが来年度からの調査とかという中でというのを考えると、結構かかるのかなと。保護者のアンケートなんかでも中에서도、そのときに、できたときの通学路、電車、伊豆急を使って白田駅からという、この考え方を町がしてきましたけれども、本当にそれが安全なのかと、そういう新しい校舎について、どういう形でスクールバスを出した方がいいんじゃないのかとか、いろんな考えがある。そういう中で、いろんなことを全部含めると、いつ頃できて、どういう形でというものが分かってこないと、みんな不安でしょうがないと思うんですよ。

どういう形、町長が言うように非常にいい、いわゆる縦の線の。だけど、町長は、また稲取高校までを考えたときに、前のあのときには、県の県立だからなかなか難しいという中の意見も出して、教育長が言ったのかな、そういう中であって、そこまでいろいろともっと難しくなるんじゃないかなと思うんですけども、どうですか、教育長。

○議長（栗原京子君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

いつの議会だったか、ちょっと今思い出せないんですけども、大体このぐらいのスケジュール感でいきたいなという案をお示したときに、大体令和14年度ぐらいには開校できるかなというようなことをお示したと思います。ただ、これはあくまでも案ですので。先ほ

ど楠山議員の御質問にもありましたように、これから先、基本構想、基本計画を立てていく中で、それが例えば、完全に新築するのか、改修でなければいけないのかによっても変わってくるもので、あくまでも案として令和14年度開校を目指しているということです。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 町長の話だと、年数が70年たっているから改修はないだろうと、新しく学校を造るといような、先ほどの答弁だとそう聞こえましたけれども、違いますか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 70年を迎えているのは事実であります。それぞれを全て、耐震化というか修繕をしていくことに対しては、すごくお金がかかるという認識は間違いございません。ただ、リニューアルかどうかというのは、これからまさに検討の俎上の中で考えていくことです。技術的に言うと、さっき道路の話で最新の技術という話がありましたけれども、お金をかければそういうことも可能だということなので、そこと、新築がいいのかリノベーションがいいのか、それで果たしてできるのか等のことをまさに検討していくということだと思っています。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） そうすると、工事をやると、どっちにしろ、統合について熱川地区に向かっていくに対して、工事中の生徒を一時的に稲取中学校に移すのかどうするのかというのは、じゃ、先に小学校は現状のままで、中学生だけを統合してやっていくのかという問題についてはどうでしょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 昨年の議会で教育長のほうからも御答弁申し上げていると思いますけれども、選択肢としては、中学を先にやるというのは、多分検討していただいていると思います。もしよろしければ、この後少し補足の御答弁をいただければと思いますけれども、特に全ての可能性を否定しているわけではなくて、やれるものをしっかり検討してやっていると、なお、やるんだったらなるべく早いタイミングで、今どんどん子供の数が減ってきているというお話もあったので、そこも踏まえながら、保護者の皆様が、何ていうんですか、希望が持てるというか、明るい気持ちになれるような方向性を示すことができればいいなというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

先ほども申し上げたとおり、いつの議会でしようといったら、ぱっと出てこないんですけども、熱川中学校を例えば完全に壊してというか、新築にする、あるいは部分改修にするか、まだ全然決まっていらないんですけども、そうなった場合に、一時的に稲取中の校舎を使うということは、たしかそういう可能性はあるということは、いつの答弁だったかちょっと忘れてしまったんですけども、この場で答弁をさせていただきました。

そういう場合でも、これも生徒の教育事務所、あるいは県のほうにもお聞きしたんですけども、統合をしなきゃいけませんよ、だから、名前は分かんないですけども、仮に東伊豆中学校という形にするならば、という名前にするならば、熱川中学校を稲取中学校に持ってきて、東伊豆中学校という名前にして統合をしなきゃ、中学校を統合する、先に。それでも最低は3年はかかります。ですので、そういう段階を踏んでやんなきゃならないということになります。ただ、これはあくまでも仮の話ですので、今言っているのは全て仮の話です。これから先、基本計画、基本構想を決めていく中で、具体的なスケジュールが決まっていくと思います。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） ちょっと今、質問の回答が、中学校はそうですけれども、小学校はその間は、稲取小、熱川小で置いておきますかと聞いているんですけども。

○議長（栗原京子君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） すみません、もちろんそうです。小学校は移動する必要はありませんのでね。小学校に関しては、完全な、先ほど申し上げたとおり、案としては14年度ぐらいに開校したいなというふうに考えておりますので、その時点までは、現在の稲取小学校、熱川小学校を使っていきたいなと思っています。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） じゃ、最低14年まではかかるというと、今から6年というと、今の小学校1年生が中学校になってという形の中で、稲取小学校で卒業していくという中で、いろいろな新しく1年生になってくる父兄も、いろいろな父兄も、いろいろなことで考えると思うんですよね。本当に人数がどんどん減っていく、教室の在り方、先ほど言っている少なくなっ

たときの教育等、そのの少なくなったために出てくる弊害、いじめや、いわゆる学校に行くのが嫌になったりとか、そういう中の教育というのが、本当に大切な時期の子供たちの教育というのは、今のやり方でいいのかという問題も出てくると思うんですよ。

だから、1つの学校というものの捉え方に対して、親はいろんなことで心配しているというのは確かなことで、そののころのいわゆるスケジュールというのは、本当に知りたがってというところだと思うんです。だから、いち早くスケジュールとかそういう判断、小学校はこのままでずっとやっていくと、統合が決まるまで、学校ができるまでということをやちゃんと父兄に知らせて安心させるというのが一番のことだと思うんですけども、どうでしょうか、町長。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 少し問題認識を整理させていただければと思いますけれども、子供の数が減ってくる中で適正な教育環境をつくるために、ある程度の人数、一定規模、適正規模というのが必要だということまでは、多分共通の認識で。問題は、その推測があったにもかかわらず、それがなかなか手を打てていなかったのがここまで延びたということだと思います。

なので、私が町長になってから、環境整備委員会の答申も受けて、速やかに統合するという方向性を示させていただきました。その次に、統合をやるためにやっぱり計画をつくって、場所もまず選んで計画をつくって、内容も考えていくということをやると、ある一定の時間がたって、どうしても必要だということまでも御理解はいただいていると思います。

問題なのは、問題というよりも、御父兄からいただいている私が聞いた声は、そういう中であっても、例えば中学校を前倒しで一緒にしていただけないでしょうかというお話があったと、昨年の議会の質問の中でもそういうお声があったということでありまして、全体を統合する話と前倒しで早期にやるという話は、切り離して考えたほうが良いと思っております。問題は、前倒して子供たちのためにより良い環境をなるべく早くつくれるか、つukれないかということだと思いますので、それは中学校、小学校にかかわらず、しっかりと検討して、なるべく早く、もし一緒にやる必要があるであればそういう方向でやっていくことが、個人的には、これは結論を言っているわけではないんですけども、私の考え的にはそういうふうには思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

(8番 西塚孝男君登壇)

○8番(西塚孝男君) そうですね。今町長が言うように、中学生、前倒しにやってもらうのが、いわゆる部活動とかいろんな問題で、今弊害が出ているという中で大切なことかなと、そうすると、そういうことを考えたときも、やっぱり最初はどこで合併させておくのかという考え方が出てくると思うんですよね。だから、そういうことをスケジュール的に、早く町の方針を決めてもらって、父兄さんにも、早くそういう不安をなくせるような政策をしてもらいたいと思います。これで私の質問は終わります。

○議長(栗原京子君) 次に、第2問、稲取池尻海岸のトイレについてを許します。

8番、西塚議員。

(8番 西塚孝男君登壇)

○8番(西塚孝男君) 稲取池尻海岸のトイレについて。

使用禁止になってから3か月がたつが、いつから工事が行われるのか伺う。

○議長(栗原京子君) 第2問の答弁を求めます。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 西塚議員の第2問の答弁を申し上げます。

使用禁止になってから3か月がたったということで、池尻のトイレだと思います。いつから工事が行われるのかということで、多分、観光地としてトイレというのはとても重要なところだという問題認識を持たれているのではないかなと思っております。

御質問のとおり、現在、池尻海岸のトイレについては、埋設水道管からの漏水によりまして水を流すことができなくなり、使用を中止しているところです。漏水は3か月ほど前に発覚し、修理を検討まいりました。ただ、このトイレは、平成6年の完成から31年以上が経過し、全体的に老朽化している、老朽化が目立つようになっているほか、今の時代に求められているトイレの機能やバリアフリーに対応していないという、課題というか、現状の課題というのもあります。

早い時期にトイレの全面改修をしたいという思いも正直ございますけれども、ここでちょっと待てよと、もっと総合的に、どうすればいいトイレ、いろんな方が使えるようになるかなとちょっと考えたときに、せっかく建て替えるのであれば、隣接のプールや芝生のスペースを含め、全体のデザインを考えたリニューアルというのか、新しくするのか分かりませんが、そういうことも少し考えたほうがいいのなかというところもちょっとあります。決してマイナスイメージではなくて、よりよくしたいというふうに思っています。

しかしながら、大きな改修となりますと、デザインから設計、工事まで長い期間がかかってしまいます。学校の話とちょっと似ています。どうしてもやりたいことがあったら、そこに至るまでに意見を皆さんから聞いて、計画をしてという手順を踏まないとよくないということだと思えます。なるべく簡易な方法で、ただその間、トイレを使用できない状況に置くということもできません。当面は、使用できるように最低限の修理を検討していきたいというふうに考えております。当面は修理で対応ということです。なるべく簡易な方法での修理を検討いたしましたが、露出配管であっても配管の引き直しが必要となるほか、洋便器化ですね。今、トイレは洋便器化されないとなかなか使い勝手が悪いというところもあって、洋便器化も必要と判断したため、一定の工事費が見込まれることから、工事費につきましては来年度予算に要求をさせていただいております。

確かに利用停止してから期間がかかっておりますが、このトイレの利用のピーク、大体夏場だというイメージがございます。それだけではないのは分かっているんですけども、あくまでもあそこの利用のピークは夏場だというふうに仮定をすると、また加えて、旅館組合さんや文化公園にも公衆トイレがあるということを考えて、予算を確保してから実施する予定でございますので、御理解をいただければと思います。夏場までにはしっかりとというイメージで持たせて考えているところでございます。

以上です。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 3か月、1月でもう4か月になっているんですね。じゃ、どこから計画してくれたのかと、4か月の間はどういう計画したのか、それが見えない、今の答弁で全然。ピークは夏かもしれないけれども、あそこの夕日を見て観光客が歩いている、朝日を見て歩いている。非常にいい景色、稲取に泊まってよかったなという中で、あのトイレを見たとき、朝早い人、用を足したくなったり、そういう人たちが行く。非常に残念、本当に最高の景色を一瞬で壊す。それが4か月前に分かっていて、設計、何があつてかかると、私は何か意味が分からないですよ。観光で生きている、町長は、観光客と地域住民の双方が快適に過ごせる環境づくりと先ほど言っていました。それはどういう意味なのか、そこんところをちょっと聞きたいですよ。

○議長（栗原京子君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） すみません、担当のほうから、ちょっと回答させていただく

んですけれども、大分古いトイレということで、最初、漏っている箇所の特典から入りまして、実際、今の状態が、夏場のピークの時も和式だったので評判があまりよくなかったというのもございまして、いろいろ考えさせていただいて、業者さんに見積りをいただいたり、工法をどういうふうにしたり、洋式化するのにも、どこの箇所をどうしようということもいろいろ、担当レベルですけれども、考えながら進めていったので期間がかかってしまったというのは申し訳なかったんですけれども、実際、金額もそこそこの、当初予算に上げたほうがいくらの金額とはなってしまったものですから。冬場の利用ができないお客様には本当に迷惑かけてはしまうんですけれども、今のままほっとくよりも、使用禁止で完全に、何ですか、工事用の柵で止めていたんですから、勝手に使われるということもあったようなので、完全に今は閉じるように進めていますけれども、新年度に入って早急にきれいにしたという考えで今おりますので、御理解いただければなと思います。

以上です。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 町長は、最初、いわゆる新しくリニューアル、かなりたっているからという、敷地は横にもあるし芝生のところもあるし、壊すなら壊して、物事ってできるんじゃないかなと。そういう絵とかというのが見えていない、地域住民に見えていない。ただお金がかかるから、そうではないと思うんですよね。観光で生きていて、みんなそうだと思いますか。

せっかくあの景色、旅館から見てもあのいい景色。そういう中であるところなので、いわゆる新しくするんだったら、今のやつは壊すだけで新しくできる。何で不思議なぐらいに時が過ぎて、今の話を聞いていると、夏場がピークだからそれまでに造ればいだろうという、ものすごく安易な考えなのかなと。本当にそういう絵ができていて、そういうものがあるんだったら示してもらって、こういう形でやるからもうちょっと我慢してくれとか、仮設トイレを置くよとか、そういう考え方がないんですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

すばらしい景観というお話がありまして。すばらしい景観だからこそ、あのエリア全体を観光地として魅力度を上げるための整備ができるのではないかという意味で、先ほどの御答弁を申し上げました。

御存じのように入湯税を上げました。上げた分150円分については、観光のまちづくりで使うという前提の下で上げておりました、基金もつくって、そこに積み立てていくということになっています。各地域で、今、より観光客のみならず町民も豊かになれるようなまちづくりをしたいということで、そのコンセプトを今決めているところであります、そのコンセプトが決まったら、それに基づいて、またそこはいろんな方の御意見も聞きながら、具体的な整備について考えていくということでもあります。

ということもありますので、絵がないというお話ですけれども、それは確かにないわけで、これからつくる話でありますので。物事には財源を確保して、それをじゃ、どう使うかというのを皆さんと一緒に考えて、具現化していくという流れで物事が進んでいく。ただ、これまで、そこについての観光まちづくりという視点が少し具体的になっていなかったところを、今回入湯税を上げることによって、そのスキームとか財源をはじめ、そういうものを明確化して今進めているということになります。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当に、いわゆる観光客だけじゃなくて地域の人たちも、あそこは夕方とか朝歩いている人、犬の散歩をしている人、いろいろな人と会う。そういう中で、やっぱりいいところなので、そういう考えを持って、地元と観光客が触れ合う場所の一つだと思うんですよ。自分たちが、もう何年前かな、2メートルの椅子をそこら中に置いたんだけど、何で2メートルかといったら、地域の人と観光客が座れるためには2メートル必要だろうと、あの長い椅子をつくっておいたと。そのくらいに地域の人と観光客が触れ合うところであって、そういうところにやっぱりきれいな景色、きれいなトイレというものが一番必要だなと思うから、こうやってあえてきつい質問をしていますけれども、そこんところは分かってもらって、今日の質問はこれで終わります。どうも。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

2メートルの意味、よく分かりました。やっぱり観光客だけではなくて、そこに住んでいる皆さんのこともしっかりと念頭に置きながら、財源はしっかりと確保しながら、皆さんの御意見も聞いてよりよいものを、また西塚議員におかれましても、いろいろなアドバイスもいただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（栗原京子君） 以上で、西塚議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開いたします。

---

◇ 山田直志君

○議長（栗原京子君） 午前に引き続き、一般質問を行います。

14番、山田議員より、一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、福祉避難所についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 1問目、福祉避難所について伺います。

頻発する災害において、最も深刻な影響を受けるのが、高齢者、障害者などの災害弱者である。そこで、高齢者、障害者などの避難先となる福祉避難所の想定等がどうなっているのか質問いたします。

1点目に、福祉避難所は町に何か所ありますか。それぞれ何人受入れが可能ですか。

2つ目に、福祉避難所への感染症、熱中症、また衛生環境等の対策で、備品等の支援はどのようにしていますか。お伺いします。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田直志議員の質問にお答えをいたします。

1問目でありますけれども、福祉避難所についてということで御質問をいただきました。まず、福祉避難所の個数と、その受入れ人数が何人ぐらいかというお話でございますけれ

ども、福祉避難所の位置づけについて、まずは申し上げます。

福祉避難所は、災害発生直後から直接避難していただく一次避難所ではなく、一般避難所での生活が困難な高齢者や障害のある方などを対象とする二次的な避難所であります。災害時には、まず一般避難所へ避難していただき、避難者の身体状況や介護の必要性等を確認した上で、一般避難所での生活が困難と判断された方について、優先度の高い方から福祉避難所へ移っていただく仕組みとなっております。本町では、現在8か所を福祉避難所として指定をしております。

受入れ可能人数は、各施設の規模や設備状況により異なりますが、施設ごとに1名から最大20名程度を想定しており、合計で49名の受入れを見込んでおります。なお、実際の受入れ人数は、災害の規模や施設の被害状況等により変動する可能性があります。必要に応じて関係機関や協定施設と連携をし、柔軟に対応してまいります。

また、福祉避難所での備品等の支援について御質問をいただきました。

感染症対策、熱中症対策、衛生環境の確保につきましては、令和5年度にマスクやパルスオキシメーターを配布し、一定の支援を行いました。その後、新たな備品配布は実施しておりませんでした。令和7年10月に介護事業所向けの災害対策研修を実施いたしました。講師には、国立健康危機管理研究機構やDMA T事務局関係者、また小児救急看護認定看護師の方をお招きし、能登半島地震での支援活動の実体験を踏まえた講義をいただきました。この研修を通じて、福祉施設における感染症対策、熱中症等の暑さ対策、あとは衛生管理体制について、備品面、運用面ともに、十分とは言えない課題があることを再認識させていただきました。

そのため、令和8年度当初予算において、国・県の補助金を活用し、感染症対策用の衛生資材、簡易ベッドやパーティション、熱中症対策用機材などの整備を進めるための予算を計上したところでございます。今後も、実効性のある支援体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、福祉避難所の指定の問題なんですけれども、町の配布している災害ガイドマップ等を書いてあるところというのは、大半、高齢者専用なんです。国、内閣府なんかの位置づけでも、当然障害者もあります。医療的ケアが必要な人たち、ないしまた、子育て世代というような配慮すべき福祉避難所の対象者というのは、高齢者だけでは

くそのほかにもいらっしゃると思うんですよ。

現実には、例えば子供の問題なんかは、私も阪神から東日本なんかも行っただけですけども、やっぱり子供が、特に乳幼児がいらっしゃるところなんていうのは、避難所の中では、なかなかやっぱり夜泣きして周りの人たちが眠れないとか、いろんなトラブルになるから、車中避難もするとか、そういう要因にもつながっているわけですよ。だから、高齢者だけじゃなくて、特に0歳児、1歳児ぐらいは、そういう人たちはそういう人たちでケアできる環境というのも必要だし、医療が必要な人たちという点でいうと、例えば、やっぱり当然、人工透析の方もいらっしゃるわけですし、あとは、町内でも皆さんもすれ違うことはあると思うんですけども、酸素ボンベ等を絶えずなければ生活できないというような医療的なケアが必要な人たちって、町内にも何人もいらっしゃると思うんですよ。そういう人たちを、現状のままでは対応されていないということになってしまうんじゃないかなと思うのが1点。

これは、たしか内閣府も令和3年に出しているんで、恐らく町長の答弁なんかも、前の防災計画等々の延長線の答弁かなと思うんですけども、やっぱりそこは抜本的に見直しが必要で、内閣府のやつでは、東日本を含めてこの間の災害の振り返りを通じて、福祉避難所というのは、高齢者のサポートだけでなく、医療的ケアが必要な人たち、また子育て中の人たちと、すごくやっぱり授乳の問題だとか夜泣きの問題とかが出てくる、そういう人たちをちゃんとサポートしなくちゃいけないよということで、対応というのは広がっていると思うんですけども、その問題が1つ。

もう一つの問題は、町長、例えば高齢者の問題で見ても、令和6年度の決算状況で見ると、介護保険における介護認定者というのが446人いらっしゃるわけですよ。介護の施設利用をされている方が106人いらっしゃると、恐らく施設ということになるんだと思うんですけども、いわゆる民間がやっている介護施設ではないんだけど、住宅型の有料老人ホーム、こういうところに100人前後の方が入所されているのかなととくと、重いほうから逆に200人ぐらいは、施設に入っていますよねということにはなるんです。

じゃ、残り200人ぐらいかなということになるんですけども、介護の1とか2でも、私何人も知っているんですけども、こういう人たちだって、介護の1と2だったら、デイサービスを2回か3回、ヘルパーさんが1回か2回来ていただく、ないしそれに配食サービスの支援を受けて、自宅で生活している人たちというのもいらっしゃるわけですよ。恐らくこういう人たちというのは、当然、福祉避難所ができるならば、そういうところでサポートしないといけないような人たちというのが、相当これ、残ってくるんじゃないかなと思うんで

すよ。今、町長が言われたように、災害の規模にもよるとか何とか言いますがけれども、49名とかそういうレベルの状況で、本当にちょっと足りているのかなというような問題というのは出てくると思うんですけれども、それらについてはどのようにお考えですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） できれば、事前に質問通告でよりきめ細やかな質問をいただくと、よりきめやかな対応ができたと思うんですけれども、ただ、今の現状、知り得る範囲でお答えをし、あと足りないところ、補足部分については、担当課のほうから答弁をさせていただければと思います。

最初の1点目、福祉避難所の選ばれている場所自体が高齢者に、何かそういうイメージを持たれているということで、あとは、実際に医療ケアが必要な方々とか障害者ということが少し薄いのではないかなということを御指摘いただきました。

基本的には、弱者の方々の対応というのはしっかりやらなければいけないと思っておりますので、後ほど担当課のほうから、現状について少し御報告と考え方、もしあれば、ちょっと御答弁させていただければと思います。

それと、基本的に49名でというお話がありました。御指摘のとおり、本町には要支援、要介護の認定を受けている方、49名、当然それよりも上回っているということでございまして、しかしながら、福祉避難所は要支援者全員を受け入れる施設ということではないのかな。ここは難しいところなんですけれども、一般避難所での生活が困難と判断された方を対象とする二次的な避難所ということもあって、災害時には、まず一次避難所での対応、あるいは既存の介護サービス事業所や入所施設への調整を優先し、それでも、なお避難生活が困難な方について福祉避難所を開設し、優先度の高い方から受け入れるということになっております。

災害なのでどうなるかがちょっと分からないというところ、本町においては、基本的には地形が急峻だったりとか、そういうような複合的な状況もある中で、一番大事なのは、発災したときに、より柔軟な対応がどうやって取れるかということを考えておくということと、その選択肢をなるべく広げていくことだというふうにも、今の御質問をいただいて思いました。

それを踏まえまして、49名という数字なんですけれども、福祉避難所単体での町内の要支援者全て収容するという考え方には、確かになっていないのかなとは思っています。災害の規模や状況に応じて、協定を締結している施設とか関係機関と連携して、受入れ体制、どうやっていくかというのは、考えなければいけないかというふうに思っているところでございます。

一方で、なかなか協定締結施設との実効性のある連携強化をまずやっていくということが重要だと思っております。備品の点検、更新、訓練の実施などを通じて、既存の計画にとどまらない体制づくりということ、これ、実際に現場を見ながらというのは、とても重要だというふうに私自身は思っているところでございます。

あとは、制度が段階的、補完的な避難体制として設計をされているので、ここをどう乗り越えるかというのはちょっと難しいところもあるし、あとは、人的、物的資源に明確な制約があるというところ、ここをどう考えるかということについては、先ほどお話ししたように、関係機関との連携とか新しい取組、シェアをすとか、何か工夫を入れる必要があるのかなとも思っているところでございます。足りないところについては、担当課のほうから御答弁申し上げます。

以上です。

○議長（栗原京子君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（中山和彦君） 乳幼児、子供のことですけれども、現在、福祉避難所の指定については、おっしゃるとおり介護施設等がメインになっております。他市町の状況を参考にさせていただきますと、幼稚園、保育園等を指定している自治体もございますので、今後、その辺は検討の有余があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） いずれにしても、町長、課長さんの答弁である、やっぱり福祉避難所の対象者というのをもう一回ちょっと見直して、本当にそこにいる方々の——当然、町長言われるように物理的な限界もあるわけです。マンパワーの限界もあるんですけれども、どういう人がいるよねというのは頭に入れておかないと、例えばDMATが来ても対応が後手後手になりますよね。そういう人たちの把握というのがしていれば、できるところというのはまたあるのではないかと思うし。

また、先ほど町長言ったように、今施設に入られている人はいいですよ。だけど、例えばそこが福祉避難所として、先ほど指定されているところで49人だ、必要性がある方を優先してとって、誰が優先する、この人とこの人の災害時に優先を決めるのかなんていう問題だって、とても難しい問題で、民間の事業所にしてみたら、やっぱり自分たちが訪問介護等々で分かっている人をできるだけ受け入れた方が、対応はしやすいという面もあるだけ

れども、それだけではない問題があるので、そういう対象者の洗い出しなんていうのも、これからしっかりやっていただきたいなと思うんです。

町長、私、この問題を質問するということに気づかされたのは、実はお手元の資料があると思うんですけれども、被災による介護事業所、珠洲市に見る実情ということで、これは12月と1月に、下田と松崎であった災害ボランティア等々の研修で頂いた資料を写してきました。

上にある珠洲市の社会福祉協議会の訪問介護サービスセンターの取組では、職員も減っているんですけども、劇的に利用者が減っているんです。これは、やっぱり介護、ケアできる体制がないがために、金沢とか名古屋とか、介護の体制を求めて人が出ていった結果、2年たっても、職員は補充できても利用者というのが補充できない。これは、当然高齢者の部分ですよ。下のすず樺という、これは社会福祉法人なんですけれども、障害者の施設ですけども、この施設でも、やっぱり職員の退職、また利用者の減少、ほとんどケア体制とか家族の働く場所を求めて皆さん転居されていく。唯一グループホームという、障害者を受け入れているグループホームだけが安心できるということか、利用者が増えているんですけども、この福祉のケア体制が充実していないことというのは、被災の苦しみが本当に大きくなるということとともに、全く人口減少にもつながっていく大きな要因になっているんじゃないかなと。

あと、データとして統計はないんですけれども、能登半島地震におけるいわゆる災害関連死の人たちのほとんどが、60歳、70歳、80歳、90歳、高齢者であり、ほとんどの人、8割方は病院か介護施設で亡くなっているんですよ。それが災害関連死としてちゃんと認定されているんですね。

そういう意味でいうと、福祉避難所の問題というのは、非常に重い課題ではないのかなというふうに私は思っているんです。こういう問題があるからこそ、できる準備というのをしていかなくちやいけないと思っているんですけども、これはたまたま珠洲市の社会福祉協議会のやつは、障害者の合同作品展のときに、福祉避難ということについて呼ばれて講演があったときの資料ですし、これはすず樺のほうか、これは松崎と西伊豆の災害ボランティアの研修のときに出了のが社会福祉協議会の資料なんですよ。

やっぱりそれをみんな呼んでくるということは、そういう人たちの対応が非常に心配だということが加茂全体の中でもあるんじゃないかなと。そういう認識を持っていただいて、これは取り組む必要があるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、町長、い

かがですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 私も珠洲には、実際に現場、被災後に、避難所自体はそんなに入り込んで見たというわけではないんですけれども、被害状況とかいろいろな課題について、特にトイレのあのときは課題だったんですけれども、見てまいりました。

全体的に言えるのは、大きな災害があることによって、それがきっかけとなって人口減少を加速させる可能性が結構高い。能登半島においても、それが結構顕在化しているという事実関係も把握をしております。

今、介護の分野もお話しありましたけれども、同時にお話しいただいた働く場所の話だと、教育、あと医療、そのあたりがやはり人口減少が加速化する地方において、そういうところが余計顕在化してきかけになり得るというふうに思っています。このあたりをどう対応すればいいかという、今までどおりのやり方だとなかなかいろんな意味で難しいので、いろいろな連携とかそういうことも含めて、しっかり考えなければいけないというふうに思っております。なかなか難しい問題ではありますけれども、連携というところに尽きると思うんですけれども、現状把握と、そして連携と選択肢を少し広げるというところ、このあたりを考えながらしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、そうなんです。だから、やっぱり町長、一つ思うのは、福祉避難所に指定した人たちとの集まり、研修をやったということで、それはとてもいい取組だったと思うんですけれども、研修しただけじゃなくて、施設でも実際の介護の事業をしているプラスアルファぐらいの、町長言われたように、マスクとか消毒液とかいろんなものはあるんでしょうけれども、例えばここにも書きましたけれども、備品ですよ。ベッドであったりパーティションであったり、いろんな必要なものだって出てくるわけなんですけれども、これはそんなに利用している人が、例えば汚したりとか壊れたりということがあって、1つか2つ予備はあっても、そんなには予備ってないわけですよ。こういう問題も含めて、連絡会とか何か集まりをつくって、やっぱり町としてボトムアップで要望に対応していくということが一番、今後の問題としては、町長言われるような連携を図る上では、そこで顔の見える関係、防災課だとか健康づくり課と福祉避難所の運営者の方々との連携が、そこで必要になってくるのかなというふうには思うんです。

町長、これ、2回の講演会の中で紹介されたりしたんですけれども、クリップポンというトイレで、ちょっとこれ電気がないといけないそうなんですけれども、いけば、おトイレをして、汚物を手動なり自動で圧着して、臭いが出なくなると。衛生的にもとても、福祉の現場では、そもそもおトイレすることだけでも介助が必要なところで、そういうものを、これは珠洲市の社会福祉協議会の方でしたけれども、DMATさんが持ってきてくれて一番助かったというのは、このクリップポンだというふうに聞きました。

もう一つは、デリソフトという、何か圧力鍋みたいなものなんですけれども、やっぱり珠洲の場合は、水、水道が来ないということで、どうしても金沢のほうから、遠くからお弁当が配達されるということで、届けられたお弁当では、当然、高齢者の方々等々でそのまま食べることができない、また冷たくなっているというような問題もあるんですけれども、そういうものを軟らかくして、避難してきた高齢者の方々にお出しするというので、やっぱりこの2つは大変喜ばれたというか、あったから、本当にケアができたよねというような備品で。

水道が普及、完全に止まらなければ、そういうものも必要ではないかもしれませんが、ただ、うちの町なんか水道も弱体化していますので、こういうものというのは、どうしても弁当や何かに頼る問題とかいろんなケース考えると、そういうものがやっぱり必要になってくるのかなと。これは、能登の災害を受けて、皆さんの教訓的にも言われている、こういう資材もあります。これは、僕なんか直接介護の現場にいるわけではないので、そういう人たちの声を聞いていただいて、やっぱりベッドにしろ、パーティションにしても、プライバシーを守ったり、そういう意味で、介護する上では布団に寝かせていくというわけにはいかないわけですから、こういう必要な資材の整備というのを配慮していく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、この辺についてはいいかがですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

ラップポンについては、予算要求を認めた記憶がありますので、ちょっと担当課から。ただ、それが介護を必要とされる方用なのか、それとも避難所として、多分避難所対応だったと思うので、そのあたりも、言い方を変えれば新しい課題、つまり健常者の方々とのどういうシェアリングとか、その辺もあるのかなと思いますが、そういう備品についてはしっかりと整えていくということ。

あと、当町においては、水道関係は、井戸を新しく掘って、まだそこが運用できていない

ところがあるんですけども、そろそろできるのではないかなという予感がしておるので、その辺を水道の多様化というところでも対応してやっていきたいと思っております。詳しい備品について担当課のほうから、もしあれば答弁をしていただければと思います。

○議長（栗原京子君） 防災課長。

○防災課長（加藤宏司君） ラップポンにつきましては、今年度、7年度の予算で2台一応購入すること、これは指定避難所のほうになるんですけども、予定になっています。次年度、令和8年度になるんですけども、この辺につきましても、一応6台という形で、計、今年度、来年度で8台を指定避難所のほうに用意するようなことにはなっております。今議員が言われたとおりのお話、とても参考になりましたので、福祉避難所でも、必要とあれば用意をしていきたいと考えております。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 普通の避難所でも、やっぱりいいそうです。変な話ですけども、ここで、お昼どきでこういう話をしているかどうか分からないんですけども、珠洲の社会福祉協議会の松崎に来てくれたヘルパーの方なんかでは、自宅では、やっぱり汚物処理とかいって、何というんですか、簡易トイレのやつを配られても、1人1回分なんていう使い方は当時はできなかった。家族全員がして、母親が3人分まとめるしか、いつ切れるか、そんな心配もあってできなかったというようなお話を伺いました。それがやっぱり福祉の施設で、DMATが持ってきていたラップポンがあったことで、汚物処理までヘルパーの方々はしなくても、衛生的な環境も保持できるし、非常にそういう一手間が、余分な手間をかからずにおトイレ等々の介助ができると。そういう点でいうと、福祉避難所でも普通の避難所でもあったほうが、やっぱり皆さん、ある面快適な生活になるのではないかなと、そういうことは私は予想されるので、とてもそれはいいことなので、そういうことを含めて、何かトイレやるようなテントや何かもいっぱい買ってあるので、テントでそういうものができると、そうすると、トイレの渋滞だとかいろんなものも、不足なものも解消できていくということにもつながりますので、それはとてもいいことだなと思うので、よく今後の問題でも検討していただきたいと思います。

○議長（栗原京子君） 次に、第2問、奈良本地区の風力発電事業の検証についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 2問目、奈良本地区の風力発電事業の検証について伺います。

さきの定例会でも質問しました、奈良本地区の風力発電事業の検証について質問します。

1点目に、質問もしましたけれども、事業の審査した土地利用委員会に、事業者は騒音や低周波についてどのように説明をしたということが、現時点で確認できるでしょうか。

2点目に、町、事業者、自治会で構成された3者協議会を通じて、事業者が行ってきた夜間における3基の停止、2基の軽減運転は、口頭で行われてきましたが、法的な契約行為に該当するのか、これらについての認識をお伺いしたいと思います。

3点目に、町と事業者が結んだ環境協定書では、騒音や協議についてどのように位置づけられておりますか。

以上、3点をお伺いします。

○議長（栗原京子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田直志議員の第2問の御答弁を申し上げます。

奈良本地区の風力発電事業の検証についての御質問をいただきました。

まず、最初なんですけれども、事業を審査した土地利用委員会に、事業者自身が騒音・低周波についてどのように説明をしていたかということであります。

本事業は、出力1.5万キロワットであり、法令上の環境影響評価の対象規模、これは7.75万キロワット以上には該当しませんが、事業者からは、NEDOの環境影響評価マニュアルに基づき自主アセスメントを実施したとの説明を受けております。

騒音については、熱川別荘地、これはB類型地域ということなんですけれども、において現況測定を2地点で実施し、さらに4地点で将来予測を行っております。現況騒音が40から42デシベル、風車稼働時の予測値が35から40デシベルであり、対数合成の結果、41から44デシベルとなり、昼間55デシベル、夜間45デシベルの環境基準を、いずれも下回るとの説明があったと聞いております。

低周波音については、法的な環境基準はございませんが、環境省の評価指針に基づくG特性音圧レベルで評価を行い、合成値66から73dB（G）であり、参照値92dB（G）を十分下回るとの説明も受けているとのことでした。また、当該事業者が国内で運営をする風力発電所において、重大な騒音問題が公的に指摘された事例は確認されていないという説明も、併せてされたようです。

町といたしましては、運転開始後に住民からの相談等があった場合には、事業者に対し適切な対応を求めるとともに、必要に応じて状況確認を行っていききたいというふうに考えております。

続きまして、町、事業者、自治会で構成された3者協議会に関する御質問をいただきました。

町の顧問弁護士にも確認しておりますが、契約とは、法的拘束力を伴う意思表示の合致によって成立する法律行為であり、地方公共団体が契約を締結する場合には、地方自治法に基づく手続が必要となります。今回の夜間停止及び出力制限運転につきましては、町及び自治会からの要請を受け、事業者が地域配慮の観点から自主的に実施している運用上の措置であり、法的な権利義務関係を発生させる契約行為には該当しないとの整理がございます。したがって、地方自治法上の契約手続や議会の議決を要する性質のものではございません。

もっとも、形式が契約でないからといって軽視するものではなく、町といたしましては、3者協議会という公の場において合意形成が図られている事項であることを踏まえ、今後もその履行状況を確認しながら、地域との信頼関係が維持されるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

3番目であります。町と事業者が結んだ環境協定における騒音や協議についての明記についてでございます。

町と事業者との間で、平成19年7月31日に締結したCEF伊豆熱川ウィンドファーム事業計画に関する協定書第6条において、「乙は、土地利用事業を起因とする騒音及び低周波音が環境基準もしくは社会生活上受忍すべき範囲を超えたことが確認された場合は、誠意を持って対応するものとする」と規定されております。ここで言う環境基準とは、騒音については環境基本法に基づく基準を示し、低周波音については、法的な環境基準はありませんが、環境省の評価指針等が判断材料となります。また、「確認された場合」とは、客観的な測定結果や専門的知見に基づき判断されるものであり、単なる主観的な感覚のみで直ちに該当するものではございません。

町といたしましては、住民からの申出があった場合には、必要に応じて測定や状況確認を行い、その結果が基準または受忍限度を超えると認められる場合には、協定に基づき事業者に対して適切な対応を求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

(14番 山田直志君登壇)

○14番(山田直志君) この間の定例会のときも質問したんですけれども、ちょうど僕は、この風車が建設される時というのは、町の風車が建った後ですけれども、平成15年、16年ぐらいからは、1,000キロワット以上の風車しか建設をさせないという国の方針転換があったんですよ。町の風車のときには、僕はこの間言ったように、NEDOのガイドライン自体が、国の方針転換に伴って変更、見直しがされていない時期だったと思うんですよ。

だから、ずっと、この間もここにもお示ししましたけれども、ないわけですよ。当時のNEDOのやつは、800キロワットで、まあ、250メートルとか400メートル離れていればいいですというのは、当時のNEDOのマニュアルにはそうあったわけです。だから、それはそのまま説明されたんですけども、実態は違ったわけですよ。そこは、ちょっとエアスポットになっていたところがあって問題はあるんですけれども、ただ問題は、町長、やっぱりこの3者協議等々で、業者が3基の夜間停止と2基の軽減運転をやったことによって、被害や影響というのは激減したわけですよ。これは確認できることだと思うんですね。自治会の人たちも、それ以降は、できれば上のほうにある1号機、2号機なんかも、軽減運転してくれないかという要望には変わっているんですけれども、それまであった奈良本のあの地域の人たちも、別荘の自治会、別荘住民も、被害は激減をして眠りやすくなった、騒音等は全然なくなるけれども、シャドーフリッカーとかいろんなものは残ったけれども、大きな騒音等々では問題は改善したというふうに私は理解しているんですけれども、町もそのように判断しておりますか。どうでしょうか。

○議長(栗原京子君) 町長。

○町長(岩井茂樹君) 奥の深い御質問、ありがとうございます。

少しいろいろな要素があるなと思って伺っていたんですけれども、まず停止措置についてなんですけれども、停止措置自体は、受忍限度を超えないための適切なリスク管理という側面があるのかなと。停止措置をやったから、それがそのままそれが原因だという理屈にはならないのかな、あくまでもリスク管理上やったということなのかなと。環境影響評価の枠組みにおいて、停止措置などの環境保全措置は、事業による影響をゼロにするなどを意味するのではなくて、影響を、今お話ししたように受忍限度の範囲内に抑え、適切に管理、抑制するために講じられたということで、多分事業者もそれにのっかってやったと思っております。

したがって、停止措置の存在は、法や基準に抵触するような重大な影響がある、悪影響があると認めているものではなくて、あくまでも周辺環境や住民生活に配慮し、科学的な根拠

に基づき、安全な運営を担保するための防波堤として機能していると認識をしております。

ただ、もう一方、論点が今の御質問の中にあっただかと思えます。協定自体は20年近く前のものでありまして、見直すというか、どう考え、受け止めるのかというお話だと思えます。

協定締結から20年近くが経過をし、その間、技術革新や社会情勢の変化も踏まえて、ある意味、見直しの考え方というのがどうなのかというところだと思えますけれども、まず、技術水準と科学的知見の変化に伴う再検証というのは、場合によれば必要なのかもしれないと認識をしております。2000年代前半の事業開始当初と現在では、風力発電をめぐる技術水準が劇的に変化を、議員御指摘のとおりあったかと思えます。当時の風力風車は、出力1から2メガワット級、高さ80から100メートル程度が主流でしたけれども、現在は出力が4から10メガワット級、高さが150メートルから200メートルと、結構大型化が進んでいる。これに伴い、騒音、低周波音の測定手法の精密・精緻化や、環境評価における圧迫感とか、これはスカイライン破壊というんでしょうか、何というんですか、山並みの破壊みたいな話があったり、新しい評価の軸が確立されるなど、環境影響評価の知見も大きく進展をしているという認識もございます。

町としては、施設の更新、リプレースや規模の変更の際には、当時の基準ではなくて、現在の科学的知見に基づいた丁寧な再検証というの、場合によれば必要なのかもしれないというふうに考えているところでございます。

一方で、そのために、今後の協定においては、地域の価値を毀損しない再エネ導入という原則より、より明確に打ち出す必要があるのかもしれないと思っています。ただ、同時に、この事業自体を全体的に評価しなければいけないというふうにも思っております。地域貢献の在り方という側面もあるかと思っております。協定の見直しをもしやるのであれば、町への経済的メリットの確保に加え、新たな地域貢献の形を模索することも重要かと思っています。税収の面もございます。どれぐらいの規模かというのもあるんですけども、あとは、これはとても重要だと思っている視点で、災害時において電力供給が寸断するという、この伊豆半島が抱えている問題に対して、どのようにこの事業が貢献、いい意味で影響できるかという視点も重要なかと思っております。それを回避するために、例えば防災拠点電源や地域マイクログリッドとしての活用など、地域のレジリエンス、防災力というんでしょうか、を強化する視点で、例えばこれを見直しするんだったら、同時にそういうこともしっかり考えていくというようなことも重要なかなと思っています。

ただ、これハードルが高くて、蓄電池やエネルギー管理システム、EMSというんですけ

れども、それを構築しなければいけないとか、技術的、コスト的なハードルもあるということから、事業者の貢献策としてこれらをどう位置づけるか、最新の事例を踏まえた議論が必要になるかと思っております。

以上を踏まえまして、町としては、過去の協定が、当時の法令に基づき適切に締結されたものであることは認識しております。当時において。ただ、更新は、既得権ではないということもあるので、基本原則に立ち返り、期間満了や設備更新のタイミングを捉え、現在の法的・科学的基準に照らした合理的な見直しを、場合によれば、先ほどお話ししたように規模が大きくなるとか、いろんな状況が変わってきたときには、そういうことも考えなければいけないのかなとは思っております。住民の生活環境と自然環境を守りつつ、町の持続可能性に資する事業となるよう、事業者との協議を厳格に進めるということが重要かと思っております。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） いろいろ接続語があつて、よく分からないというか。

ただ、いずれにしても、町長が言うように企業にとってリスクというか、住民からすると本当に受け難い、受忍し難い状況を改善したということについては、間違いない事実だと思います。

町長、いろいろ言われましたけれども、今、稲取でGPSが風車を建てました。当時の開示された資料で見ても、1,500キロワットとかいう発電機の騒音というのは、やっぱりマックス106デシベル、大体、風速で8メートルぐらいを超えれば106デシベルの音が出るということは、GPSが開示した資料でも出ているんですよ。だから、それは、いろいろ技術は変わったといっても、音が出るという問題は、特別低くはなっていないんですよ。今CFがやったやつも、恐らく同じレベルの騒音は出ているので、今新しくGPSがやろうとしているやつだって、106デシベル出ますよというのは、開示された資料の中にあるわけですから。技術革新云々の問題ではなくて、同じようなものが建てられるというようなことは、私はやっぱり、あつてはならないことだと思うけれども、少なくとも町民の皆さんへの被害が出ないということであるというふうな、この奈良本地区にある風力発電で起こった問題というのは、一つ教訓とすべき問題ではないかというふうに思います。そうしなければならぬと思えますね。

町長は、法令等にのっとりと言いますが、私は、絶対NEDOのガイドラインの

改定が遅れたということが一つの要因としてあるのであって、そのことがなければ、こういうことは結果的に起こらなかったんだろうと思います。

それは私の見解なんですけれども、いずれにしても、町長言われるように、新しくなったからといって、風車から出る音というのはそんなに変わっていないということは、GPSの資料から、事実として確認していただく必要があるし、社会貢献ということでいうと、町長言われたように非常電源ということで、前議員やっていた方も、何回かこの場でも質問しているんですけれども、風力発電の電波というのは、周波数がやっぱり安定していないので、それを変電所等々を造って、やっぱりちゃんとした電波として使えるようにするためのコストがかかるということで、町のやつでも、この間ずっと、3基あるから非常用電源に使ったらどうだんという意見、何回も質問する人もいましたけれども、町とすると、その整備に1億とか2億かかるだと、こういうことで、やっぱり風力発電は、なかなか周波数の安定しない、もっとも例えば、水力発電なんかだとまた全然違うのかもしれませんが、風力の場合は、変電所なんかで調整しないと、パソコンや何かも含めて、使う電気としてはできないわけで、そこには、やっぱりあまり幻想的な期待を持つ必要はないんじゃないかなというふうに思うんですね。

だから、そんな効果は一方向的に表れるものはないと思います。だから、その辺も含めて考えていく必要があるんであって、町長言われて、多少財源的な問題もあるんだけど、やっぱり町民を一定の人間が苦しめられている施設を造って、町の財政がよくなったって、本当にそれはいい施策だったかという問題にはなると思うんですね。

だから、私は、こういう風力発電が、またあの場所で事業が継続されることも、また今後、町の中で新たに本当に風力の発電所が建つということについては、奈良本の風力発電事業を実際見ていただければ、結果としてあまり適切な行為ではないと、これ以上のものは、私は必要ないんじゃないかと思っていますけれども、いかがでしょう。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

事業者側とのまだ協議というか、どのような考え方であるかというのが、まだ実はヒアリングを受けておりません。昨年、議会でアクセスをするというお話はして、向こう側に投げかけているんですけれども、その後の具体的なヒアリングというか、そういうところまで至っていないというところで、現状ではなかなか踏み込んだ話もできないということでありますけれども、まずは事業者から事情を聞いて、どういう意向があるのか、それに照らし合わ

せて現状でどういうことをやるべきかということを考えて、対応していければというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、14時5分まで休憩とします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

---

◇ 鈴木伸和君

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員の1問、ノッカルひがしいずについてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 皆さん、こんにちは。2番、鈴木でございます。

一般質問、よろしくお願いします。

1問目、ノッカルひがしいずについて。

御近所さんの自家用車でのお出かけのついでに乗ることができる、助け合いの気持ちを形にした公共サービスとして、令和6年2月から開始しているノッカルひがしいず。今後、利用区間を拡大するとしていますが、様々な問題を含んでいると考えます。

そこで、以下の点についてお伺いします。

1点目、なぜこの事業者のシステムだけが、東伊豆町の実情に適していると考えられたのか。

2点目、実証実験も行わずに本格導入した理由は何ですか。

3点目、一般ドライバーが増えない理由は何ですか。

4点目、このシステムの開発事業者と町長とはどのような御関係ですか。

以上4点、よろしくお願いします。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ノックルひがしいずについての御質問いただきました。

まず、この事業者のシステムがどれぐらい有効なのかというような趣旨の御質問をいただきました。

ノックルひがしいずは、住民同士の助け合いを形にした公共ライドシェアであります。私自身、海外出張の折に、これは町長になる前の話ですけれども、諸外国いろいろ行かせていただきました。海外では、一般の住民が自家用車で日常的に移動を支えるライドシェアが特別なものではなく、生活の一部として定着している光景を目の当たりにしておりました。私が過去に訪れた国というのは、例えばアメリカ、モンゴル、ベトナム、インドネシア、フィリピン、マレーシア等々でございます。そこにおいては、既に町民というか住民が、普通にドライバーをしているという姿がもう実現されていたということでございます。その利便性と合理性を実感したとき、公共交通が脆弱な本町のような地方こそ、住民同士の助け合いによる移動の仕組みを導入すべきであると、強く確信したところであります。

その上で、東伊豆町が当該事業者の提供するシステム、ノックルを本町の実情に最も適していると判断した主な理由は、既存の地域資源の有効活用、実装までのスピード感と実績、そして本町が目指す公共ライドシェアの理念との合致にあります。

具体的には、人口減少社会において新たな交通インフラを整備するのではなくて、地方に既に豊富にある、豊富に存在する自家用車と運転できる人という、言わば移動の余力をどう活用するかという発想が不可欠であります。当該事業者のノックルは、御近所さんのマイカーに乗せてもらうという支え合いの仕組みを具体的な制度として実装したものであり、1人1台に近い形で車を所有している本町の実情に極めて適したモデルであると判断をいたしました。

また、公共交通の衰退は本町にとって喫緊の課題であります。運転手不足や利用者の減少を背景に路線の縮小や廃止が進んでおり、対応を先送りすれば公共交通そのものが失われ、後から立て直すことが難しい局面に既に差しかかっていると認識をしております。そのような状況が目前に迫る中、スピード感を持った対応が求められました。

必要とされていたのは、実際に事業を立ち上げ、運用しながら改善を重ねていく実行力とスピード感であります。当該事業者は、全国各地で地域交通の課題解決を支援してきた実績

を有し、制度設計のみならず、住民への丁寧な説明や合意形成まで含めて伴走支援が可能である点を評価し、連携先として選定いたしました。

さらに、いわゆる日本版ライドシェアが、主としてタクシー不足への対症療法であるのに対し、本町が目指したのは、交通空白地における日常生活を支えるための公共ライドシェアであります。タクシー不足の解消ではなく、そもそも交通が成立しにくい地域を、地域にある車と人でどう支えるかという本町の方向性が、ノッカルの理念及びシステムと完全に一致しておりました。

加えて、本町が公共ライドシェアの導入を検討していた2024年当時、住民参加型の公共ライドシェアとして本格的に運用されている事例は、全国的にも限られておりました。その中で、当該事業者が支援していた富山県朝日町のノッカルあさひまちは、実運用を通じた知見が蓄積されており、制度設計から住民参加、合意形成に至るまでを一体的に参照できる事例でありました。少なくとも当時、本町が連携先として検討している中で、ノッカルあさひまち以外に同様の条件を満たす事例は見当たらず、その知見を活用することは、本町にとって最も合理的で確実性の高い選択であったと考えております。

以上の理由から、本町の実情を踏まえ、最も早期かつ確実に住民の移動手段を確保できる有効な選択肢として、当該事業者のシステム、ノッカルを採用したものであります。

続きまして、実証実験の有無について御質問をいただきました。

現在、地方のバスやタクシー事業は、利用者の減少や事業者の体力低下に加え、送客を担うプロの二種免許ドライバーの深刻な不足という3つの課題が同時に進行しており、従来の維持努力だけでは対応できず、一度崩れれば元に戻すことが極めて困難な崩壊の局面にあります。プロの担い手を確保し続けることが極めて困難な現状において、いずれ何とかするという猶予はなく、机上の検討を重ねている間にも、既存の交通ネットワークが突然失われてしまうリスクが現実のものとなってまいりました。東海バスさんが、たしか順天堂大学にバスを走らせていた運行の路線が、急遽変更になったというのが記憶に新しいと思いますけれども、そのような具体的な事例が、もう既にいろいろと起きてきているということでございます。

そのため、交通空白が生じる前に、二種免許に依存しない地域の一般ドライバーと自家用車という資源を生かした、活用した代替手段を先行して用意する必要があると判断し、スピード感を最優先といたしました。現代のように社会環境の変化が激しい時代においては、事前に全ての想定をし切ることはなかなか難しいと思います。

そこで、本事業では、法令や安全面といった最低限の前提条件を確保した上で早期にスタートさせ、実際の運用状況を確認しながら必要な修正を加えていく、動態観測的な考え方を採用いたしました。

ノッカルは、本町がいきなりゼロからつくり上げた不確かな仕組みではありません。富山県朝日町において、2021年から日本発の公的ライドシェアモデルとして本格運用を開始し、既に確固たる成功を収めていたシステムです。この日本における公共ライドシェアの先駆けとして培われた知見と実績を活用することで、本町においても導入の確実性を高めることが可能であると判断をいたしました。

人口減少や高齢化は、予測ではなく確定した未来であり、これまでの延長線上にある制度では対応できない段階に来ています。本町が2024年2月に導入した判断は、同年、2か月遅れた後の4月に、国が日本版ライドシェアを制度化したことから分かる通り、時代の要請を先取りした正当なものであったと自負しております。

以上のとおり、様子見よりも先行して動くことこそが、結果として、二種免許ドライバー不足という構造的欠陥から町民の皆様の移動手段を守るための最も確実な選択であると考え、本格導入に踏み切った次第です。

続きまして、一般ドライバーがなかなか増えないという現状を踏まえての御質問をいただきました。

本事業は、住民の命を預かる公共交通であるため、登録に当たっては厳格な基準を設けております。安全性を最優先し、登録を75歳までに限定していることや、国が定める講習の受講、車両、保険要件の確認が、登録を検討する際の見えないハードルとなっている可能性があります。また、運行前後のアルコール検査や遠隔点呼といった安全管理体制、万一の事故の際に、ドライバー自身の保険が優先適用される仕組みへの心理的抵抗感も、要因の1つであると認識しております。制度上の制約もございます。現行の運行管理制度では、運行管理者1名につき、登録ドライバーは20名までという制約があり、この管理体制を強化、見直しを並行して進めることが、大幅な増員に向けた前提条件となります。

町としては、単に報酬を引き上げるだけで解決を図るのではなく、まずはドライバーの皆様が、これなら活動できると確信できる環境整備を優先的に取り組みたいと考えています。現場の声を反映させ、システムを常にアップデートし続ける姿勢を堅持してまいります。現在は、制度やインフラを整えている段階であると捉え、環境が完成した段階で、対象者への集中的なリクルートを検討してまいります。将来的には、特定の予約時間に縛られず、タク

シーのようにリアルタイムでマッチングし、町民誰もがドライバーになることで、町内を縦横無尽に移動できる仕組みを目指してまいりたいと考えております。

また、現在の利用予定の多くが電話である実態は、効率化の観点から課題であると認識しております。利用者、ドライバー双方の利便性向上のため、将来を見据え、アプリやデジタルツールへの移行を促す努力を続けてまいります。さらに、既存のタクシー事業者との役割分担を明確にすることはもちろん、ホテルバスなどの既存リソースとも連携し、地域全体の輸送力を最大化する共存共栄の形も模索してまいります。

2024年2月の実装以降、抽出された課題を一つずつ解決していくことで、ノッカルひがしを地域の公共交通を支える盤石な柱へと進化させてまいり所存です。町としては、ドライバーの皆様が安心して活動できるようサポート体制を強化し、乗っける、助ける、喜ばれるという理念を町全体に広げ、協力の輪を確実に大きくしてまいります。

そして、4番目の質問といたしまして、事業者と私との関係ということなんですけれども、当該事業者と私及び本町との関係について、出会いの経緯から選定の正当性に至るまで、事実関係を整理して答弁申し上げます。

当該事業者とは、令和4年11月20日に本町で開催した地域公共交通講演会において、ノッカルあさひまちの事例を詳しく御紹介いただいたのが始まりであります。本町が導入を検討した当時、住民の自家用車とドライバーを活用したライドシェアを、デジタル技術を用いてシステムチックに運用している事例は、本町が把握し得た限りにおいて、朝日町のノッカルが日本で唯一の先行事例でございました。本町が抱える公共交通の脆弱さという喫緊の課題に対し、一刻も早く手を打つ必要があったため、国内で唯一の確かな実績を有していた当該システムを選択することは、本町にとって極めて合理的であり、言わば自明の理であったと言えます。

選定に当たっては、単なるシステムの提供だけではなくて、制度設計から住民の皆様への理解促進、利用を促す仕組みづくりまでを一貫して形にしてきた実装力を高く評価しました。本町が求めていたのは、机上の空論ではなく、実際に動く仕組みを早期に構築することであり、その目的に向いて同社は最適なパートナーであります。

この連携は、事業を外部に丸投げするようなものではございません。町が主体となって判断と責任を持ち、当該事業者は実績に基づくアドバイザー及び伴走者として、対応のスピードと確実性を高める役割を担っております。

以上のとおり、当該事業者との関係は、本町が直面する、これまでのやり方では維持でき

ず、一度失われれば二度と元に戻せない公共交通の崩壊という構造的な危機に対し、確定した未来へ迅速に対応するための業務上の正当なパートナーシップであることを明言させていただければと思います。

以上です。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） まず、一つずつお話しいただいた内容について、再質問をまたさせていただきますけれども、令和4年11月20日に行われました講演会、このときに、私も町内会の役員として動員要請を受けて話を聞いております。

この中で、今おっしゃるとおりに、朝日町の実例ということで会社の方が説明をされました。ほかに、いろいろ公共交通についての町の職員からお話がありましたけれども、この中で僕が特に印象に残っているのが、町長の挨拶の中で、来年から、町はこれやりますよという話をされていました。まだこの時期ですと、予算編成する時期に、もう既に来年からこれを入れるんだという話の中で、この会社のノックルについては、富山県の朝日町で全国の実験的に始めたというのは事実ですけれども、私が見ている限りでは、事業者支援型の公共交通の導入支援について、実績があるコンサルタントというのは、まだまだ幾つも出てくるんですね。

ですから、この中でこの会社だけがたけていて、これが特に東伊豆に合っているという判断するところの根拠が、非常に私は、まだ薄いのかなと思うのと、もう既に町長になられてまだ1年もたたない間に、町の公共交通の実情をどう診断されたのか。その中で、大川まで含む広い町内の公共交通を、まだ住んで1年もたっていない町長が、どうやって気がつくのか、調べたのか。この時期は、既にライドシェアではなくて、オンデマンドに対して町のほうはいろいろ調査を始めている時期で、次の年に電シャトルをやられていますよね。

これ、もう一つの、今特別委員会でやっているのと同じで、どうしても最初に事業者ありきで動いているような気がしてならないんですね。これというのは、何度も言いますが、特命随契の一番核たるところで、町長が事業者を選んで、そこからもらった見積りで契約をする。だから非常に重要なのは、堆肥化もそうなんですけれども、その事業者をたった一つ選んだ、指名参加願も出ていない事業者をたった一つ選ぶところの根拠というのは、非常に重要なわけで、そこから出される見積書については、当然金額の比較ができないわけで、言い換えると、その示された金額で進めなければならないというふうになってしまうと思う

んですね。

うちの町は、ご存じだと思いますけれども、二十数年前に事件があつてから、町の職員は、特に地方自治法については、非常にナーバスに動いて仕事をしてきたと思うんですけれども、こういったところで、既に予算を議会に上げる以前から、この会社のをやりましようとした。そこまでこのノックルがこの町の実情に合ったというのは、どういうところでしょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 導入した経緯については、最初の御答弁で申し上げたとおりであります。

それと、公共交通の講演会の際にどのような発言をしたか覚えていないんですけれども、間違いなく私は、その事業者さんと初めてお会いしたのはその場で初めてです。ただし、ライドシェアについては、場合によればその前から知見は持っておりました。それは先ほどお話ししたとおり、海外に行く経験がたくさんあり、また、元ライドシェアを統括していた省庁の関係も仕事をしておりましたので、日本の最先端の事例等は全部頭に入っております。という中で、その必要性を感じているところに東伊豆町の課題を照らし合わせたということで、これは必要だというふうに認識しておりました。

東京一極集中が加速化する中で、東京に当町からも流れる方が多い。そこを逆手に取って、東京になくてこの地方にあるものは何かと考えたときに、最初に思いついたのがドライバー1人1台、家族で皆さん車を持っている、これは東京ではあり得ない状況です。その代わり東京というのは、東京一極集中をして、その代わりに公共交通というのが地下鉄、普通の電車、バス、その他、とても充実をしている。その分、皆さんは車を持たれていない。地方は逆で、公共交通が発達していないけれども、車を皆さん持たれているというところをフル活用するのがライドシェアの考え方であります。なので、基本的にライドシェアは導入すべきだという話。

あと、何度も、着任1年しかたっていないのにというお話がありましたけれども、まず一つ言えるのは、東伊豆町と私の付き合いは1年ではなくて、もっと随分前からあります。東伊豆町には何度と足を運び、いろいろな課題、それは前職のときの話でありますけれども、様々な課題をさせていただきました。道路の話もありました。ほかのこともありました。

それと、重要なのは、どれだけ住んでいるからではなくて、それを的確に問題を見抜いて、スピード感を持ってどうやって対応できるかということだと思っております。ここに生まれ

でずっといても、なかなか課題を分かっているようで分かっていたり、具体的な手が打てなかったら、それではなかなか物事は運ばないということで、重要なのは、物事をしっかりと見て見抜くということでもあります。

当町においては、タクシーの保有台数が今何台ぐらいでしょうか、10台とかなんでしょうか。ドライバーで6人とかなんでしょうか。年間60万から70万観光客が訪れる日本有数の観光地としては、タクシーの台数が少ないと思われている町民の方も多いのではないかと思います。

加えて、町民の皆様が聞かれる声としては、夜、なかなか飲みに行くこともできない、そういう声はたくさんあります。なので、お店の方も予約のときに、送ってもらえるかという約束の下に、皆さん、飲みに行かれたりとかということをやっているというお話も聞きました。つまり、町の経済がシュリンクする一つの要因となっているのが、この公共交通が脆弱になってきているということであると思います。

それを踏まえて、先ほどお話ししたとおり、この町が持っている資産、つまり町民そのものであり、町民が所有している車を活用するという視点がとても重要だと思い、ライドシェアの導入をしたいというふうに考えていたということでもあります。

自動車ありきというお話がありましたけれども、正確に言うとそれは違うと思います。私は常日頃から、東伊豆町の公共交通は三本の柱というお話をさせていただいております。バスも活用できればなんですけれども、まずは南北に定常運転をしている伊豆急行、そしてこのライドシェア、そして、1月17日からでしょうか、実証実験を始めたグリーンスローモビリティ、これはゴルフ場にあるカートの少し大きめなもので、予約なしで周遊的に乗れるというものであります。そのような公共交通の連携を図ることによって、この町が移動しやすくなる、移動したくなる町づくりをしようというふうに考えているという次第でございます。

ライドシェアを導入する話については、先ほどお話ししたので繰り返すのはいいのかな、必要であればしますけれども、よろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） この事業者の選定については、町長と私とちょっと認識が違うところが、生ごみの堆肥化もそうなんですけれども、あるということで、それはそれで確認できました。

2点目に入りますけれども、実証実験も行わずにというのが、今の説明と私が感じている内容がちょっと違うんですよね。さっきも言いました、朝日町の例をその会社の方が述べて、次の年に予算を取るんですけれども、予算書には実証実験になっていて、その年の施政方針演説の中で町長はこのように述べています。「新年度は国の補助金を活用して新しい形態の公共交通について実証実験を行う予定です」。

この時点で実証実験というのが、私が議員になる前に当初予算として議決をされた後、その年の9月に変更補正予算でもって、実証実験だと補助金が下りないので本格導入しますよ、2月1日からしますよ、ドライバーも急いで募集しますよということで、暮れに片瀬・白田・奈良本の役員さんたちを急遽集めて説明会をしました。その中にも私もいて、今ドライバーを登録してやっていますけれども、何かその辺話と、今町長が言われるいきなり本格導入した話が、私の中でしっくり合っていないんですよね。実証実験やるよといったのが、補助金がもらえないからって9月補正して、それで2月にやって。

もう一つ言わせてください。

その後お答えもいただきますけれども、6年のノックルの決算書を見ると、国庫支出金も県支出金もないんですよね。ですから、これは町の単費でやられているのかなと思うんですけれども、こういう急な展開をするので、非常に担当の課が大変だったんだろうなと、今も大変でしょうけれども、そういうふうに思います。この辺の私の認識の違いはどうなんでしょうか。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 議員のおっしゃるとおり、最初、実証実験という形の予算を取っておりましたが、国の補助金を受ける中で、説明を受ける中で、実証実験では補助はもらえないという中で始めたところでもあります。それだけで実証実験をしないということではありませんで、やはりドライバーに研修を受けていただいたりですとか、そういったことで実証実験をやって、その後やっぱりやめるというのは、この事業に関して実証実験というのは、あまり性格が合わないのかなという考えもありました。

そういったところで、本格導入、そして小さく始めて改善があれば変えていくという面では、あまり大きく、実証実験と小さく始めて変えていくというところが、それほど大きな違いはないのかなというところでもあります。そういった面で始めたところでもあります。6年度に関しては補助はありません。

以上です。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 財政的な面、いつも議会からも御指摘をいただいているので、町の負担をなるべく増やさないという中で、国の補助金、県の補助金を活用するというのは、ごくごく自然の成り行きだと思っております。

ただし、実証実験をやるべきものをやらなかったのではなくて、先ほど御答弁申し上げたとおりの理由があったからであるということです。

以上でございます。しっかりと検討をして、これは、実証実験必要なく、実績も全て整っているという判断の下で導入したということでございます。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 1点目とまた重なっちゃうんですけれどもね。今になってみて、いろいろ今までやってきたことをフィードバックするようにかぶせて、いろんな御説明等々も町長はされているように私は感じるんですけれども、その中で、3点目の一般ドライバーが増えない理由についても、最初の5月の施政方針の中でも、このシステムは、町民の協力とボランティア精神が育たない限りは育たないというような御発言もある中で、いまだに、今時点で13人ですか、一般ドライバーが、しか増えていなくて、残りのオーダーを全て町の職員が担っている。

今いただいている政策推進係からの数字からいきますと、375の運用の中で、その52%が一般ドライバーが担っていますよね、頂いた資料だと。その中でびっくりするのが、この中で35%の人は1人に偏ってやっていらっしゃる。オーダーの残りの48%は、町の職員が公用車を使ってやっている。

こういった仕組み、なかなか町民の皆さんも知らなくて、今回こういう質問もさせてもらっているんですけれども、いろいろなところでマンパワー不足だとか、町の職員が足りない、仕事が多岐にわたってという中で、ノッカルまで町の職員がやらなきゃならないのというのは私の正直な感想です。何か本末転倒みたいな話ですよ。

ノッカルの理想というのが、外出予定の人がついでにあなたを乗っけていきますよというコンセプトでやっているんですけれども、今町がやっているノッカルは真逆で、予定を入れて、その予定を入れた人にボランティアの運転手だったり、町の職員がその予定に合わせて運転しているんですよ。このシステムをこれからまた広げていくという、先ほどの施政方針の中にありましたけれども、この現状とノッカルの理念が、僕はもうハジョウしているよ

うに思えるんですけれども、その辺について町長はどう思いますか。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 何度もお話しさせていただいたこともありますけれども、この事業の肝は、やはりドライバー不足、一般ドライバー不足ということで、そして1人のドライバーに偏っているというところも私たちは認識しておりまして、そこを何とか解消しようというところで、今新しい予算のところで、何か増える施策を考えているところではあります。またそこに至っていないところでもあります。

ただ、今後、やはりドライバーを増やししながら、このノックルも、うちの町だけでなく朝日町から、議員が視察行かれた中田ですとか、今知事が浜松市長時代に始めた庄内ですとか、同じノックルですけれども、やり方はいろいろあると思います。その中で、いい事例を参考に今後増やしていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 一般ドライバーが少ないということで、町長並びに町長の奥様あたりは、ドライバー登録されているんですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 登録されて、しておりません。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ドライバーミーティングを、私の提案で多分係にお願いして、みんなが顔見えるようにして、この内容、話をしようよと言って始めた経緯がありますけれども、そこにも町長は一度もお見えになったことがないので、ドライバーの生の意見というのは聞いたことないと思うんですけれども、予算を取ってからドライバー増やすことを考えるというのは、ちょっと首をひねるところなのかなというふうにも思うんですけれども、これだけ周知して、いろいろなところの会合へ担当が行って説明しているけれども、やはり、なかなかそうやって時間が取れる一般の方がいらっしゃらない。自分の車で出すのがちょっとどうかと考える方々がいらっしゃると思いますので、保険も自分の保険を使われる。そんな中で、いろんな理由があって増えていかないんじゃないかなと思うんですけれども、これらの原因をどういうふうに町長は把握していますか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

ドライバーのヒアリング、御招待いただいたことがないということが現実の問題であります。何かあれば呼んでいただければ行きますけれども、顔は出していないんですけれども、報告はちゃんといただいております。例えば、アルコール消毒や通信費もドライバーが負担をしているんだよとかいう話。乗りたい、俺ドライバーやるというシステムはいいよねという御意見もあったり、ドライバー受託をゲーム感覚にすることができないかという、結構ポジティブな御意見もいただいているという認識はしております。

ドライバーが確かに少ないのは、まだ制度が過渡期であるというところもあるかもしれません。もう少し、先ほど言いましたように課題となっている点を一個一個潰しながら、同時に、ドライバー習得についても、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、しっかりと、リクルートという言い方はおかしいんですけれども、ドライバー確保に向けてやっていければということでもあります。

以上です。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 町長が行かれた海外のライドシェアと違って、これはボランティア精神が大きくて200円とかそこの話でやっているわけで、収入にはならないので、その辺の違いが一番大きいのかと思うんですけれども、4点目のこの事業者さん、日本で最大手の広告代理店なんですけれども、町長は、うちの町の入札参加、指名措置等の要綱ですとか東伊豆町の契約規則というのを御存じですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。存在は知っておりますけれども、端から端まで今何かを言えと言ったら、それは言えません。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 以前の全員協議会なんかでも、ちょこっと町長にもお話しした記憶があるんですけれども、今ノッカルをやっている事業者さん、東京オリンピックの関連でほかの他社7社と合わせて、公正取引委員会から談合の疑惑で告発をされている中の1社です。ほかの事業者が有罪が確定している中、ノッカルの実業家については、今二審で控訴が棄却

されて、元のトップが懲役1年6か月、追徴金が2億円という形で、会社が上告をしているという話なんですけれども、いずれ結審が出ると思います。

なぜこういう話をするかという、入札もそうなんですけれども、町の契約規則の37条第4項に、法令または契約に違反したときは契約を解除するとなっているんですよ。この会社が、もうじき東京五輪の談合事件についての有罪、無罪が確定すると思うんですけれども、そうなった場合には、ちゃんとこの規則に基づいて契約を解除されますか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、通告になかった話で、この込み入った話についてはなかなか答弁しかねると思いますので、ちょっとここでは答弁を控えたいと思いますけれども、基本的に事業内容がどうだったかとか、いろいろな条件があろうかと思います。その辺も含めて考えるべきではないでしょうか。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 細かくは通告しませんでしたけれども、やはり町が、さっきも言いました20年前の案件から、コンプライアンスに非常にナーバスになって仕事を、している中で、地方自治法を遵守して町のこういう規則を守っていくというのは、やはり基本の一丁目一番地ですので、この辺をちょっと頭の片隅に置いていただければと思います。

これで1問目、終了します。

○議長（栗原京子君） 次に、第2問、東伊豆町の台湾トップセールスについてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） それでは、2問目お願いします。東伊豆町の台湾トップセールスについて。

当町は、前町長時代より、近隣市町と共に台湾へのトップセールスを実施しています。また、令和6年4月、熱川温泉で熱川台湾提灯プロジェクトが始まりました。台湾観光庁、観光協会の協力の下、九份の幻想的な風景を毎晩楽しめるようになりました。毎月行われる湯けむり夜市も定着するべく、関係者各位の努力で活動が活発になってきています。しかしながら、町民や議会に説明のない団体との覚書の締結など、台湾に特化しすぎではという声も聞かれています。

そこで、以下の点についてお伺いします。

1 点目、近隣市町と一緒に行うトップセールスと当町単独との違いは何ですか。

2 点目、台湾に特化する理由は何ですか。

3 点目、昨年10月30日から11月3日に行かれた台湾出張は、どのような経緯で行かれたのですか。

4 点目、この台湾出張にかかった費用は幾らになりますか。また、当初予算のどの項目に当たりますか。

5 点目、この台湾出張の4日間の行程をお願いします。

○議長（栗原京子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の御答弁を申し上げます。

東伊豆町の台湾トップセールスについてということで御質問いただきました。

台湾のトップセールスについては、なかなか公の場で細かく説明をすることができていないところは確かにあって、今日はこのような機会をいただきまして本当にありがとうございます。しっかりと答弁を通して御説明できればというふうに思っております。

まず、近隣市町と連携して行うトップセールスと当町単独の違いは、当町単独というよりも、近隣市町とやるトップセールスと単独でやるトップセールスの違いということで認識しております。

御質問の近隣市町と連携して行うトップセールスと、当町が単独で行うトップセールスの違いについては、それぞれの役割とメリット、そして近年の動向を整理して御答弁申し上げたいと思っております。

まず、近隣市町や美しい伊豆創造センターと連携して行うトップセールスの主な役割は、伊豆という広域ブランドの確立と認知度の向上にあるというふうに考えております。広域での土台づくりのために、これまで美しい伊豆創造センターなどを通じた活動は、台北国際旅行博、ITFというんですけれども、への出展など、少なくとも8年以上継続をされております。結構前からやられているということでもあります。

これにより、台湾市場において、伊豆というエリアを一つの目的地として定着させる大きな成果を実際に上げてきたと考えております。また、郡内町長会などによる共同の訪問は、台湾観光協会といった主要な公的機関に対し、地域の総意として強いメッセージを伝える効率的な大規模プロモーションの役割を果たしてきたというふうに考えております。

こうした広域連携の成果により、台湾市場における伊豆の認知度が十分に高まったことを受けて、現在では、当町に限らず、河津町、南伊豆町、西伊豆町といった賀茂郡内の各自治体においても、それぞれの地域の特色を生かした単独のアプローチ、これは当町のみならず皆がやっていることでございます。

その中で当町が単独で行うトップセールスの目的についてですけれども、広域ブランドという土台、今お話ししたこれまでの成果があると思うんですけれども、伊豆ブランドということで認めていただいているところは確かにあると思います。そのブランドの土台の上に、東伊豆町ならではの顔の見える深い関係と具体的な実利を構築することであり、主な違いは以下の3点だと思っております。

第1に、ターゲットの具体化と差別化です。広域PRでは伝え切れない、当町固有の文化である雛のつるし飾りのPRや物販を行い、町の強みをピンポイントで訴求しています。これ、雛のつるし飾りだけではありません。いろいろなことを言っています。当町特有のものをしっかりと売り込んでいるということです。また、特定の企業のトップとの面談を通じ、より実務的な誘客プロモーションの協議を機動的に行っています。

第2に、規模感の合致による協働型交流の推進です。大都市同士の形式的な交流とは異なり、例えば宜蘭県や冬山郷といった、当町と自然環境や規模、地域性が似た、大都市ではない沿岸の農業地域と直接顔の見える関係を築いています。これにより、担当者が替わっても消えない、子供の成長を見守るような息の長い、深くて続く交流を可能としていきたいと考えております。

第3に、多角的な連携ということで、例えば教育、農業、環境、これからの話などで具体化しているかということ、まだまだのところはありますけれども、そういうような多角的な連携ということも考えています。単独セールスでは、観光のみならず、例えばジュニアオーケストラを通じた教育交流や、将来の食料安全保障を見据えた農業、食文化の相互補完、さらには、低炭素観光を、SDGsとか持続可能な観光ということだと思っておりますけれども、テーマとしたTAISEとの覚書締結など、町の課題に直結した連携を深めていく。この環境関係をやるという理由は、これからインバウンド獲得というのは、日本のどの観光地にも必要なことであります。その中で、海外の観光客が、じゃ、この広い日本の中でどう選んでいただけるかということの中で、その選択肢の一つとして、環境の取組をやっているということとをしっかりとアピールすることも重要だということで、その前段階の条件としてTAISEと覚書を締結したということでございます。

以上を踏まえまして、近隣市町との連携は、伊豆という選択肢を台湾の方々に知ってもらうための投資であり、当町の単独セールスは、近隣自治体とも切磋琢磨しながら、その中から東伊豆町を目的地として指名してもらい、一生の記憶に残るような深い信頼関係を築くための投資であると考えております。どちらかが一方でいいというわけではなくて、両輪が大事だと思っております。これら両輪の活動を組み合わせることで、特定の市場や外的要因に左右されにくい、レジリエンス、強靱性の高い環境戦略を推進することが重要だと考えております。

続きまして、台湾に特化する理由は何かということであります。

結論から申し上げますと、台湾への注力は、決して特定国への依存を深めるものではありません。むしろ、一つが駄目になってもほかで支え合える、網の目のように多方面で結ばれた、逆境に強い絆を築くための戦略的な第一歩であるというふうに考えております。

まず、実績に裏打ちされた安定市場としての評価ということが挙げられます。本町を訪れる台湾からの宿泊客数は、令和5年度の3,647人から、令和6年度には6,445人、1年で約1.8倍に順調に伸びております。経営の安定軸としての観点からも、現在、台湾は中国に次ぐ国別第2のシェアとなっており、令和7年度も安定して推移をしております。リスクへの耐性の側面からも重要だと考えております。政治情勢などで激変が激しい市場は、宿泊事業者の経営判断を困難にします。その点、親日的で安定して訪れてくれる台湾は、事業者が安心してサービスを提供できる極めて大切なパートナーだとも考えております。

加えて、東伊豆町は町を挙げた推進体制ができていることも、理由の一つとして挙げられると思っております。令和5年9月に、東伊豆町議会日台友好親善議員連盟が発足をいたしました。たしか鈴木議員もそのメンバーの一人だと記憶をしておりますけれども、そのような議会の皆様から強力な後押しをいただいているということは、この交流が町の将来にとって大きな財産になるという確信の表れでもあるというふうに認識をしております。行政だけがやるのではなくて、当然そこに住んでいる方、議会のほうもしっかりと後押しをいただいているという、三本の矢ではないですけれども、そういう意味もあるのかもしれない。そのような状況を踏まえ、私としては、単に観光客を呼ぶだけの関係ではなく、観光、教育、農業、環境という、複数の関係性を構築し、重層的に相手地域と結ばれることは有効だと考えております。

教育の面では、宜蘭ジュニアオーケストラとの交流は、音楽を通じて人と人の純粋な絆を育むとともに、子供たちが国際的な視野を広げ、異なる文化や価値観に触れるなど、教育の

面で、国際化や多様な経験を得ることができる貴重な機会となります。宜蘭のジュニアオーケストラ、ちなみに昨年の7月に東伊豆町を訪れていただき、子供たちのすばらしい演奏を小学校の体育館でしていただいたという御縁も既にございます。

農業の面では、宜蘭県とは農業構造が似ているという特性を生かし、まずは互いの農産物の輸出入、これはなかなかハードルが高いんですけども、そういうようなことも念頭に、何か検討ができればなというところでは。

環境の面では、T A I S E、先ほどお話しした台湾持続可能エネルギー基金会との覚書締結を通じて、持続可能な観光という世界共通の課題に取り組んでいく方針を確認したところでは。環境問題には、環境に真摯に向き合う観光地であることを明確に発信していくことは、持続可能性を重視する海外の旅行者から選ばれるための重要な要素であり、今後のインバウンド獲得競争における差別化につながるものと考えております。

このように観光という一本の糸ではなく、複数の分野でがっちり手を結ぶことで、たとえ国際情勢の荒波で一つの分野が影響を受けても、関係全体が崩れないように手を打ってまいりたいと考えております。

最後に、現在台湾で構築している、この深く多角的な交流モデルは、将来的にタイやシンガポール、欧州、豪といった、ほかの国々へアプローチする際の当町独自の強力なノウハウとなり、台湾の成功モデルの他国への展開が図れることを期待しております。

以上より、近隣自治体も、相次いで台湾への単独アプローチを開始する中、本町は、数を追うだけでなく、まちづくりの課題を共に解決する深い信頼関係、ほかの課題も一緒に共有をしていく、そのような台湾では、まず関係性を確立していきたいと考えております。結果として、特定に市場に振り回されない、強靱でバランスの取れた観光経営につながることで確信をしております。

続きまして、具体的に行程について御質問をいただきました。

昨年の10月30日から11月3日にかけて実施した、台湾出張の経緯に絞って答弁を申し上げます。

今回の訪問は、一過性のイベント参加ではなく、一昨年からの継続的な信頼関係の積み重ねによって実現したものです。きっかけは昨年、北投温泉で開催される台日商店街国際フォーラムでの私の講演依頼が来ました。昨年それを受けて、現地で講演をしてまいりました。この依頼で、一昨年、私がフォーラムにおいて、熱川温泉において台湾提灯を活用したまちづくりに取り組んでいることについて講演を行い、この発表が、現地北投温泉や九份の商店

街の皆様に変高く評価をされ、現在の東伊豆町と台湾の深い友好関係が築かれるきっかけとなっているのも事実です。

この実績に基づき、昨年も同フォーラムへの来賓として招待を正式にいただいたほか、併せて、開催される台北温泉まつりへの協力依頼も北投温泉側から重ねていただきました。この正式な招待を受け、町では、以下の目的を同時に達成する絶好の機会と捉え、訪問を決定いたしました。信頼関係の進化を図るため、まずは招待に応えることで、九份や北投との顔の見える関係をより確固たるものにする。新たな連携の構築を図るために、台湾で権威のある団体、台湾持続可能エネルギー基金会との持続可能な協力に関する覚書の締結をすること。継続的な交流のフォローを行うため、同7月に当町を訪問していただいた宜蘭ジュニアオーケストラへの表敬訪問や、協力者への挨拶回りを行うこと。

以上を踏まえ、今回の出張は、一昨年の講演実績が現地で高く評価され、それに対する公式な招待と協力依頼を受けたことが最大の経緯であり、それを本町の観光経営を強固にするためのトップセールスの場として、最大限に活用させていただいたものだと思っております。

4番目、台湾出張にかかった費用は幾らかということでございます。

御質問の台湾出張に係る経費の内訳及び予算の費目について御説明いたします。

今回の出張は、令和7年10月30日から11月3日までの日程で実施し、町長を含む行政側4名、観光協会側4名、計8名で行いました。出張全体の支出額は267万3,804円で、このうち行政側の支出は32万1,600円、観光協会側の支出は235万2,204円となっております。

行政側の経費につきましては、町長及び職員の旅費として、当町の一般会計予算、旅費等から支出しており、職員2名分の前泊宿泊費、これは羽田空港で泊まったとき、あと航空運賃並びに出張中の日当が含まれております。なお、北投温泉の主催者側から公式な招待を受けたことにより、私、町長及び随行職員1名分の渡航費及び現地宿泊費については、先方の負担となっており、行政側の公費負担の抑制が図られております。

観光協会側の経費につきましては、町が交付しているインバウンド等対策事業補助金を充当しており、協会関係者4名分の航空運賃のほか、現地でのガイド料、移動車両及び運転手代、北投温泉以外の地域、例えば九份です、への宿泊費等が含まれております。

また、プロモーション経費の効率化についても配慮しており、台北温泉まつりにおけるPRブース賃借料については、これまでの関係性を踏まえ、通常1万円のところを、先方の御厚意により5,000元に減額をしていただいております。

以上のとおり、今回の出張は、先方から招待を受けて適切な対応を図ったということでご

ざいます。

4日間の行程、最後でございます。

時間がないので、まず1日目、台湾到着後、先ほど説明をいたしましたT A I S EとMOU、覚書を締結いたしました。その後オープニングセレモニーに参加をし、また2日目は、商店街産業国際交流フォーラムに参加をいたしました。フォーラム参加と並行して、観光協会メンバーは、実務営業として台湾の主要旅行会社5社を精力的に回っていただきました。

3日目でありますけれども、温泉まつりの会場のブースで、雛のつるし飾りの根付などを販売させていただきました。また、役割分担して行動した一行の一部は、ケタガラン文化会館視察を行い、先住民族との交流、意見交換を行いました。その後、伊豆急行との友好協定を結んでいる台北メトロとの意見交換もさせていただいております。

4日目であります。宜蘭県へ移動いたしました。先ほどの宜蘭ジュニアオーケストラへの表敬訪問、友好関係を構築。また、冬山郷を訪問し、持続可能な観光について意見交換を行いました。この日の最後には、観光施設の特産品開発に直接重要な視察を行いました。台湾民宿協会の常務理事にも会いました。また、現地において冬山市の市長とも面会をすることができました。

5日目については、基隆の国立海洋科学博物館を訪問いたしました。この訪問の目的は、当町も直面している磯枯れなどの海洋環境の変化に対し、科学的な知見をどのように行政や観光施設に活かしていくかということ意見を交換させていただきました。

時間がないので、少し縮減した内容になりますけれども、一つ言えることは、全ての時間においてかなりタイトなスケジュールでやらせていただいた。しかも、今年の3月下旬に現地から訪問をしていただくというお話もいただいているという、結果も出しているということをお報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 本当に時間がなくなりました。なぜこの質問をしたかという、最初に言っておきます。

まずは、補助金を出している団体と町の職員が行くことについての是非、それから去年の暮れに補正予算を上げたタイミングと、いまだにこの補正予算が上がってこない内容があります。これらについて、私はちょっと疑問を持っています。それでこの質問をさせていただ

きましたが、時間が来ましたので、これで私の質問、終わります。

○議長（栗原京子君） 以上で鈴木議員の一般質問を終結します。

---

◎散会の宣告

○議長（栗原京子君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労様でした。

散会 午後 3時05分

## 令和8年第1回東伊豆町議会定例会会議録

### 議 事 日 程（第2号）

令和8年2月13日（金）午前9時30分開議

- 日程第 1 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度一般会計補正予算（第6号））
- 日程第 2 議案第 7号 東伊豆町多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 8号 東伊豆町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 9号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第10号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第11号 東伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第12号 東伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第13号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 9 議案第14号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第15号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第16号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第17号 令和7年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第18号 令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第19号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第20号 令和8年度東伊豆町一般会計予算
- 日程第16 議案第21号 令和8年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

- 日程第17 議案第22号 令和8年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第18 議案第23号 令和8年度東伊豆町介護保険特別会計予算  
 日程第19 議案第24号 令和8年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算  
 日程第20 議案第25号 令和8年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び  
 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算  
 日程第21 議案第26号 令和8年度東伊豆町水道事業会計予算

**出席議員（9名）**

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 山田豪彦君 | 3番  | 楠山節雄君 |
| 5番  | 笠井政明君 | 6番  | 稲葉義仁君 |
| 7番  | 栗原京子君 | 8番  | 西塚孝男君 |
| 10番 | 須佐衛君  | 12番 | 内山慎一君 |
| 13番 | 定居利子君 |     |       |

**欠席議員（3名）**

- |     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 2番  | 鈴木伸和君 | 11番 | 村木脩君 |
| 14番 | 山田直志君 |     |      |

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

- |           |        |         |       |
|-----------|--------|---------|-------|
| 町長        | 岩井茂樹君  | 副町長     | 鈴木嘉久君 |
| 教育長       | 横山尋司君  | 総務課長    | 福岡俊裕君 |
| 企画調整課長    | 太田正浩君  | 税務課長    | 鈴木和重君 |
| 住民福祉課長    | 鈴木貞雄君  | 健康づくり課長 | 中山和彦君 |
| 健康づくり課参事  | 柴田美保子君 | 観光産業課長  | 梅原巧君  |
| 建設整備課長    | 村上則将君  | 防災課長    | 加藤宏司君 |
| 教育委員会事務局長 | 齋藤和也君  | 水道課長    | 中田光昭君 |

**職務のため出席した者の職氏名**

- |        |       |    |      |
|--------|-------|----|------|
| 議会事務局長 | 村木善幸君 | 書記 | 相馬奨君 |
|--------|-------|----|------|

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（栗原京子君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和8年東伊豆町議会第1回定例会2日目は成立しましたので、開会します。

なお、2番、鈴木議員、11番、村木議員、14番、山田議員より本定例会を欠席するとの届出がありましたので、御報告します。

なお、教育長より本日の会議を欠席するとの届出がありましたので、報告します。

これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（栗原京子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◎日程第1 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号））

○議長（栗原京子君） 日程第1 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規

定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、2月8日に施行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る事業費及び町議会議員補欠選挙に係る事業費を事前に確保するため、令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）を処分したものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについての令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）について、概要を御説明いたします。

令和7年度東伊豆町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,234万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億558万円とします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金、補正前の額に929万2,000円を追加し、1,966万6,000円といたします。

2節選挙費委託金、細節1衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金929万2,000円の増は、2月8日に執行された衆議院議員総選挙及び国民審査に係る経費に対する国からの委託金であります。

19款繰入金、3項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正前の額に305万4,000円を追加し、5,825万4,000円といたします。

1節、細節1財政調整基金繰入金305万4,000円の増は、今回の補正予算における財政不足額を基金からの繰入れで調整しております。

なお、補正後の財政調整基金の残高は19億9,034万円となります。

7ページ、8ページを御覧願います。

次に、3歳出について御説明いたします。

2 款総務費、4 項選挙費、6 目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、補正前の額に929万2,000円を追加し、929万2,000円といたします。

事業コード1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事業929万2,000円については、2月8日に執行された衆議院議員総選挙及び国民審査に係る選挙管理委員会委員報酬、事務従事者に支払う手当、ポスター掲示上の管理に係る委託料などを計上しております。

なお、こちらの経費については、全額国からの委託金が充当されます。

続きまして、10目東伊豆町議会議員補欠選挙費、補正前の額に305万4,000円を追加し、305万4,000円といたします。

事業コード1 東伊豆町議会議員補欠選挙事業305万4,000円については、町議会議員補欠選挙が実施された場合の選挙に関わる事務従事者の手当や選挙公営負担金などを計上しております。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額74億9,323万4,000円に1,234万6,000円を追加し、75億558万円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額74億9,323万4,000円に1,234万6,000円を追加し、75億558万円といたします。

次に、補正の財源内訳ですが、国県支出金が929万2,000円、残りの305万4,000円を一般財源といたします。

以上、簡単ではございますが、専決承認第1号の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第1号 専決処分承認を求めることについて（令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎日程第2 議案第7号 東伊豆町多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（栗原京子君） 日程第2 議案第7号 東伊豆町多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） 議案第7号 東伊豆町多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例制定では、町が整備を進めております東伊豆町多世代交流拠点施設「よりみち135」について設置及び管理を定めるため、条例を整備するものです。

詳細につきましては企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） ただいま提案されました議案第7号 東伊豆町多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

今回の制定は、現在町が整備を進めております東伊豆町多世代交流拠点施設よりみち135の設置及び管理について条例で明確にするものであります。

それでは、資料を1枚おめくりください。

条例について主な部分を説明させていただきます。

東伊豆町多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例。

第1条は目的として、この条例は町民及び来訪者が安心して集い、世代を超えて交流できる居場所づくりを進めるとともに、子育て世帯への支援を含む多様な地域活動を推進するため、東伊豆町多世代交流拠点施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とし

ております。

第2条は設置、名称及び位置で、名称をよりみち135としております。

第3条は管理で、管理は町が行います。

第4条は使用の許可、第5条は使用許可の制限、第6条は使用許可の取消し等を定めております。

次のページを御覧ください。

第7条は建物の一部貸付けとして、施設の一部一角を契約にて貸し付けることができるようにしております。

第8条は損害賠償、第9条は委任を定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は施設の供用開始の日から施行いたします。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） すみません。基本的な考え方だけ教えてください。

これから学校統合等が現実になってくると、それぞれの地域の中からこういう状況というのが出てくると思うんですけども、例えば同じように、仮に熱川幼稚園をよりみち135と同じような多世代の交流施設にしていくよといった場合には、これはまた新たにつくり変えるというか、別につくるのか、それともこの条例の一部改正で行うのか、その辺の考え方を教えてください。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） 条例につきましては、その目的によって定めることとなりますので、この趣旨に合致する施設が増えるということであれば、この条例の改正となりますし、この施設とは全く目的が異なるような、同じ次世代交流の施設であっても目的が異なるようであれば、別に条例を定めるようになります。

以上です。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第7号 東伊豆町多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第8号 東伊豆町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長(栗原京子君) 日程第3 議案第8号 東伊豆町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第8号 東伊豆町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

児童福祉法の一部改正に伴い、本町においても児童等通園支援事業を実施するに当たり、設備及び運営等の基準について条例整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては住民福祉課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(栗原京子君) 住民福祉課長。

○住民福祉課長(鈴木貞雄君) ただいま提案されました議案第8号 東伊豆町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、概要を説明させていただきます。

お手元の資料の最終ページ、議案資料を御覧ください。

初めに、制度の説明をさせていただきます。

1 乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」の全体像ですが、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを政策目的とするものであり、令和8年度から児童福祉法に基づく新たな給付制度として、全国の自治体による一律実施が義務づけとなります。

次に、2の条例を制定する理由と内容についてですが、(1) 制定理由、令和8年度からの法定給付を実施するための準備として、実施事業者の許可を行う必要がありますが、その認可の基準については、国の定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年1月14日内閣府令第1号）にのっとり、町条例として制定する必要があるため、制定いたします。

(2) の規定する内容ですが、本条例は下表の章、また節から構成されております。

第1章は総則で、第1条から第19条におきまして本条例の趣旨や一般原則を定め、運営に関する規定として重要事項などを定めております。

次の第2章は、事業の実施方式の区分、一般型、また余裕活用型を定め、また2つの区分ごとの設備及び職員配置等についての基準を定めた章となっております。

第1節は、第20条において実施方式の区分、一般型・余裕活用型を定めております。

第2節は、第21条から第24条において一般型の事業実施に係る設備の基準、職員配置、支援の内容、保護者との連絡の基準を定めております。

第3節は、第25条から第26条において余裕活用型の事業実施に係る設備及び職員の基準、支援の内容、保護者との連絡の基準を定めております。

第3章では、第27条において雑則といたしまして、本条例において書面で行うことが規定または想定されるものについて、書面に代えて電磁的記録の形式で記録可能なことを定めております。

3の施行日についてですが、本条例は公布の日から施行といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第8号 東伊豆町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第9号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
について

○議長(栗原京子君) 日程第4 議案第9号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第9号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

主な改正内容につきましては、人事院勧告により、扶養手当、地域手当、通勤手当の改正及び期末勤勉手当率の平準化となります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(栗原京子君) 総務課長。

○総務課長(福岡俊裕君) ただいま提案されました議案第9号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の議案第9号資料により概要を説明いたします。

令和7年度人事院勧告に準じ、令和8年4月1日から施行する内容の条例改正となります。

お手数ですが、資料の①扶養手当の見直しを御覧ください。

扶養手当を改正する内容でございます。令和8年度より配偶者への手当が廃止となり、子への手当が1人当たり1万1,500円から1万3,000円となります。

次に、②地域手当の支給ですが、地域手当率を改正する内容でございます。従来、東伊豆町内で勤務する職員は、地域手当率2%であったものを令和8年度から4%とする改正でございます。

なお、派遣等により、東伊豆町以外で勤務する職員については、その勤務する市町村で定めた割合の地域手当を支給します。

次に、③通勤手当の条例改正ですが、現在の通勤手当に関する距離の上限が片道65キロメートル未満となりますが、これを片道100キロメートル以上まで拡大します。また、駐車場代について月当たり5,000円を上限に通勤手当として新設します。

次に、④令和7年度人事院勧告で引き上げた期末勤勉手当支給率について、6月及び12月を平準化します。職員の期末勤勉手当について、さきの臨時会において人事院勧告に準じ期末勤勉手当の支給率を6月を2.3月、12月を2.35月とし、年間4.65月としたものを6月及び12月ともに2.325月に平準化する内容です。

この条例の施行期日は令和8年4月1日から施行するというので、以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第9号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第10号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（栗原京子君） 日程第5 議案第10号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第10号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

食品残渣堆肥化事業の契約に関する事務執行の不備により、同事業の停滞を招き、町民及び議会の皆様に不安を抱かせたことに対し、町長及び副町長の給料月額1か月10分の1を減額したいと考えており、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

同事業につきましては、課題解決に向け、関係者の皆様との協議、調整に誠心誠意取り組んでいるところでございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第10号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。

附則2第8項として次の1項を加える内容となります。

第8項 第2条の規定にかかわらず、令和8年12月に支給されるべき町長及び副町長の給料月額は、同条の規定により支給されることとなる額から当該月額10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

なお、この施行期日は公布の日から施行するというので、以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま説明の中で12月と申し上げましたが、2月の間違いでございます。大変失礼いたしました。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） 今回の点を指摘をしようかなと思ったんですけれども。総務課長、町長等の任期の関係で1か月という形になったと思うんですけれども、その辺のことで、事案によっては3か月だとかというやり方もあったと思うんですけれども、あとは10分の1という10%減額という、この辺は何か基準というか、県や国だとか、あるいはいろんな事例的なことを調査をしてこういう形になったのか、その辺を教えてください。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） 割合につきましては、顧問弁護士にも相談した上で全国の事例等を参考に出しております。ただ、基本、例えばパワーハラスメントですとかそういった、事務の内容というよりも、そういう直接的な暴力行為とかそういったものに対する減額というものが全国的には多い傾向となっております。

以上です。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

5番、笠井議員。

○5番（笠井政明君） これに関しては、先ほど総務課長から御説明がありましたが、堆肥化に対するとおりの御迷惑をおかけしてということで、これは町長自らが御判断をして今回提出されたことでよろしいのでしょうかということで、そこだけお願いします。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、本事業が意図的ではなかったとはいえ、結果として1年以上の間事業を停滞してしまったことについては、町民の皆様の信頼を損ねる結果となりまして、私自身も重く受け止めているところでございます。この停滞の責任の一端は、最終的な判断、あとは統括を行う私にあるという、これは昨年来の議会の中でも御答弁を申し上げてきたことではございますけれども、その責任を形として示すために、私自身の判断として町長の歳費の一部を返上する議案を提出いたしました。これは形式的な処分ではなくて、町政を預かる者として深い反省と、一方で不退職の決意といいますか、しっかりやっつけようというその思いをお伝えをするということで、自発的な決断でございます。

なお、副町長の歳費につきましては、副町長、お答えをしていただければと思います。よ

ろしくお願いします。

○議長（栗原京子君） 副町長。

○副町長（鈴木嘉久君） 副町長の歳費の件につきましてですけれども、こちら堆肥化事務執行における副町長の責任という部分を痛感しております。そんな部分で自主的な判断をさせていただいて、このような形で表させていただきました。

以上です。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

6番、稲葉議員。

○6番（稲葉義仁君） しつこくて申し訳ございません。ちょっと急な御提案というかあれだったので、こちら趣旨とか真意というところを少し伺いたくて質問させていただきます。

先ほど来、楠山議員、笠井議員からも質問がありましたが、堆肥化に関する責任の一端ということで今回のこういった形の議案となったということでございます。額がどうということではないとは思いますが、この点につきましては、私ども議会のほうもやはり心配をして今回調査特別委員会を開かせていただき、調査をしているところで、その調査に関しては今現時点で懸念している部分を書面にして当局のほうに回答を求めているという状況でございます。これも別に決してこの事業自体を止めたいということではなく、円滑に進めるためにはこの辺が課題なのではないかということも含めて調査ということで、こちらからはさせていただきます。こういったところも含めて考えると、自発的なものとはいえ、可能であれば一度御相談いただければ、私どももその心構えというか、姿勢という部分について先に考えられる部分があったのかなということも含めて、できれば事前に相談をいただきたいかったという部分、それと責任の取り方の一つの在り方として、こういう形はもちろんあると思うんですけれども、最終的にはこの事業をしっかり形づくるところが本来の責任の取り方であると思っております。そういった部分では、私ども委員会のほうから出させていただいた書面、こういったものに対してしっかりと回答いただき、よりよい事業の構築に向けて進んでいただくことが必要だと考えておりますが、このあたりの見解を教えてください。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、今回の議案提出について、すみません。私の中ではしっかりと共有されているものだという認識でございました。そこがしっかりと伝わっていなかったことについては大変申し訳なく思っております。ただ、今、調査特別委員会のところで御議論い

ただいているということと、今回の責任ということについては、これまでの停滞に関して、昨年の議会の中でも責任を感じていると言わせていただいた部分についての責任ということでございます。今御指摘いただいたように、責任の在り方は歳費を削減すればいいということとは全く考えておりません。あくまでも気持ちを自主的に表したということでございまして、本来の責任の取り方というのは、この事業自体が崇高な目的というか、しっかりとした目的、それは生ごみを焼却処分させないで何か違う方法でやるということとか、ブランディングをすることとか、それによってできてきた野菜等を循環して、例えば小学校、もしくはホテル、旅館さんに回していくとか、もう一つ言うのであれば、具体的に言うと、できてきた堆肥自体も例えば農家の方々、最近物価高騰で肥料も高止まりしているということもあるので、そういうところにお役立てできないかと、いろいろな思いがあるということなので、その思いを貫徹する。それは丁寧な議論、まずは今特別委員会のほうから言われている書類についてはしっかりとお答えをするということを通して、そういう意味でも責任をそこでも取っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第10号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第11号 東伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例について

○議長（栗原京子君） 日程第6 議案第11号 東伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第11号 東伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

東伊豆町の普通河川条例につきましては、静岡県河川管理条例の占用料金などに準拠して定めております。県条例の改正に伴い、普通河川条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては建設整備課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） ただいま提案されました議案第11号 東伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

当町の普通河川条例につきましては、静岡県河川管理条例に準拠して河川占用料等を定めております。さきの静岡県12月議会において静岡県河川管理条例の一部が改正され、河川占用料の改定が行われましたので、県の改正に併せ当町の普通河川条例を改正するものです。

新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案の5枚目の新旧対照表を御覧ください。

2の土地占用料並びに3の土石採取料その他の生産物採取料において、下線が引かれている部分が今回改正となるものです。

町民の皆様に関係するものとしたしましては、2の土地占用料の工作物の設置を伴うものの管線類で、外径50センチメートル未満のものが長さ1メートルにつき1年110円が120円に、外径50センチメートル以上のものが290円が320円に改正をされます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第11号 東伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第12号 東伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例  
の一部を改正する条例について

○議長(栗原京子君) 日程第7 議案第12号 東伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第12号 東伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令が公布され、改正による条ずれが発生することに伴い、所要の条文整理を図るものでございます。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(栗原京子君) 総務課長。

○総務課長(福岡俊裕君) ただいま提案されました議案第12号 東伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の議案第12号新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。

現行の「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める内容となり

ます。

次に、改正文を御覧ください。

この条例の施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号附則第1条第3号）に掲げる規定の施行の日から施行するというので、以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第12号 東伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第13号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）

○議長（栗原京子君） 日程第8 議案第13号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第13号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に7,875万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を75億8,433万3,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容ですが、町税の上振れ収入分を増額、また事業費確定に伴う国庫支出金や県支出金、町債借入額の増減調整などを行っております。

次に、歳出の主な内容ですが、事業の終了または終了見込みを受けて不用額となる予算の減額をする一方、令和7年度国の補正予算で計上された国の補助金メニューを活用し、関連する事業費の計上や、特定目的基金へ積立てを行うための積立金予算を計上しています。

必要な財源配分を行った後の財源の不足額については、財政調整基金から繰入れし調整させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

また、予算の補正とは別に、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正をそれぞれ行っております。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第13号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）について、概要を御説明いたします。

令和7年度東伊豆町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,875万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億8,433万3,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費の補正。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費補正によります。

債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によります。

地方債の補正。

第4条 地方債の追加、変更及び廃止は、第4表地方債補正によります。

恐れ入りますが、11ページ、12ページをお開きください。

2歳入について御説明いたします。

1款町税、1項町民税、2目法人、補正前の額に468万9,000円を追加し、6,975万8,000円

といたします。

1 節、細節 1 現年課税分450万円の増につきましては、法人町民税の年間の収入見込額が当初予算の想定よりも増収が見込まれるため、その見込額に合わせて増額補正するものでございます。

2 項 1 目固定資産税、補正前の額に2,074万2,000円を追加し、10億6,823万2,000円といたします。

2 節、細節 1 滞納繰越分2,074万2,000円の増につきましては、固定資産税の滞納繰越分の収入済額が現計予算を超えたため、その実績に合わせて増額補正するものでございます。

13款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金、補正前の額から447万1,000円を減額し、1,269万1,000円といたします。

2 節児童福祉費負担金、細節10広域受託児童保育所運営費負担金390万9,000円の減につきましては、当初で見込んでいた保育所入所者数よりも人数が減少したため、それに合わせて負担金を減額するものでございます。

13ページ、14ページを御覧願います。

15款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、補正前の額から332万3,000円を減額し、3 億6,510万6,000円といたします。

1 節社会福祉費負担金、細節 2 障害者自立支援給付費負担金1,493万6,000円の減及び細節 4 障害者自立支援医療費負担金439万4,000円の減につきましては、現在までの給付額の実績及び今後の見込額を合わせて国からの負担金を減額するものでございます。

2 節児童保護措置費等負担金、細節 1 子どものための教育・保育給付費負担金2,305万2,000円の増につきましては、人事院勧告に伴う保育単価の増額及びこども園や保育所の利用者増に合わせて国からの負担金を増額するものでございます。

3 節、細節 1 児童手当負担金677万4,000円の減につきましては、児童手当受給額の減額に合わせて国からの負担金を減額するものでございます。

15ページ、16ページを御覧願います。

2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金、補正前の額に772万9,000円を追加し、4,630万1,000円といたします。

1 節社会福祉費補助金、細節 5 重層的支援体制整備事業補助金700万円の減につきましては、国の補助金を受けず町単独事業のスマールスタートで実施したため、補助金の予算を皆減するものでございます。

10節物価高騰対応子育て応援手当支給事業費補助金1,631万6,000円の増につきましては、物価高に苦しむ子育て世帯を応援する給付金支給事業に対する国からの10分の10の補助金であります。

5目教育費国庫補助金、補正前の額に486万4,000円を追加し、862万1,000円といたします。

1節教育費補助金、細節4学校施設環境改善交付金486万4,000円の増は、中学校で実施する空調機設置工事費に対する国からの3分の1の補助金であります。

7目総務費国庫補助金、補正前の額から3,507万1,000円を減額し、5億1,256万2,000円といたします。

細節1個人番号カード交付事務費補助金356万3,000円の増は、マイナンバーカード券面記載機の購入費等に対する国からの10分の10の補助金であります。

細節4デジタル基盤改革支援補助金住民福祉課303万6,000円の減は、当該補助金を充当した戸籍附票システムの改修が終わったため、実績に合わせて補助金を減額するものであります。

細節6社会保障・税番号制度システム整備費補助金住民福祉課324万1,000円の増は、戸籍附票システム旧氏記載機能追加事業を新たに実施することとなったことと、今年度実施していた戸籍振り仮名通知業務委託料が終了したため、それぞれの事業費に充当される10分の10の補助金を増額または減額調整をしております。

細節7物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,073万円の減は、税務課で実施した定額減税補足給付金事業及び住民福祉課で実施した非課税世帯給付金事業の事業費が確定し、歳出予算を減額したため、それらに充当される10分の10の補助金を併せて減額するものでございます。

17ページ、18ページを御覧願います。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正前の額40万6,000円を追加し、2億3,138万円といたします。

1節社会福祉費負担金、細節4国民健康保険基盤安定負担金338万1,000円の減は、負担金の決定に合わせて予算を調整するものでございます。

2節児童保護措置費等負担金、細節1子ども・子育て支援給付費負担金795万5,000円の増は、県負担率の確定と人事院勧告に基づく保育単価の増及びこども園入所者の変動に合わせた県からの負担金の調整でございます。

19ページ、20ページを御覧願います。

2 項県補助金、6 目消防費県補助金、補正前の額から1,636万5,000円を減額し、1,640万5,000円といたします。

1 節地震対策費補助金、細節2 地震津波対策等減災交付金1,636万5,000円の減は、町からの当初要求額に比べて県からの内示額が減額したため、それに合わせて町予算を減額するものでございます。

18款1 項寄附金、1 目一般寄附金、補正前の額に10万円を追加し、131万3,000円といたします。

1 節、細節1 一般寄附金10万円の増は、令和7年12月22日に株式会社稲取東海ホテル様から頂きました寄附金でございます。

19款繰入金、3 項基金繰入金、3 目財政調整基金繰入金、補正前の額に1 億1,501万3,000円を追加し、1 億7,326万7,000円といたします。

1 節、細節1 財政調整基金繰入金、1 億1,501万3,000円の増につきましては、今回の補正予算に係る財源不足額を補填するため、財政調整基金を取り崩し一般会計へ繰り入れる予算でございます。

なお、補正後の財政調整基金の残高は18億7,571万円となります。

21ページ、22ページを御覧願います。

21款諸収入、4 項雑入、1 目過年度収入、補正前の額に1,413万2,000円を追加し、2,690万4,000円といたします。

1 節民生費過年度収入、細節5 身体障害者厚生医療費過年度収入1,393万4,000円の増は、過去にあった医療費過誤分の社会保険診療報酬支払基金からの精算に基づく返還金であります。

23ページ、24ページを御覧願います。

22款1 項町債、2 目土木債、補正前の額から110万円を減額し、1 億3,560万円といたします。

1 節土木債、細節1 社会資本整備総合交付金事業310万円の減及び細節2 道路局所管補助金事業710万円の減につきましては、事業費の確定に伴う町債借入額の減額でございます。

細節3 稲取片瀬線改良事業330万円の増及び細節4 北川臨港線張り出し道路部補修事業540万円の増につきましては、国県補助金の収入見込額に合わせて補助裏分に当たる町債借入額の増額でございます。

5 目消防債、補正前の額から2,710万円を減額し、800万円といたします。

1 節消防債、細節 3 庁舎非常用発電機更新事業2,700万円の減は、今年度は事業を実施しないこととなり、町債の借入額を全額皆減するものでございます。

11目教育債、補正前の額に1,400万円を追加し、2,810万円といたします。

2 節中学校債、細節 1 中学校空調設備整備事業970万円の増は、中学校の特殊教室へ空調機器を設置するための事業費に充当する地方債の借入額を計上しております。

25ページ、26ページを御覧願います。

次に、3 歳出について御説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正前の額に3,996万7,000円を追加し、8 億5,683万8,000円といたします。

事業コード11職員共済事業、3 節職員手当等、細節16退職手当組合特別負担金4,115万5,000円の増につきましては、早期退職する職員に支払う退職金に対応するため、町が退職手当組合に支払う特別負担金の増額でございます。

事業コード14総務課一般事務管理事業、4 節共済費、細節 8 社会保険料300万円の減は、会計年度任用職員の社会保険料の算定の基準となる標準報酬額や人数の調整をした後の保険料確定に伴う減額調整でございます。

27ページ、28ページを御覧願います。

5 目財産管理費、補正前の額から4,071万8,000円を減額し、9,844万8,000円といたします。

事業コード 1 庁舎維持管理事業、14節工事請負費、細節 2 庁舎非常用発電機更新工事の減額については、事業を精査した結果、物価高騰の影響により現計予算の範囲では対応ができないことが判明したため、本年度は事業実施を取りやめ、事業費全額を皆減するものでございます。

29ページ、30ページを御覧願います。

13目電算費、補正前の額から1,336万9,000円を減額し、2 億9,488万7,000円といたします。

事業コード 2 基幹系システム管理事業、13節使用料及び賃借料、細節 6 機器使用料1,336万9,000円の減は、ガバメントクラウド利用料の支払い見込みに合わせて現計予算を減額するものでございます。

18目環境施設等整備基金費、補正前の額に1,000万円を追加し、1,000万円といたします。

事業コード 1 環境施設等整備基金管理事業、24節積立金、細節 1 基金積立金1,000万円の増につきましては、将来のインフラ整備に備えるため環境施設等整備基金に積み立てるものでございます。

なお、補正後の基金残高は7,700万円となります。

2項徴税费、2目賦課徴収費、補正前の額から614万4,000円を減額し、4,743万5,000円といたします。

事業コード1賦課事業、18節負担金、補助及び交付金、細節6賀茂地区航空写真共同撮影事業負担金302万1,000円の減につきましては、事業終了に伴う予算不用額の減額でございます。

3目物価高騰対策事業費徴税费、補正前の額から1,364万6,000円を減額し、4,613万5,000円といたします。

31ページ、32ページをお開きください。

事業コード2定額減税補足給付金給付事業不足額給付金、18節負担金、補助及び交付金、細節1定額減税補足給付金不足額給付金1,334万円の減は、事業完了に伴う予算不用額の減額でございます。

33ページ、34ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、補正前の額に1,214万1,000円を追加し、4億5,055万円といたします。

事業コード1障害者児自立支援給付事業、22節償還金、利子及び割引料、細節3障害者自立支援給付費国庫負担金過年度返還金1,133万8,000円の増及び細節4障害者自立支援給付費県負担金過年度返還金566万9,000円の増は、令和6年度に交付された国県補助金の超過交付分の返還でございます。

事業コード4自立支援医療事業、19節扶助費、細節1身体障害者厚生医療費955万4,000円の減につきましては、かかった医療費の減に合わせて歳出予算を減額するものでございます。

22節償還金、利子及び割引料、細節2障害者自立支援医療費国庫負担金過年度返還金696万8,000円の増及び細節3障害者自立支援医療費県負担金過年度返還金348万4,000円の増は、令和2年度から令和5年度において障害者自立支援医療事業で発生した国庫負担金及び県負担金の返還の事案について、それぞれ過年度返還金の予算を計上しております。

事業コード5重度障害者児医療費助成事業、35ページ、36ページを御覧願います。

19節扶助費、細節1重度心身障害者医療費給付金469万1,000円の減につきましては、給付金の実績見込額が現計予算を下回るため、予算を減額調整させていただきます。

7目国民健康保険費、補正前の額から898万円を減額し、1億564万7,000円といたします。  
37ページ、38ページを御覧願います。

事業コード1、国民健康保険特別会計支援事業、27節繰出金、細節1国民健康保険特別会計繰出金898万円の減につきましては、国保会計での実績に合わせた繰出金の減額調整でございます。

8目介護保険費、補正前の額から341万1,000円を減額し、2億1,222万5,000円といたします。

事業コード1介護保険特別会計支援事業、27節繰出金、細節1介護保険特別会計繰出金341万1,000円の減につきましては、介護会計での実績に合わせて一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

9目物価高騰対策事業費民生費、補正前の額から2,709万1,000円を減額し、1億1,616万8,000円といたします。

事業コード1物価高騰対策給付金非課税世帯分給付事業、18節負担金、補助及び交付金、細節1物価高騰対策給付金非課税世帯分2,613万円の減につきましては、事業完了に伴う予算不足額の減額でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正前の額に2,985万6,000円を追加し、2億9,619万9,000円といたします。

事業コード2地域型保育事業、12節委託料、細節1保育ママ委託料470万円の減は、利用者の減少及び公定価格改定による保育単価の減額によるものでございます。

細節2小規模保育入所委託料652万8,000円の増につきましては、小規模保育所の利用者の増加及び公定価格改定による保育単価の増額によるものでございます。

事業コード4保育園事業、12節委託料、細節1保育所入所委託料1,521万1,000円の増につきましては、人事院勧告に基づき保育所で働く職員の処遇改善が行われ、公定価格の単価が増額したため、委託料が増額したものでございます。

18節負担金、補助及び交付金、細節3保育所整備事業補助金412万5,000円の減につきましては、保育所の整備事業費の額の確定に伴う予算不用額の減額でございます。

事業コード7子ども医療費助成事業、19節扶助費、細節1子ども医療費扶助費454万8,000円の減につきましては、助成金の執行額が当初予算の想定よりも減ることが見込まれるため、見込額に合わせて減額するものでございます。

39ページ、40ページを御覧願います。

事業コード14物価高騰対応子育て応援手当支給事業2,083万円の増につきましては、物価高に苦しむ子育て世帯に対し、子育て応援手当金を支給するための事業費でございます。

なお、この事業費については、国から10分の10の補助金が充当されます。

2目児童措置費、補正前の額から840万円を減額し、1億1,527万7,000円といたします。

事業コード1児童手当給付事務事業、19節扶助費、細節1児童手当840万円の減につきましては、支給対象者が当初の予想よりも少なかったため、その分の児童手当を減額するものでございます。

43ページ、44ページを御覧願います。

6款1項商工費、2目商工振興費、補正前の額から566万円を減額し、1億4,621万9,000円といたします。

事業コード1商工振興事業、18節負担金、補助及び交付金、細節6商店街街路灯整備事業補助金566万円の減につきましては、県から指示された補助金の支給要件について対応が困難となったため、補助金の受給を取りやめるものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、補正前の額に1,869万4,000円を追加し、3億2,472万4,000円といたします。

事業コード1道路新設改良事業、45ページ、46ページを御覧願います。

12節委託料、細節3湯ヶ岡赤川線用地測量委託料300万円の減につきましては、契約額の確定に伴う予算不用額の減額でございます。

14節工事請負費、細節2橋梁補修工事の増額は、令和8年度実施予定の橋梁1か所の補修工事を令和7年度に前倒しで実施するため、その事業費を計上しております。

8款1項消防費、1目常備消防費、補正前の額に651万1,000円を追加し、2億8,690万6,000円といたします。

事業コード1駿東伊豆消防組合事業、18節負担金、補助及び交付金、細節1駿東伊豆消防組合負担金651万1,000円の増につきましては、人事院勧告に基づく給与改定を行った結果、人件費が増加したため、構成市町の負担割合により負担金を増額措置するものでございます。

47ページ、48ページを御覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正前の額から582万9,000円を減額し、1億5,963万4,000円といたします。

事業コード9ICT教育推進事業、17節、細節1備品購入費311万6,000円の減につきましては、今年度購入した児童生徒用と指導者用の端末購入費の契約差金を減額する一方、電子黒板10台の購入費を新たに計上しております。

49ページ、50ページを御覧願います。

3目教育振興基金費、補正前の額に1億円を追加し、1億円といたします。

事業コード1教育振興基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金1億円の増につきましては、新たな学校の整備事業に備えるため教育振興基金の基金に積み立てるものでございます。

なお、補正後の基金残高は2億7,936万円となります。

3項中学校費、1目学校管理費、補正前の額に1,400万1,000円を追加し、5,066万8,000円といたします。

51ページ、52ページをお開きください。

事業コード3中学校施設維持管理事業、14節工事請負費、細節3中学校空調機設置工事の増額は、中学校の特殊教室へエアコンを設置するための工事費を計上しております。

恐れ入りますが、3ページへお戻りください。

第2表繰越明許費の補正であります。

1追加では庁舎維持管理事業をはじめ表に記載された14の事業につきまして翌年度へ予算を繰越しいたします。

4ページを御覧ください。

2変更では、道路新設改良事業について既に12月議会で議決をいただいた繰越額を増額し、金額を変更いたします。

5ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正であります。

令和8年度に実施する資源ごみ可燃ごみ等収集業務委託を追加しております。

6ページを御覧ください。

第4表地方債補正であります。1追加として電子黒板整備事業を含め2つの事業について、新たに地方債の借入れを行います。

7ページを御覧ください。

2変更といたしまして、社会資本総合整備交付金事業を含め9つの事業について、事業費の変更に合わせて地方債の借入額の増額または減額を行っております。

8ページを御覧ください。

3廃止といたしまして、庁舎非常用発電機更新事業を含め3つの事業について、地方債の借入れを取りやめます。

9ページ、10ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書でただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入についてですが、補正前の額75億558万円に7,875万3,000円を追加いたしまして75億8,433万3,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額75億558万円に7,875万3,000円を追加いたしまして75億8,433万3,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が4,952万9,000円の減、地方債が1,760万円の減、その他財源が1,212万1,000円の減、一般財源が1億5,800万3,000円の増となっております。

以上、補正予算の概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） 3点ほど確認をさせてください。

まず、1点目ですけれども、町税の関係で滞納繰越しのお金、結構大きな金額と、延滞金も含めての金額が入っているんですけれども、この辺は、静岡地方税の滞納整理機構だとか、あるいは賀茂地区で構成する賀茂地区地方税債権整理回収協議会、こういうところをお願いをして依頼をして入ったものかなというふうに推察がされるんですけれども、その点お答えをいただきたいのと、税務課長、こういうところに回さない滞納分というのも当然あるわけではないですか。こういうものについてどういうふうな形で徴収を行っているのか、その方法について教えていただきたいのと、26ページの退職手当の特別負担金なんですけれども、総務課長、上は定年退職等の負担金で下はその前の方だと思うんですけれども、早期退職、これ何名ぐらいの分の予算措置をしていますかということと、50ページ、教育基金の積立ての関係、1億ですけれども、総務課長から説明あったんですけれども、基本的な考え方というのは、毎年これはこういう金額を積み立てて、学校統合に向けたそういう関わりに費用として充てていくという考え方でいいんですか。お願いします。

○議長（栗原京子君） 税務課長。

○税務課長（鈴木和重君） まず、町税の滞納繰返分の収入が増えた件につきましては、静岡地方税滞納整理機構に移管している分の収入が大きくあります。

それから、賀茂地方税債権整理回収協議会というものにつきましては、賀茂地区の1市5町で構成されておりまして、当町の職員が2名下田へ派遣されておりまして、下田市の職員

が2名、東伊豆町に相互職員として来ていただいております。その職員が東伊豆町、収納係も含めまして全件を見ております。そちらの職員も調査、滞納処分を行っており、滞納繰越分の収入額が増えたということになっております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいまの楠山議員の御質問にお答えいたします。

まず、26ページになります。

退職手当組合特別負担金についてでございますが、こちらの対象者は、勤続年数20年以上かつ45歳から59歳までの退職者ということになります。退職予定者は9名となっております。続きまして、50ページ、教育振興基金の関係です。

基金の積立額、今年度1億円を計上させていただいております。こちらにつきましては、当然歳入がどの程度確保できるかということもございます。例えばふるさと納税ですとか、そういったものが確保できて1億円を積めるという見込みが立つようであれば、これは、1億円は継続的に積んで学校統合に備えるというという考え方で進めております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） まず、税務課のほうから再質問させてもらいたいんですけども、課長、自分も税務課のほうにいたときがあるんですけども、通常は納期が来て納まらないと督促を出したり、あるいは催告書を出したり、最終催告だったり、あるいは差し押さえ予告だったりというふうな形でやったり、あるいは夜間の徴収だとかというのは、特に3月ですとか5月は滞納分については3月出納閉鎖の時期、5月は現年のということですから、ほかの課の人たちまで応援をいただいて個別に回ったということがあるんですけども、今現在は個人情報関係で何かそこが難しくなっているというお話もちらっと聞いたような気がしたんですけども、今そういうふうな方法というのは取られていないんですか。それから、来ていただいた方に財産調査を行って差押等の業務を行っているという、そういう解釈でよろしいですか。

総務課長、早期退職は45から59というお話なんですけれども、通常ベースからいうとこの頃多いなというふうなことで、それぞれ辞めていく方の事情というのはあると思うんですけども、この辺の要因みたいなものというのは、総務課長、もしこういふことでという特色のものがあれば教えていただきたいなということです。

教育資金のほうについてはあれですか、ふるさと納税も含めて歳入関係が順調で、これらを積み立てられる金額に至ったときには積み立てる。至らない場合には積み立てない。減額も含めてという、そういうことでよろしいですか。

○議長（栗原京子君） 税務課長。

○税務課長（鈴木和重君） ただいまの楠山議員の質問につきまして、まず納期が過ぎて20日以内に督促をいたします。その後、10月には全ての滞納者について一斉催告というものを行っております。

それから、夜間臨宅等なんです、この賀茂地方税債権整理回収協議会というものが立ち上がったときに、臨宅というものを基本的にしておりません。催告をし、それにも応じない場合は調査をして差し押さえをするというような流れを今現在つくっております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） まず、早期退職の関係ですけれども、45歳から59歳までの対象となる職員が団塊ジュニアの世代がだんだんそういう年齢に差しかかっているということで、職員の構成上そういったことがあり得るということで捉えております。

あともう一点、教育振興基金の関係につきましては、市内でも先送りできない喫緊の課題である学校統合につきましては、そういう認識で共有をされているところでございますので、この1億円を確保して備えるということがまず重要になってくるということで捉えております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） 最後に1点だけ確認させてください。

早期退職者、退職願を提出をすると思うんですけれども、そこで残ってほしいみたいな、いろいろ事情があってもなかなか難しい部分があると思うんですけれども、留意をするようなという、そういう形は取っておりますか。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ヒアリングは何度か行っております。副町長及び私のほうでヒアリングをさせていただいて、最後に町長のほうからもお声がけをいただいている職員もあるという形で、残れる方については残っていただきたいという働きかけはさせていただいております。

以上です。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） 今回の3番議員の質問の続きで聞かせていただきたいんですけども、この9名という働き盛りの職員が退職するというので、次年度に向けてその職員構成といえますか、町の運営というのが少し気になりなんですけれども、新入職員あるいは会計年度任用職員等でその辺の運用というか、町の運営というのはどういう構想があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから30ページ、総務管理費のところ、まちづくりアドバイザー謝礼34万減、ノックルひがしいず運用設定サポート業務委託55万減、この点についていま一つ詳しく説明をいただきまして、特に運用設定サポート業務というものがここでマイナスになっている。次年度に向けてどういう形になっていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） まず、職員の不足が見込まれるかということでございますが、こちらについては補正予算の審議ということでございますので、この補正予算の中には予算のほうは計上されておられません。新年度予算のほうでは計上をさせていただいております。

また、会計年度任用職員等が不足するような事態があった場合には、また補正予算等で対応させていただくということで、予算審議でございますので予算の中にはそういったものは含まれていないということで回答とさせていただきます。

以上です。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） それでは、30ページのまちづくりアドバイザーとノックルひがしいず運用設定サポート業務について御説明させていただきます。

まず、まちづくりアドバイザーのほうですが、今いろいろな実証実験ですとかライドシェアを公共交通で行っております。将来的には全体的な交通計画を策定したいと考えております。ただ、それが今実証実験が終わってつくり出すのではなくて、その前からアドバイザーと情報を集めまして、その準備段階を進めようとしたんですが、そこまで至らなかったため、今回このアドバイザーの謝礼は減額とさせていただきます。

続いて、ノックルひがしいずの運用サポートのほうであります。こちらライドシェアも今が完成形ではなくて、当日予約ですとかそういったことを目指して準備しようとは思っ

ていたんですが、そこも至らなく、この委託料は減とさせていただきます。

以上です。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第13号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、11時15分まで休憩とします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ、再開します。

---

◎日程第9 議案第14号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算  
（第5号）

○議長（栗原京子君） 日程第9 議案第14号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第14号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から3,134万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億4,643万円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、収入見込みによる国民健康保険税の減額、交付決定による県支出金の減額及び繰入金の減額であります。歳出につきましては、実績等に基づく保険給付費、保険事業費の減額及び基金積立金の皆減が主な内容であります。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（中山和彦君） ただいま提案されました議案第14号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、概要を説明させていただきます。

令和7年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,134万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,643万円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2歳入について主な内容を説明いたします。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正前の額から1,241万1,000円を減額し、2億6,797万1,000円といたします。

1節減年課税分、細節1医療給付費分特別徴収減年課税分165万2,000円の減から2節滞納繰越分、細節3後期高齢者支援分滞納繰越分98万2,000円の減までは、いずれも1月の調定額等に基づき年間見込額を算出し減額いたしました。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、補正前の額から1,830万4,000円を減額し、12億9,068万3,000円といたします。

1節、細節1普通交付金770万8,000円の減から2節特別交付金、細節2特別調整交付金679万4,000円の減までは、今年度交付金の交付決定による減額です。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、補正前の額から898万円を減額し、1 億564万7,000円といたします。

1 節、細節 1 保険基盤安定繰入金466万9,000円の減から 4 節、細節 1 財政安定化支援事業繰入金180万7,000円の減までは、今年度交付金の交付決定による繰入金の減額です。

7 ページ、8 ページを御覧願います。

6 款 2 項基金繰入金、1 目国民健康保険事業基金繰入金、補正前の額に891万9,000円を追加し、4,018万7,000円といたします。

1 節、細節 1 国民健康保険事業基金繰入金891万9,000円の増は、今回の補正における財源調整により、基金からの繰入金を増額するものです。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、補正前の額から56万9,000円を減額し、143万1,000円といたします。

1 節、細節 1 一般被保険者延滞金56万9,000円の減は、今年度の実績を見込み、減額といたします。

次に、3 歳出について主な内容を説明いたします。

11ページ、12ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項診療諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正前の額から870万3,000円を減額し、10億7,220万2,000円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節 1 一般被保険者療養給付費保険者負担金870万3,000円の減は、実績見込みにより減額するものです。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、補正前の額から250万円を減額し、150万2,000円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節 1 出産育児一時金250万円の減は、実績見込みにより減額するものです。

13ページ、14ページを御覧願います。

6 款保健事業費、2 項 1 目特定健康診査等事業費、補正前の額から424万円を減額し、2,256万1,000円といたします。

12節委託料、細節 1 特定健診委託料270万円の減及び細節 4 特定保健指導委託料112万円の減は、事業実績見込みにより契約差金を減額するものです。

7 款 1 項基金積立金、1 目国民健康保険事業基金積立金、補正前の額から1,446万円を減額し、ゼロ円といたします。

24節積立金、細節1 国民健康保険事業基金積立金1,446万円の減は、基金からの取崩しにより財源調整を行うため、積立金の予算措置が必要となったため、改減するものです。

15ページ、16ページを御覧願います。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正前の額に64万8,000円を追加し、1,258万3,000円といたします。

22節償還金、利子及び割引料、細節5 特定健康診査等県負担金過年度精算返還金64万8,000円の増は、特定健康審査等県負担金に係る過年度分の精算によるものです。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。

補正前の額17億7,777万5,000円から3,134万5,000円を減額いたしまして、17億4,643万円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額17億7,777万5,000円から3,134万5,000円を減額いたしまして、17億4,643万円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金1,830万4,000円の減、その他財源が6万1,000円の減、一般財源が1,298万円の減といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第14号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第15号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（栗原京子君） 日程第10 議案第15号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第15号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に441万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,936万4,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では収入見込みによる保険料の増額でございます。歳出では、歳入で増額補正したことに伴い、広域連合への納付金を増額するものでございます。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（中山和彦君） ただいま提案されました議案第15号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、概要を説明させていただきます。

令和7年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ441万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,936万4,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2歳入について主な内容を説明いたします。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、補正前の額に451万5,000円を追加し、2億669万3,000円といたします。

1 節現年度分、細節 1 特別徴収保険料279万9,000円の増及び細節 2 普通徴収保険料171万6,000円の増は、収入見込みによるものです。

7 ページ、8 ページを御覧願います。

次に、3 歳出について主な内容を説明いたします。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額に421万8,000円を追加し、2億6,859万3,000円といたします。

18 節負担金、補助及び交付金、細節 1 後期高齢者医療広域連合納付金421万8,000円の増は、歳入において増額補正した金額について後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものです。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。

補正前の額 2 億6,494万6,000円に441万8,000円を増額いたしまして 2 億6,936万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額 2 億6,494万6,000円に441万8,000円を増額いたしまして 2 億6,936万4,000円といたします。

次に、補正後の財源内訳ですが、特定財源のその他が 9 万7,000円の減、一般財源が451万5,000円の増といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第15号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第16号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第4号)

○議長(栗原京子君) 日程第11 議案第16号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第16号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から3,354万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億4,687万9,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、給付費負担金において概算交付決定により国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金についてそれぞれ減額いたします。歳出では、保険給付費及び地域支援事業費を実績等により、それぞれ減額するものでございます。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(栗原京子君) 健康づくり課長。

○健康づくり課長(中山和彦君) ただいま提案されました議案第16号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、概要を説明させていただきます。

令和7年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,354万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,687万9,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2歳入について主な内容を説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正前の額から614万円を減額し、2億3,739万8,000円といたします。

1節現年度分負担金、細節1現年度分介護給付費負担金614万円の減は、概算交付決定によるものです。

2項国庫補助金、1目調整交付金、補正前の額に70万5,000円を追加し、6,558万5,000円といたします。

1節現年度分調整交付金、細節1普通調整交付金70万5,000円の増は、交付見込みによるものです。

2目地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業、補正前の額から67万5,000円を減額し、561万5,000円といたします。

1節現年度分交付金、細節1地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業67万5,000円の減は、交付見込みによるものです。

8目事業費補助金、補正前の額に99万円を追加し、99万円といたします。

1節、細節1事業費補助金99万円の増は、交付見込みによるものです。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正前の額から896万4,000円を減額し、3億5,416万1,000円といたします。

1節現年度分交付金、細節1第2号被保険者介護給付費交付金896万4,000円の減は、交付見込みによるものです。

2目地域支援事業支援交付金、補正前の額から72万9,000円を減額し、606万4,000円といたします。

1節現年度分交付金、細節1地域支援事業支援交付金72万9,000円の減は、交付見込みによるものです。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、補正前の額から465万円を減額し、1億8,890万7,000円といたします。

1節現年度分負担金、細節1介護給付費県負担金465万円の減は、交付金の決定によるものです。

7ページ、8ページを御覧願います。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正前の額から415万円を減額し、1億6,396万4,000円といたします。

1節現年度分繰入金、細節1介護給付費繰入金415万円の減は、事業見込みによるものです。

4目その他一般会計繰入金、補正前の額に122万円を追加し、1,783万7,000円といたします。

1節事務費繰入金、細節1事務費繰入金122万円の増は、事業見込額によるものです。

2項基金繰入金、1目介護保険給付費準備基金繰入金、補正前の額から989万6,000円を減額し、892万1,000円といたします。

1節、細節1介護保険給付費準備基金繰入金989万6,000円の減は、財源調整によるものです。

9ページ、10ページを御覧願います。

次に、3歳出について主な内容を説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に198万円を追加し、2,427万3,000円といたします。

12節委託料、細節3システム改修業務委託料198万円の増は、診療報酬改定による追加のシステム改修作業を行うためのものです。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正前の額から3,350万円を減額し、5億9,470万6,000円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節1居宅介護サービス給付費保険者負担金3,350万円の減は、訪問介護サービス等の利用見込みによるものです。

3目地域密着型介護サービス給付費、補正前の額に200万円を追加し、2億1,750万7,000円といたします。

11ページ、12ページを御覧願います。

18節負担金、補助及び交付金、細節1地域密着型介護サービス給付費保険者負担金200万円の増は、地域密着型通所介護サービス等の利用見込みによるものです。

9目居宅介護サービス計画給付費、補正前の額に100万円を追加し、5,995万4,000円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節1居宅介護サービス計画給付費保険者負担金100万円

の増は、要介護認定者のケアプラン作成料の見込みの増によるものです。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、補正前の額から130万円を減額し、1,794万6,000円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節1介護予防サービス給付費保険者負担金130万円の減は、介護予防福祉用具貸与等のサービス利用見込みによるものです。

13ページ、14ページを御覧願います。

2項介護予防サービス等諸費、3目地域密着型介護用介護予防サービス給付費、補正前の額から50万円を減額し、47万2,000円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節1地域密着型介護予防サービス給付費保険者負担金50万円の減は、地域密着型介護予防サービス給付額の見込みによるものです。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正前の額から170万円を減額し、2,944万3,000円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節1高額介護サービス費保険者負担金170万円の減は、高額介護サービス費支給額の見込みによるものです。

15ページ、16ページを御覧願います。

5款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費、補正前の額から250万円を減額し、1,883万7,000円といたします。

12節委託料、細節1短期集中予防訪問型サービス費50万円の減、18節負担金、補助及び交付金、細節1訪問型サービス費負担金120万円の減及び細節2通所型サービス費負担金80万円の減は、各サービスの利用見込みによるものです。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してございます。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。

補正前の額14億8,041万9,000円から3,354万円を減額いたしまして、14億4,687万9,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額14億8,041万9,000円から3,354万円を減額いたしまして、14億4,687万9,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が1,054万円の減、その他が969万3,000円の減、一般財源が1,330万7,000円の減といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いい

たします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第16号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第17号 令和7年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算  
（第1号）

○議長（栗原京子君） 日程第12 議案第17号 令和7年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第17号 令和7年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に12万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を85万1,000円とするものでございます。

まず、歳入の内容ですが、テングサ事業収入及び前年度繰越金の確定額に合わせて、それぞれの予算を増額しております。次に、歳出の内容ですが、今回の補正に基づく余剰財源を一般会計に繰り出すため、一般会計繰出金を増額しております。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第17号 令和7年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和7年度東伊豆町の稲取財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85万1,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2歳入について御説明いたします。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正前の額に7万円を追加し、79万6,000円といたします。

1節その他普通財産貸付収入、細節2配分金7万円の増につきましては、今年度のテングサ事業の漁期終了に伴い財産区会計への配分金が確定したため、その確定額に合わせるための増額補正でございます。

2款1項1目繰越金、補正前の額に5万4,000円を追加し、5万5,000円といたします。

1節、細節1前年度繰越金5万4,000円の増につきましては、前年度繰越金が確定したため、その確定額に合わせるための増額補正でございます。

7ページ、8ページを御覧ください。

次に、3歳出になります。

2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金、補正前の額に12万4,000円を追加し、17万8,000円といたします。

27節繰出金、細節1一般会計繰出金12万4,000円の増につきましては、補正予算調整後に発生した余剰財源17万8,000円を一般会計に繰り入れるため、繰入金予算を増額するものでございます。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額72万7,000円に12万4,000円を追加いたしまして、85万1,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額72万7,000円に12万4,000円を追加いたしまして、85万1,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、一般財源を12万4,000円といたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第17号 令和7年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第18号 令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、  
松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置  
事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（栗原京子君） 日程第13 議案第18号 令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第18号 令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ221万9,000円とするものであります。

内容を申し上げますと、歳入は国庫補助金の交付決定による増額補正と、それに伴う各市町からの負担金の減額、そして前年度繰越額の確定による繰越金の増額補正であります。歳出につきましては、歳入の増額分を幼児教育アドバイザーの活動に係る一般管理費に充てるものであります。

詳細につきましては教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(栗原京子君) 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(齋藤和也君) ただいま提案されました議案第18号 令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算(第1号)について、概要を説明させていただきます。

令和7年度の下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221万9,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について説明をいたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目関係市町負担金、補正前の額から73万円を減額し、144万2,000円といたします。

1節関係市町負担金、細節1幼児教育アドバイザー共同設置費負担金73万円の減は、国の交付金の交付決定に伴い、各市町の負担金を減額するものです。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目教育支援体制整備事業費交付金、補正前の額に73 万円を追加し、73 万円1,000 円といたします。

1 節、細節 1 教育支援体制整備事業費交付金73 万円の増は、交付金の交付決定により増額するものです。

3 款 1 項 1 目繰越金、補正前の額に 1 万1,000 円を追加し、4 万6,000 円といたします。

1 節繰越金、細節 1 前年度繰越金 1 万1,000 円の増は、前年度繰越額の確定により増額するものです。

7 ページ、8 ページをお開きください。

次に、歳出の内容について説明をいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正前の額に 1 万1,000 円を追加し、221 万9,000 円といたします。

事業コード 1 幼児教育アドバイザー共同設置事業においてそれぞれの事務費として充てるものでございます。

3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま御説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してございます。まず、歳入ですけれども、合計で申し上げます。

補正前の額220 万8,000 円に 1 万1,000 円を追加いたしまして、221 万9,000 円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額220 万8,000 円に 1 万1,000 円を追加いたしまして、221 万9,000 円といたします。

補正額の財源内訳ですけれども、特定財源の国庫支出金が73 万円の増、その他が73 万円の減、一般財源で 1 万1,000 円の増といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第18号 令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊

豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第19号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（栗原京子君） 日程第14 議案第19号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第19号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的収入の既決予定額から1,721万1,000円を減額し、総額を4億4,082万5,000円とし、収益的支出の既決予定額に751万9,000円を追加し、総額を4億5,885万7,000円といたします。また、予算第4条に定めた資本的収入の既決予定額から3億7,268万円を減額し、1,375万円とし、資本的支出の既決予定額から3億7,190万円を減額し、総額を2億1,893万2,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、実績に基づく給水収益の増額や消費税の調整、起債の減額や工事請負費の減額を行っております。

詳細につきましては水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 水道課長。

○水道課長（中田光昭君） ただいま提案されました議案第19号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第5号）について、概要を説明させていただきます。

総則。

第1条 令和7年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

業務の予定量の補正。

第2条 令和7年度東伊豆町水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第2条第2号中、233万8,000立方メートルを271万7,000立方メートルに、同条第3号中、6,405立方メートルを7,443立方メートルに改めます。

収益的収入及び支出の補正。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入、第1款水道事業収益、既決予定額4億5,803万6,000円から1,721万1,000円を減額し、4億4,082万5,000円といたします。

第1項営業収益、既決予定額4億2,000万円に540万円を追加し、4億2,540万円といたします。

第2項営業外収益3,803万6,000円から2,261万1,000円を減額し、1,542万5,000円といたします。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額4億5,133万8,000円に751万9,000円を追加し、4億5,885万7,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額4億4,523万4,000円から616万円を減額し、4億3,907万4,000円といたします。

第2項営業外費用、既決予定額510万4,000円に1,367万9,000円を追加し、1,878万3,000円といたします。

資本的収入及び支出の補正。

第4条 予算第4条本分括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億440万2,000円を2億518万2,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,444万6,000円を1,063万7,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億5,995万6,000円を1億9,454万5,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入、第1款資本的収入、既決予定額3億8,643万円から3億7,268万円を減額し、1,375万円といたします。

第9項企業債、既決予定額3億7,268万円を皆減といたします。

支出、第1款資本的支出、既決予定額5億9,083万2,000円から3億7,190万円を減額し、2億1,893万2,000円といたします。

第1項建設改良費、既決予定額5億289万6,000円から3億7,190万円を減額し、1億3,099万6,000円といたします。

8ページ、9ページをお開きください。

参考資料により、主な補正内容を説明させていただきます。

収益的収入及び支出についてですが、収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金700万円の増及び2目簡易水道収益、1節水道料金160万円の減は、それぞれ実績に基づき調整をさせていただく内容であります。

2項営業外収益、7目消費税及び地方消費税還付金、1節消費税及び地方消費税還付金2,261万1,000円の減は、仮払い消費税が当初見込みを下回ることにより減額するものであります。

支出、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、19節委託料616万円の減は、新白田浄水場候補地土地購入後に予定しておりました土地測量業務及び土地地籍構成登記業務を実施しなかったことにより減額するものであります。

2項営業外費用、2目消費税、1節消費税1,367万9,000円の増は、最終補正後、消費税の納付見込額が生じたことにより増額するものであります。

10ページ、11ページをお開きください。

資本的収入及び支出についてですが、収入、1款資本的収入、9項企業債、1目企業債、1節企業債3億7,268万円の減は、起債を予定していた工事や委託業務等を実施しなかったことにより減額するものであります。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目原水及び浄水施設整備費、39節工事請負費3億5,080万円の減は、4号・5号井戸関係の工事3件と新白田浄水場建設予定地既存構造物撤去工事を実施しなかったことにより減額するものであります。

5目調査費、19節委託料2,110万円の減は、取水施設関連の委託2件を実施しなかったことにより減額するものであります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第19号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第5号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長(栗原京子君) 休憩を閉じ、再開します。

---

◎日程第15 議案第20号 令和8年度東伊豆町一般会計予算

◎日程第16 議案第21号 令和8年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

◎日程第17 議案第22号 令和8年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第18 議案第23号 令和8年度東伊豆町介護保険特別会計予算

◎日程第19 議案第24号 令和8年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

◎日程第20 議案第25号 令和8年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、  
松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置  
事業特別会計予算

◎日程第21 議案第26号 令和8年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長(栗原京子君) 議案日程第15 議案第20号 令和8年度東伊豆町一般会計予算、日程第16 議案第21号 令和8年度東伊豆町国民健康保険特別会計、日程第17 議案第22号 令和8年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計、日程第18 議案第23号 令和8年度東伊豆町介護保険特別会計予算、日程第19 議案第24号 令和8年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算、

日程第20 議案第25号 令和8年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算、日程第21 議案第26号 令和8年度東伊豆町水道事業会計予算を一括議題とします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第20号 令和8年度東伊豆町一般会計予算について、概要と提案理由を申し上げます。

既に定例会冒頭での私の施政方針でも御提示しておりますが、一般会計の予算規模は63億5,600万円となります。

次に、歳入から御説明いたします。

町が独自の判断で徴収、収入することができる自主財源は、前年対比1.5%増の33億5,520万7,000円で、構成比は52.8%となります。

このうち、町税については、景気の回復傾向により、法人町民税は前年度よりも増収が見込まれるものの、人口減少の影響を受けて個人町民税または地価下落の影響を受けて固定資産税について、それぞれ減収を見込んでおります。それらを踏まえ、町税合計は18億7,569万9,000円となり、前年対比2,145万6,000円、1.1%の減となっております。

寄附金収入については、ふるさと納税を前年度と同額の5億3,000万円にしたことに加え、新たに企業版ふるさと納税300万円の増収を見込み、前年度よりも300万円増の5億3,300万円を計上しています。

繰入金では、政策的事業に充てるための財源をふるさと納税基金から、また財源不足額については財政調整基金から、それぞれ繰入れをしております。

次に、国や県の決定基準に基づいて交付される依存財源ですが、前年対比11.6%減の30億79万3,000円で、構成比は47.2%となります。

このうち、国庫支出金につきましては、国の補助金を受けて実施した事業が終了したため、前年対比44.2%減の4億9,566万7,000円となっております。

また、町の借金に当たる町債につきましては、前年度に比べ町債の借入対象事業が減ったため、前年対比19.7%減の1億8,320万円となっております。

次に、歳出ですが、経常的経費のうち、人件費につきましては、職員、会計年度任用職員、議会議員及び特別職の報酬や期末勤勉手当の上昇、また地域手当支給割合の上昇の影響によ

り、12億5,478万9,000円で、前年対比3,661万1,000円、3.0%増となっております。

扶助費につきましては、障害者自立支援給付金や児童手当の予算などが増額しているため、5億8,652万7,000円、前年対比687万9,000円、1.2%の増となっております。

公債費につきましては、町債の借入額が減少傾向にあるため、4億6,131万5,000円、前年対比2,846万、5.8%の減となっております。

物件費につきましては、標準化システム導入事業などが終了したことにより、13億5,632万4,000円、前年対比1億4,661万1,000円、9.8%の減となります。

補助費等につきましては、一部事務組合の負担金が人件費の増により増えた一方、非課税世帯への給付金事業が終了したことにより、14億3,701万4,000円、前年対比8,039万7,000円、5.3%の減となります。

また、積立金では、令和7年度に引き続き入湯税の値上げ分を観光振興基金へ積み立てる予算を計上しています。

次に、投資的経費ですが、全体で3億9,897万円となり、前年対比1億1,618万8,000円、22.6%の減であります。

そのうち、補助事業では、北川漁港の護岸改修工事を新たに実施する一方、橋梁の補修工事の箇所数が減ったため、前年度に比べ減となっております。

また、単独事業では、図書館エレベーターの改修工事などを新たに計上した一方、全体としては事業が減ったため、こちらも前年度に比べ減額となっております。

以上、令和8年度一般会計当初予算の概要説明及び提案理由とさせていただきます。

私が町長に就任してから1期4年となります。この間、まちづくりのためにまいた希望の種の芽を伸ばすために、入湯税やふるさと納税などの自主財源の確保をしつつ、限られた予算の中で今後のまちづくりのための必要な予算を確保し、様々な事業を展開してまいります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第21号 令和8年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算につきまして概要を申し上げます。

令和8年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は16億4,999万2,000円で、令和7年度当初予算に比べ9,867万2,000円の減額となっております。

まず、歳入の主な内容を申し上げますと、国民健康保険税が2億7,591万8,000円で、前年対比1.6%の減で、構成比は16.7%となっております。

県支出金が12億1,187万7,000円で、前年対比7.4%の減で、構成比は73.4%となっております。

繰入金は1億4,951万7,000円で、前年対比2.5%の増で、構成比は9.1%となっております。

諸収入は1,248万2,000円で、前年対比5.1%の減で、構成比は0.8%となっております。

次に、歳出の主な内容につきましては、保険給付費が11億7,689万3,000円で、前年対比7.5%の減で、構成比は71.3%となっております。

国民健康保険事業費納付金は4億2,034万9,000円で、前年対比0.2%の増で、構成比は25.5%となっております。

保健事業費は2,758万2,000円で、前年対比14.0%の減で、構成比は1.7%となっております。

諸支出金は1,210万2,000円で、前年対比0.8%の減で、構成比は0.7%となっております。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第22号 令和8年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和8年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額は2億9,124万3,000円で、令和7年度当初予算に比べ2,825万6,000円の増額となっております。

まず、歳入の主な内容を申し上げますと、後期高齢者医療保険料が2億2,387万1,000円で、前年対比10.7%の増で、構成比は76.9%となっております。

繰入金は6,679万9,000円で、前年対比10.9%の増で、構成比は22.9%となっております。

次に、歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が2億9,067万2,000円で、前年対比10.8%の増で、構成比は99.8%となっております。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第23号 令和8年度東伊豆町介護保険特別会計予算につきまして概要を申し上げます、提案理由といたします。

令和8年度の介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は14億3,577万3,000円で、令和7年度当初予算に比べ4,024万6,000円の増額となっております。

まず、歳入の主な内容を申し上げますと、介護保険料が2億4,438万5,000円で、前年対比9.1%の減で、構成比は17.0%となっております。

国庫支出金は3億4,158万8,000円で、前年対比4.6%の増で、構成比は23.8%となっております。

支払基金交付金は3億6,888万2,000円で、前年対比3.3%の増で、構成比は25.7%となっております。

県支出金は2億354万8,000円で、前年対比3.3%の増で、構成比は14.2%となっております。

繰入金金は2億7,521万4,000円で、前年対比12.9%の増で、構成比は19.2%となっております。

次に、歳出の主な内容につきましては、総務費が2,862万2,000円で、前年対比16.2%の減で、構成比は2.0%となっております。

保険給付費は13億4,244万1,000円で、前年対比3.5%の増で、構成比は93.5%となっております。

地域支援事業費は6,203万4,000円で、前年対比1.0%の増で、構成比は4.3%となっております。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、令和8年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和8年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の総額は74万5,000円で、前年度に比べ1万8,000円の増となりました。

前年度に引き続きテングサ事業配分金の増収を見込み、財産収入を増額いたしました。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第25号 令和8年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

令和元年度より賀茂地域1市5町において実施しております幼児教育アドバイザー共同設置事業の特別会計予算を計上するものです。特別会計歳入歳出予算の総額は前年度と同額の220万8,000円となっております。

詳細につきましては教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第26号 令和8年度東伊豆町水道事業会計予算について概要を申し上げ、提案理由といたします。

水道事業収益は4億7,289万5,000円で、前年度に比べ1,485万9,000円、3.2%の増といたしました。前年度の実績を参考に積算しております。

水道事業費用は4億7,110万9,000円で、前年度に比べ3,132万8,000円、7.1%の増といたしました。委託料や修繕費、固定資産除却費の増額などを見込んでおります。

資本的収入は4億7,924万3,000円で、前年に比べ9,281万3,000円、24%の増といたしました。4号・5号井戸関係の工事費に係る企業債などを計上しております。

資本的支出は6億4,027万9,000円で、前年度に比べ5,927万8,000円、10.2%の増となりました。新年度の主な事業ですが、新規井戸整備の最終工程といたしまして、4号・5号井戸の滅菌設備設置工事、流入管設置工事、遠方監視装置設置工事を実施し、令和8年度の供用開始に向けて整備を進めてまいります。

詳細につきましては水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第20号 令和8年度東伊豆町一般会計予算の主な内容を御説明させていただきます。

初めに、予算書の1ページをお開きください。

令和8年度東伊豆町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63億5,600万円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によります。

地方債。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によります。

一時借入金。

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定めます。

歳出予算の流用。

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2 ページをお開きください。

次に、款項の区分で概要説明をさせていただきますが、この説明の中で本年度と申し上げますものは令和8年度であり、前年度と申し上げますものは令和7年度といたします。また、比較につきましては、令和8年度と令和7年度との比較で申し上げますので、御理解をお願いいたします。

第1表歳入歳出予算の歳入について御説明いたします。

1 款町税につきましては18億7,569万9,000円、前年対比2,145万6,000円、1.1%の減で、構成比は29.5%であります。

内訳としまして、まず1項町民税につきましては5億1,090万8,000円となり、前年対比626万4,000円の増であります。景気が回復傾向にあることから、法人町民税は前年度よりも増を見込んでおります。

2 項固定資産税につきましては10億3,656万5,000円で、前年対比1,329万円の減となります。土地の地価下落が続いている状況と既存の建物の経年劣化の影響を鑑み、前年度よりも減収を見込んでおります。

3 項軽自動車税につきましては3,963万4,000円で、前年対比302万7,000円の減となっております。こちらにつきましては、令和8年3月31日から自動車税環境性能割の廃止の方針が国から示されております。その影響を受け、前年度よりも減収をしております。

4 項町たばこ税につきましては9,539万1,000円で、前年対比360万3,000円の減となっております。

5 項入湯税につきましては1億9,320万1,000円で、前年対比780万円の減となっております。

次に、2款地方譲与税につきましては5,047万円で、前年対比153万円2.9%の減でありま

す。

内訳としまして、1項自動車重量譲与税につきましては3,500万円で、前年度と同額であります。

2項地方揮発油譲与税につきましては847万円で、前年対比153万円の減となっております。こちらにつきましては、ガソリン税の暫定税率が令和7年12月31日に廃止されたため、その減収分の影響を考慮し、前年度よりも減額をしております。

3項森林環境譲与税につきましては700万円で、前年度と同額であります。

続きまして、3款利子割交付金につきましては150万円で、前年対比100万円の増であります。最近の当該交付金の増加傾向を考慮し、増額いたしました。

4款配当割交付金につきましては700万円で、前年度と同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては1,000万円で、前年対比500万円の増であります。こちらも最近の当該交付金の増加傾向を考慮し、増額いたしました。

6款法人事業税交付金につきましては2,500万円で、前年度と同額であります。

7款地方消費税交付金につきましては2億8,000万円で、前年と同額であります。

8款ゴルフ場利用税交付金につきましては900万円で、こちらも前年度と同額であります。

次に、8款と10款の間に、前年度まで9款環境性能割交付金がありました。今年度につきましてはゼロ円といたしました。こちらは自動車税環境性能割の廃止の方針が国から示されておりますので、前年度に比べて750万円の減の皆減といたします。

10款地方特例交付金につきましては1,464万4,000円で、前年対比1,114万4,000円の増であります。こちらにつきましては、ガソリン税の暫定税率廃止及び自動車税の環境性能割廃止の減収分を地方特例交付金において国がその全額を補填するとの方針が示されているため、前年度よりも大幅な増額となっております。

次に、11款地方交付税につきましては15億5,000万円で、前年対比5,000万円の増であります。そのうち、普通交付税では物価高騰の影響により、職員の人件費をはじめ経常的経費に係る交付税算定分が上昇すると予想し、前年度より5,000万円増の14億5,000万円を計上しております。

12款交通安全対策特別交付金につきましては60万円で、前年度と同額を計上しております。

13款分担金及び負担金につきましては972万円で、前年対比894万2,000円、47.9%の減となっております。広域で実施している小規模保育園運営負担金360万円が皆減したことなどを受けて減額をしております。

14款使用料及び手数料につきましては6,797万5,000円で、前年対比366万円、5.7%の増となっております。

内訳としまして、1款使用料につきましては4,106万7,000円で、前年対比446万4,000円の増となっております。職員の駐車場使用料や町営住宅使用料などを計上しております。

2項手数料につきましては2,690万8,000円で、戸籍住民手数料や廃棄物処理手数料などを計上しております。

次に、15款国庫支出金につきましては4億9,566万7,000円、前年対比3億9,299万4,000円、44.2%の減となっております。

3ページを御覧ください。

内訳としまして、1項国庫負担金につきましては3億8,421万7,000円、前年対比1,500万3,000円、4.1%の増で、障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金や児童手当負担金を計上しております。

2項国庫補助金につきましては1億808万5,000円、前年対比3億9,659万3,000円、78.6%の減で、民生費に関わる子ども・子育て支援交付金や地域生活支援事業費補助金、土木費に関わる社会資本整備総合交付金や道路局所管補助金などを計上しております。

3項委託金につきましては336万5,000円で、拠出年金事務委託金などを計上しております。

次に、16款県支出金につきましては3億7,371万2,000円、前年対比1,271万8,000円、3.3%の減となっております。

内訳といたしまして、1項県負担金につきましては2億3,681万5,000円、前年対比577万9,000円の増で、国民健康保険基盤安定負担金や後期高齢者保険基盤安定負担金などを計上しております。

2項県補助金につきましては1億8,062万円、前年対比1,157万円の減で、ふじのくにフロンティア地域循環共生圏形成事業費補助金や地震津波対策等減災交付金などを計上しております。

3項委託金につきましては2,827万7,000円で、県税徴収委託金や統計調査に関わる委託金などを計上しております。

次に、17款財産収入につきましては6,181万円で、前年対比203万8,000円、3.4%の増であります。

18款寄附金につきましては5億3,300万円で、ふるさと納税寄附金と企業版ふるさと納税寄附金をそれぞれ計上しております。

なお、ふるさと納税寄附金につきましては、前年度と同額の5億3,000万円の収入を見込んでおります。

19款繰入金につきましては5億1,597万3,000円、前年対比4,045万6,000円、8.5%の増で、構成比は8.1%となっております。

そのうち、3項基金からの繰入金につきましては5億1,572万9,000円、前年対比4,054万円の増で、本年度に実施する63の事業の財源として、ふるさと納税基金から2億3,884万3,000円を繰り入れます。

また、当初予算を編成する際に生じた財源不足に対応するため、財政調整基金を2億5,798万4,000円取り崩し、一般会計へ繰り入れます。

また、学校統合整備基本構想策定委託料に充当するため、教育振興基金を1,602万2,000円取り崩し、一般会計へ繰り入れます。

次に、20款繰越金につきましては2億円で、前年対比3,000万円の増、ここ数年の繰入金決算額の増加傾向を反映し、前年度から増額をさせていただきました。

21款諸収入につきましては9,103万円、前年対比25万8,000円、0.3%の減となっております。

最後に、22款町債につきましては1億8,320万円、前年対比4,490万円、19.7%の減で、構成比は2.9%となっております。

4ページをお開きください。

歳出につきましても款項の区分で御説明申し上げます。

まず、1款議会費につきましては7,269万6,000円、前年対比973万3,000円、15.5%の増となっております。議員報酬の基準額の増に伴い、議員報酬と期末勤勉手当がそれぞれ前年度よりも増額となっております。

2款総務費につきましては16億8,200万2,000円、前年対比1億9,731万2,000円、10.5%の減で、構成比は26.5%となっております。

1項総務管理費につきましては14億6,692万円であります。ふるさと納税への謝礼、返礼品に係る経費、ふるさと納税基金への積立金、地域おこし協力隊の事業費などを計上しております。また、多世代交流施設としてリニューアルしたよりみち135の運営事業費を新たに計上しております。

2項徴税費につきましては1億2,865万5,000円であります。固定資産基礎資料更新業務委託料や旧公図等電子化業務委託料などを計上しております。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては6,962万8,000円であります。戸籍電算システム使用料や伊豆斎場組合負担金などを計上しております。

4項選挙費につきましては780万6,000円であります。選挙管理委員会費などを計上しております。

5項統計調査費につきましては791万2,000円であります。

6項監査委員費につきましては108万1,000円でございます。

次に、3款民生費につきましては16億1,260万6,000円、前年対比7,573万9,000円、4.5%の減で、構成比は25.4%となっております。

1項社会福祉費につきましては12億2,994万9,000円であります。自立支援給付事業費や在宅高齢者福祉推進事業費、国保後期高齢者介護保険会計への繰出金などを計上しております。

2項児童福祉費につきましては3億7,282万円であります。児童手当、保育所事業費、放課後児童クラブ運営事業費などを計上しております。

3項国民年金事務取扱費につきましては983万7,000円であります。国民年金事務を担当する職員の人件費などを計上しております。

次に、4款衛生費につきましては7億3,342万1,000円、前年対比30万円の減で、構成比は11.5%となっております。

1項保健衛生費につきましては2億3,621万6,000円であります。保健福祉センターの維持管理費、保健師の人件費、予防接種、健康診断、下田メディカルセンター負担金などを計上しております。

2項清掃費につきましては4億9,345万円あります。町営墓地の維持管理費、東河環境センター分担金、最終処分場の管理委託料、ごみ堆肥化業務委託料などを計上しております。

3項上水道費につきましては375万5,000円あります。水道事業会計への繰出金を計上しております。

次に、5款農林水産業費につきましては2億3,765万3,000円、前年対比8,130万9,000円、52%の増で、構成比は3.7%となっております。

1項農業費につきましては7,744万9,000円あります。農業委員会の事務費や鳥獣被害対策事業費、中山間地域総合整備事業負担金などを計上しております。

2項林業費につきましては2,613万円あります。森林整備管理委託料や公園緑地維持管理委託料などを計上しております。

3項水産業費につきましては1億3,407万4,000円あります。北川漁港網干場護岸改修工

事や稲取漁港整備事業地元負担金などを計上しております。

次に、6款商工品につきましては3億548万7,000円、前年対比3,212万円、9.5%の減で、構成比は4.8%となっております。前年度に引き続き入湯税の約2分の1を基金に積み立てる予算や海浜プール改修工事費、観光協会補助金、商工会補助金などを計上しております。

次に、7款土木費につきましては2億8,396万7,000円、前年対比1億6,200万4,000円、36.3%の減で、構成比は4.5%となっております。

1項土木管理費につきましては4,571万4,000円であります。入札関係の事業費や地積調査事業費を計上しております。

2項道路橋梁費につきましては1億6,576万1,000円であります。町道の維持管理費と新設改良費を計上しております。道路新設改良費では、町道稲取片瀬線の改良工事や橋梁の補修工事を継続して実施いたします。

3項河川費につきましては1,059万2,000円であります。湯ヶ岡山田水路改修工事や水路の維持補修工事を行います。

4項都市計画費につきましては4,674万円であります。都市公園や街路、唐沢污水处理場の維持管理費を計上しております。

5項住宅費につきましては1,516万円であります。町営住宅の維持管理費や空き家等実態調査業務委託料を計上しております。

次に、8款消防費につきましては4億3,496万2,000円、前年対比3,102万8,000円、7.7%の増で、構成比は6.8%となっております。駿東伊豆消防組合負担金や消防団の活動費、防災用具備品の購入費などを計上しております。

次に、9款教育費につきましては5億1,571万8,000円、前年対比2,988万2,000円、6.2%の増で、構成比は8.1%となっております。

1項教育総務費につきましては1億4,169万5,000円であります。教育委員会運営事業費や語学指導委託料のほか、新たに学校統合整備基本構想策定業務委託料を計上しております。

5ページを御覧ください。

2項小学校費につきましては8,444万7,000円あります。小学校で使用する消耗品や備品の購入費、小学校に配置する支援員の報酬のほか、新たに体育館空調設備設計業務委託料を計上しております。

3項中学校費につきましては4,969万円あります。中学校施設の修繕料、中学校に配置する支援員の報酬、中学校で使用する消耗品や教材購入費を計上しております。

4項幼稚園費につきましては6,725万7,000円であります。幼稚園職員の人件費や幼稚園施設の維持管理料などを計上しております。

5項社会教育費につきましては5,804万5,000円であります。青少年健全育成事業や町民文化祭実施事業費、生涯学習費、文化財保護費などを計上しております。また、本年度から複数年にわたって町史編さん作成業務に取りかかります。また、図書館ではエレベーターの改修工事を実施いたします。

6項保健体育費につきましては1億1,078万1,000円であります。町立体育センターや町営グラウンドの維持管理費、市町対抗駅伝の事業費、学校給食センターの運営費のほか、本年度は給食センターのピット内蒸気管の更新工事やスチームオープンの購入費などを計上しております。

7項育英奨学金につきましては380万3,000円あります。育英奨学金の貸付金及び町に返還された奨学金を育英奨学基金に積み立てる予算を計上しております。

次に、10款災害復旧費につきましては617万3,000円で、前年度とほぼ同額を計上しております。

次に、11款公債費につきましては4億6,131万5,000円、前年対比2,846万円、5.8%の減で、構成比は7.3%となっております。

そのうち、元利償還金を4億4,701万2,000円、公債利子を1,380万3,000円、一時借入金利子を50万円計上しております。

最後に、12款予備費につきましては昨年度と同額の1,000万円を計上しております。

6ページをお開きください。

第2表につきましては、債務負担行為として令和9年度以降の設定分をお示ししております。事項、期間、限度額を御覧の上、御理解をお願いいたします。

なお、本年度に計上する債務負担行為を含めて、既に債務負担行為の議決をもらい執行している事業につきましては、予算書の220ページ以降に支出予定額等に関する調書としてその一覧を掲載しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

7ページを御覧ください。

第3表地方債ですが、本年度の限度額の総額を1億8,320万円と定めております。そのほか、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、第3表に記載のとおりでございます。

なお、地方債の現在高の見込みに関する調書が予算書の224ページに掲載されておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

8ページをお開きください。

先ほど御説明いたしました款項の歳入の内訳につきましては、この事項別明細書で総括しております。前年度との比較も含めてお示ししておりますので、御確認をお願いいたします。

9ページを御覧ください。

こちらは歳出の前年度比較及び財源内訳の総括表となっております。歳出予算総額のうち、特定財源につきましては国県支出金が8億6,937万9,000円、地方債が1億8,320万円、その他財源が10億1,283万4,000円となっております。

また、一般財源につきましては42億9,058万7,000円となっております。

以上、令和8年度一般会計当初予算の概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（中山和彦君） 続きまして、議案第21号 令和8年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について、概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、225ページをお開きください。

令和8年度東伊豆町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億4,999万2,000円と定めます。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

一時借入金。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は1億円と定めます。

歳出予算の流用。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の款項の間の流用。

226ページを御覧いただきます。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税は2億7,591万5,000円で、前年対比446万7,000円、1.6%の減で、

構成比は16.7%であります。保険料率は前年度据置きにより計上したものです。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料は20万円で、督促手数料でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金は12億1,187万7,000円で、前年対比9,711万円、7.4%の減で、構成比は73.4%であります。保険給付費等に要する額が県から交付されます。

6 款繰入金は1 億4,951万7,000円で、前年対比362万2,000円、2.5%の増で、構成比は9.1%であります。

1 項一般会計繰入金は1 億389万4,000円で、一般会計からの法定繰入金です。

2 項基金繰入金は4,562万3,000円で、歳入歳出予算調整のため国民健康保険事業基金から繰り入れるものです。

7 款繰越金は科目存置です。

8 款諸収入は1,248万2,000円で、前年対比66万7,000円、5.1%の減で、構成比は0.8%であります。

1 項延滞金、加算金及び過料は150万円で、一般被保険者の延滞金でございます。

3 項雑入は1,098万2,000円で、前年度の3 月支払い分の保険給付金に関する精算、返還分や第三者行為の納付金等であります。

227ページを御覧願います。

次に、歳出につきましても款項の区分で説明させていただきます。

1 款総務費は1,206万6,000円で、前年対比33万4,000円、2.8%の増であります。

主な内容として、1 項総務管理費は897万5,000円で、全体的な事業費、役務費、委託料を、2 項徴税費は250万8,000円で、印刷製本費や通信運搬費等を計上させていただきました。

2 款保険給付費は11億7,689万3,000円で、前年対比9,508万8,000円、7.5%の減で、構成比は71.3%であります。

1 項療養諸費は10億1,199万円で、前年対比7,674万6,000円、7.0%の減となっております。令和7年度の医療費実績により推計し、計上させていただきました。

2 項高額療養費は1 億6,170万2,000円で、前年対比1,574万1,000円、8.9%の減となっております。

4 項出産育児諸費は150万1,000円で、3 人分を計上させていただきました。

5 項葬祭諸費は165万円で、前年対比10万円、5.7%の減となっております。

3 項国民健康保険事業費納付金は4 億2,034万9,000円で、前年対比69万2,000円、0.2%の増で、構成比は25.5%であります。

1 項医療給付費分は 2 億8,269万2,000円、2 項後期高齢者支援金等分は9,357万6,000円、3 項介護納付金分は3,548万円、4 項子ども・子育て支援納付金分は860万1,000円で、国の仮係数に基づき県から示された納付金額を計上いたしました。

6 款保健事業費は2,758万2,000円で、前年対比450万8,000円、14.0%の減となっております。

1 項保健事業費は532万3,000円で、人間ドック補助金などを計上しております。

2 項特定健康審査等事業費は2,225万9,000円で、前年対比429万6,000円の減となっております。

9 款諸支出金は1,210万2,000円で、前年対比10万2,000円、0.8%の減となっております。

1 項償還金及び還付加算金は1,200万円で、前年同額となっております。保険税の還付金及び前年度の3月支払い分の保険給付費に関し、精算の処理が必要となるため、県の返還金を予算計上しております。

2 項繰出金は10万2,000円で、10万2,000円の減となっております。

10 款予備費は100万円とさせていただきました。

228ページ、229ページを御覧願います。

ただいま説明いたしました各項の歳入歳出の内容につきまして、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度対比を加え、総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、229ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

特定財源につきましては、国県支出金が12億1,187万7,000円、その他財源は1億4,951万7,000円となり、一般財源につきましては2億8,859万8,000円となっております。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第22号 令和8年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について、概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、252ページをお開きください。

令和8年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,124万3,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

253ページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明させていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料は2億2,387万1,000円で、前年対比2,169万3,000円、10.7%の増で、構成比は76.9%であります。

2款使用料及び手数料、1項手数料は7万円で、前年と同額で、督促手数料となっております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金は6,679万9,000円、前年対比656万3,000円、10.9%の増で、構成比は22.9%であります。保険料軽減分に係る一般会計からの法定繰入金となっております。

4款諸収入は50万2,000円で、内訳は1項延滞金、加算金及び過料が1,000円、2項償還金及び還付加算金が10万1,000円となっております。

5款1項繰越金につきましては科目存置になります。

254ページを御覧願います。

次に、歳出につきましても款項の区分で申し上げます。

1款1項後期高齢者医療広域連合納付金は2億9,067万2,000円、前年対比2,825万6,000円、10.8%の増で、構成比は99.8%であります。徴収した保険料等を後期高齢者医療広域連合への納付金となっております。

2款支出金は57万1,000円で、内訳は1項償還金及び還付加算金が50万1,000円、2項繰出金が7万円となっております。

255ページ、256ページを御覧願います。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え、総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、256ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

特定財源につきましては、その他財源で6,737万円となり、一般財源につきましては2億2,387万3,000円となっております。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第23号 令和8年度東伊豆町介護保険特別会計予算について、概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、263ページをお開きください。

令和8年度東伊豆町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億3,577万3,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

264ページを御覧願います。

次に、第1表歳入歳出予算の歳入について、各項の区分で概要説明をさせていただきます。

1款保険料、1項介護保険料は2億4,438万5,000円で、前年対比2,454万7,000円、9.1%の減で、構成比は17.0%となり、65歳以上の方の特別徴収保険料と普通徴収保険料で、基準月額については2,840円で前年と同額であります。

2款使用料及び手数料、1項手数料は10万円を計上させていただきました。内容といたしましては、督促手数料となっております。

3款国庫支出金は3億4,158万8,000円で、前年対比1,504万8,000円、4.6%の増で、構成比は23.8%であります。

1項国庫負担金は、介護給付費負担金2億4,298万9,000円で、負担率は保険給付費の施設分15%、その他分20%となっております。

2項国庫補助金は、調整交付金、地域支援事業交付金等の交付金9,859万9,000円で、法定負担率や事業の実施で評価された点数により算出された額が交付されるものとなっております。

4款1項支払基金交付金は3億6,888万2,000円で、前年対比1,173万9,000円、3.3%の増で、構成比は25.7%となり、2号被保険者の保険料となっております。

5款県支出金は2億354万8,000円で、前年対比657万6,000円、3.3%の増で、構成比は14.2%であります。

1項県負担金は、現年度分の介護給付費県負担金1億9,330万3,000円で、負担率は保険給

付費の施設分17.5%、その他分12.5%となっております。

2 項県補助金は、地域支援事業交付金1,024万3,000円で、負担率は介護予防日常生活支援事業12.5%、包括的支援事業19.25%となっております。

6 款財産収入、1 項財産運用収入は科目存置となっております。

7 款繰入金は2億7,521万4,000円で、前年対比3,148万6,000円、12.9%の増で、構成比は19.2%であります。

1 項一般会計繰入金は2億1,796万5,000円で、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金及び事務費繰入金等で、負担率は保険給付費及び地域支援事業の介護予防日常生活支援事業が12.5%、包括的支援事業任意事業が19.25%となっております。

2 項基金繰入金は5,724万9,000円で、歳入歳出予算調整のため、介護保険給付費準備基金からの繰入れとなっております。

8 款1 項繰越金は200万円で、前年と同額であります。

9 款諸収入は5万5,000円で、主に雑入となっております。

265ページを御覧願います。

歳出につきましても款項の区分で申し上げます。

1 款総務費は2,862万2,000円で、前年対比554万7,000円、16.2%の減で、構成比は2.0%であります。

1 項総務管理費は1,477万円で、介護報酬改定に伴うシステム改修委託料及び高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定委託料が主なものとなっております。

2 項徴収費は319万6,000円で、納入通知書等の印刷製本費や郵便料が主なものとなっております。

3 項介護認定審査会費は1,065万6,000円で、主に賀茂郡介護認定審査会負担金や認定調査費などを計上しております。

2 款保険給付費は13億4,244万1,000円で、前年対比4,484万7,000円、3.5%の増で、構成比は93.5%であり、介護給付費等の実績により計上しております。

1 項介護サービス等諸費は12億5,335万4,000円で、要介護認定者の居宅介護サービス給付費等となっております。

2 項介護予防サービス等諸費は2,369万4,000円で、要支援認定者の介護予防サービス給付費等となっております。

4 項高額介護サービス等費は3,029万8,000円で、負担限度額を超える介護給付の自己負担

に対して補填するもので、実績による算出となっております。

5 項高額医療合算介護サービス等費は310万円で、介護保険と医療保険の両方を利用した場合の年間負担限度額を超えた自己負担に対して給付されるものとなっております。

6 項特定入所者介護サービス等費は3,110万2,000円で、低所得者の施設入所時における食費、居住費の補足給付となっております。

3 款 1 項財政安定化基金繰出金は、科目存置となっております。

4 款 1 項基金積立金は、介護保険給付費準備基金への積立金となっております。

5 款地域支援事業費は6,203万4,000円で、前年対比61万円、1.0%の増で、構成比は4.3%であります。

1 項介護予防生活支援サービス事業費は2,305万4,000円で、介護予防生活支援サービス費、介護予防ケアマネジメント費などとなっております。

2 項一般介護予防事業費は70万5,000円で、介護予防事業費などとなっております。

3 項包括的支援事業等費は3,821万2,000円で、包括支援センターの人件費や在宅医療介護連携推進事業費などとなっております。

6 款 1 項保健福祉事業費は75万円で、介護用品支援事業に係る給付金となっております。

7 款 1 項予備費は100万円で、前年と同額であります。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は92万4,000円で、保険料過誤納還付金となっております。

266ページ、267ページを御覧願います。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え、総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、267ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

特定財源につきましては、国県支出金が5億4,513万6,000円、その他財源は3億6,903万3,000円となり、一般財源につきましては5億2,160万4,000円となっております。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） 次に、議案第24号 令和8年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について御説明いたします。

310ページをお開きください。

令和8年度東伊豆町の稲取財産区特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74万5,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

次に、款項の区分で概要説明をさせていただきます。

311ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算の歳入について御説明いたします。

第1款財産収入、第1項財産運用収入は74万4,000円で、前年対比1万8,000円の増となります。土地貸付料については変更はありませんが、テングサ事業の配分金の過去実績額が増えているため、昨年度に引き続き今回も増額とさせていただきました。

2款繰越金は、前年度と同額の1,000円でございます。

次に、312ページの歳出でございますが、1款管理会費、1項管理委員会費は62万3,000円で、前年と同額となっております。

2款諸支出金、1項繰出金は7万2,000円で、前年対比1万8,000円の増となっております。

3款1項予備費は5万円で、前年と同額です。

次に、313ページ、314ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で予算内容を総括しております。

歳入歳出予算の合計は、歳入歳出それぞれ74万5,000円で、前年対比1万8,000円の増となっております。また、本年度予算の財源は全て一般財源となっております。

以上、稲取財産区特別会計当初予算の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（齋藤和也君） 続きまして、議案第25号 令和8年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算について、概要を御説明させていただきます。

恐れ入りますが、320ページをお開きください。

令和8年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ220万8,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

次のページ、321ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明申し上げますが、全て前年度と同額となっております。

1款分担金及び負担金、1項負担金は217万2,000円、こちらは賀茂地域1市5町の負担金となります。

2款国庫支出金、1項国庫補助金は1,000円、科目存置となります。

3款繰越金、1項繰越金は3万5,000円、令和7年度からの繰越分となります。

322ページを御覧ください。

次に、歳出についても款項の区分で申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費のみとなっております220万8,000円です。主な支出は、幼児教育アドバイザーの報酬195万2,000円を計上しております。

323ページ、324ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、324ページの財源内訳ですが、財源につきましては特定財源の国庫支出金が1,000円、その他が217万2,000円、一般財源が3万5,000円となります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 水道課長。

○水道課長（中田光昭君） 続きまして、議案第26号 令和8年度東伊豆町水道事業会計予算について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、別冊水道事業会計予算書の1ページを御覧ください。

総則。

第1条 令和8年度東伊豆町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりといたします。

第1号 給水件数5,651件。

第2号 年間総給水量239万2,000立方メートル。

第3号 1日平均給水量6,553立方メートル。

第4号 主な事業、4号・5号井戸滅菌設備設置工事、町道入谷天城1号線配水管更新工事などを予定しております。

収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入、第1款水道事業収益4億7,289万5,000円、第1項営業収益4億2,570万円、第2項営業外収益4,719万5,000円といたします。

支出、第1款水道事業費用4億7,110万9,000円、第1項営業費用4億6,694万8,000円、第2項営業外費用316万1,000円、第4項予備費100万円といたします。

2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1億6,103万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,152万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億951万1,000円で補填するものといたします。

収入、第1款資本的収入4億7,924万3,000円、第5項負担金1,205万5,000円、第9項企業債4億6,718万8,000円といたします。

支出、第1款資本的支出6億4,027万9,000円、第1項建設改良費5億7,208万9,000円、第2項企業債償還金6,819万円といたします。

債務負担行為。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めます。

事項、水道検針業務委託、期間、令和9年度から令和10年度まで、限度額1,233万2,000円。

事項、白田川流量解析業務委託、期間、令和9年度から令和10年度まで、限度額1,899万7,000円。

企業債。

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めます。

起債の目的、建設改良費、限度額4億6,718万8,000円、起債の方法、利率、償還の方法は

記載のとおりでございます。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条 予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号 営業費用及び営業外費用の相互間の流用。

3ページを御覧ください。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費。

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を得なければならない。

第1号 職員給与費9,773万1,000円といたします。

棚卸資産購入限度額。

第9条 棚卸資産購入限度額は531万円と定めます。

恐れ入りますが、21ページ、22ページをお開きください。

予算参考書で概要を御説明いたします。

まず、収益的収入ですが、1款水道事業収益は4億7,289万5,000円で、前年度対比1,485万9,000円、3.2%の増といたします。

1項営業収益は5億2,570万円で、前年度対比570万円、1.4%の増といたします。実績に基づき給水収益の増を見込んでおります。

2項営業外収益は4,719万5,000円で、前年対比915万9,000円、24.1%の増といたします。主な内容は、消費税及び地方消費税還付金などを計上しております。

23ページ。24ページを御覧ください。

次に、収益的支出ですが、1款水道事業費用は4億7,110万9,000円で、前年対比3,132万8,000円、7.1%の増といたします。

1項営業費用は4億6,694万8,000円で、前年対比3,315万1,000円、7.6%の増といたします。修繕費や動力費のほか、営業に関する経費を計上しております。

29ページ。30ページを御覧ください。

2項営業外費用は316万1,000円で、前年対比182万3,000円、36.6%の減といたします。

4項予備費は、前年同額の100万円といたします。

31ページ、32ページを御覧ください。

資本的収入についてですが、1款資本的収入4億7,924万3,000円で、前年対比9,281万3,000円、24%の増額となっております。

5 項負担金は1,205万5,000円で、皆増となっております。

7 項他会計補助金は皆減となっております。

9 項企業債は4億6,718万8,000円で、前年対比9,450万8,000円、25.4%の増といたします。

次に、資本的支出ですが、1 款資本的支出6億4,027万9,000円で、前年対比5,927万8,000円、10.2%の増といたします。

1 項建設改良費は5億7,208万9,000円で、前年対比7,902万4,000円、16%の増といたします。4号・5号井戸の令和8年度供用開始に向けた滅菌設備設置工事、流入管設置工事、遠方監視装置設置工事や町道湯ノ沢草崎線配水管新設工事、町道入谷天城1号線配水管更新工事などを予定しております。

2 項企業債償還金は6,819万円です。

なお、7ページ以降に予定キャッシュフロー計算書や給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表などを添付してございますので、御参照ください。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 以上で、提案されました令和8年度の各会計の当初予算の概要説明を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号 令和8年度東伊豆町一般会計予算から議案第26号 令和8年度東伊豆町水道事業会計予算までの7件については、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第26号までは、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元にお配りしてあります名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしてあります名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま予算審査特別委員会に付託しました議案第20号から議案第26号までについては、会議規則第46条第1項の規定により、来る3月6日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会において3月6日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけることに決しました。

なお、委員会室として予算審査特別委員会は大会議室を充ててあります。

---

### ◎散会の宣告

○議長(栗原京子君) お諮りします。特別委員会審査のため、2月14日から3月5日までの20日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 異議なしと認めます。したがって、2月14日から3月5日までの20日間を休会とすることに決定しました。

ただいまから予算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

来る3月6日は午前9時30分から本会議を開き、委員長の報告を求め、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 2時25分

## 令和8年第1回東伊豆町議会定例会会議録

### 議 事 日 程（第3号）

令和8年3月6日（金）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第20号 令和8年度東伊豆町一般会計予算
- 日程第 2 議案第21号 令和8年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第22号 令和8年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第23号 令和8年度東伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第24号 令和8年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
- 日程第 6 議案第25号 令和8年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第26号 令和8年度東伊豆町水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第27号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第28号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第10 議案第29号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第12 発議第 3号 議会改革特別委員会の設置期間の延長について
- 日程第13 議会改革特別委員会の中間報告について
- 日程第14 常任委員会所管事務調査の報告について
- 日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第1 鈴木伸和君の議員辞職の件
- 追加日程第2 須佐 衛君の議員辞職の件
- 追加日程第3 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第4 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第5 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第6 議会広報編集委員会委員の選任について

出席議員（12名）

1番	山田豪彦君	2番	鈴木伸和君
3番	楠山節雄君	5番	笠井政明君
6番	稲葉義仁君	7番	栗原京子君
8番	西塚孝男君	10番	須佐衛君
11番	村木脩君	12番	内山愼一君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	福岡俊裕君
企画調整課長	太田正浩君	税務課長	鈴木和重君
住民福祉課長	鈴木貞雄君	健康づくり課長	中山和彦君
健康づくり課参事	柴田美保子君	観光産業課長	梅原巧君
建設整備課長	村上則将君	防災課長	加藤宏司君
教育委員会事務局長	齋藤和也君	水道課長	中田光昭君
会計課長	国持健一君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村木善幸君	書記	相馬奨君
--------	-------	----	------

---

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（栗原京子君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和8年東伊豆町議会第1回定例会23日目は成立いたしましたので、開会します。

これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（栗原京子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◎日程第1 議案第20号 令和8年度東伊豆町一般会計予算

◎日程第2 議案第21号 令和8年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

◎日程第3 議案第22号 令和8年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第4 議案第23号 令和8年度東伊豆町介護保険特別会計予算

◎日程第5 議案第24号 令和8年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

◎日程第6 議案第25号 令和8年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算

◎日程第7 議案第26号 令和8年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長（栗原京子君） 日程第1 議案第20号 令和8年度東伊豆町一般会計予算から日程第7 議案第26号 令和8年度東伊豆町水道事業会計予算まで、以上7件を一括議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。

14番、山田議員。

(14番 山田直志君登壇)

○14番(山田直志君) おはようございます。

それでは、朗読をもちまして委員会審査報告書を提出させていただきます。

令和8年3月6日。

東伊豆町議会議長、栗原京子様。

予算審査特別委員会委員長、山田直志。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

## 記

### 1、付託案件

事件の番号、件名。

議案第20号 令和8年度東伊豆町一般会計予算。議案第21号 令和8年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算。議案第22号 令和8年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。議案第23号 令和8年度東伊豆町介護保険特別会計予算。議案第24号 令和8年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算。議案第25号 令和8年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算。議案第26号 令和8年度東伊豆町水道事業会計予算。

### 2、審査の経過及び結果

#### (1) 審査の経過

本委員会は、付託された各議案について、令和8年2月17日、19日、24日及び3月4日に委員会を開催し、関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審議を行った。

#### (2) 審査の結果

ア、議案第20号 令和8年度東伊豆町一般会計予算について、賛成多数で修正可決すべきと決定した。(別紙として、議案第20号 令和8年度東伊豆町一般会計予算に対する修正案を添付してあります)

なお、修正可決とした理由は以下のとおりである。また審査意見を付することとした。

令和8年度一般会計当初予算、修正理由。

#### A、予算修正に至った経緯

令和8年度一般会計予算の審査において、算出根拠となる事業や計画に不明確あるいは未

確定な部分があるにもかかわらず予算計上されたと判断された科目について、予算の正確性を期すため減額修正を行うものである。

#### B、修正科目および内容（歳入）

##### （A）廃棄物処理手数料（ごみ堆肥化事業分）

内容、100万8,000円をゼロ円に。

理由、手数料の収受主体や請求サイクル等の具体的方法に不明確な点があるため。現在、契約再締結に向け事業凍結中であり、計画の具体化後に改めて増額補正を行うことが適切と判断したため。

##### （B）堆肥化事業協力金（雑入）

内容、45万円をゼロ円に。

理由、ごみ堆肥化事業の凍結状況に鑑み、契約再締結および事業計画の具体化を待ってから予算措置を講じるべきと判断したため。

##### （C）基金繰入金（ふるさと納税基金・財政調整基金）

内容は、今回の予算修正に伴う余剰財源の調整です。ふるさと納税基金2億3,884万3,000円を2億3,158万3,000円に、財政調整基金2億5,798万4,000円を2億5,788万2,000円に減額するものです。

#### C、修正科目及び内容（歳出）

##### （A）ノックカルひがしいずドライバー謝礼（報償費）

内容、192万円を36万円に減額する。

理由は、報酬増額の検討中であるが、具体的なスキームは現在実施中の調査結果を踏まえて決定される予定であり、現時点では未確定である。実績値及び前年度予算額を勘案し、現段階で確定していない増額分を減額した。

##### （B）ごみ堆肥化業務委託（保守メンテ代等）

内容、1,650万円を924万円に減額する。

理由は事業凍結中につき、稼働開始に伴い発生する経費（1運転あたり6万500円）については、契約再締結および計画具体化の後に改めて予算措置を行うこととし、相当額を減額した。

イ、議案第21号から議案第26号までの6議案については、賛成多数で可決すべきものと決定した。

#### 3、審査意見

## (1) 一般会計

### ①町長選挙前に提出される予算について

町長選挙を目前に控えた時期において、新規事業や拡充事業を含む当初予算が編成されている。議会としては、選挙により示される町民の意思や新体制の政策判断を十分に尊重することが重要であると考え。そのため、緊急性の高い事業を除いて、政策的経費は補正予算で対応するなど骨格予算を基本とする編成が望ましいと考える。

### ②予算計上について

予算の計上は法令や規則要綱などで裏づけのあるものを計上することが原則である。根拠のない見込みや思い込みでの計上は、規律ある財政運営の根幹を揺るがしかねない。

## 4. 主な質疑の内容

### (1) 一般会計

総務課。

問：町有地等維持管理業務委託料（草刈り）が増額している理由は。

答：これまで職員が行っていた商工会横の陣屋公園の草刈り（年2回）を委託に加えたこと、また、防草シートを購入して管理コストを抑える取組を行うため増額となった。

問：町有財産管理システム導入委託料の内容は。

答：町有の土地・建物をGIS（地図情報システム）上で管理するシステムがなかったため、新たに導入して管理効率化を図るものである。

問：公会計で作成された書類の活用方法は。

答：内容は毎年同じで、固定資産の所有、老朽化で減価償却の状況を把握する指標となっており、今後の町の方針を決める材料の一つとなっている。作成時期に関しては国の法律で時期が決まっているため最新のものではないが、作成後は町のホームページに公開している。

企画調整課。

問：二地域居住と空き家対策の関連性をどう考えているか。また、委託業者の選定は随意契約か。

答：これまでのワーケーションに加え、新たに二地域居住に注力する。若者への情報発信や分析を行い、将来的な国の補助金獲得を見据えている。業者はプロポーザル（企画提案）方式で選定しており、空き家対策も重要な要素として提案を求めている。

問：地域づくりアドバイザーの具体的な活動内容は。

答：アドバイザーには元石川県副知事の西垣氏を委嘱し、月1回の来町と月2回のウェブ

会議で、防災マニュアル作成等の助言を得ている。

問：文字起こしソフトの運用はどうなるのか。各課へのサポート体制は。

答：NotebookLM（ノートブックエルエム）を導入する。各課に1つずつアカウントを割り当て、文字起こしや資料整理に活用する。職員によるプロジェクトチームを構成し、外部アドバイザーの助言を得ながら、職員向けの研修を行っていく。

問：公共ライドシェア、ノッカルドライバー謝礼の増額の内容は。

答：ノッカル謝礼については、現在1回200円（2名乗車で100円）と安過ぎるため、最低500円への引上げを検討中。エリア内移動（200円）の場合、町が300円を補填し、ドライバーに500円渡すよう予算計上した。

問：まちづくり活性化プラットフォーム構築事業業務委託と昨年のリノベーション事業の違いは。

答：これまでの空き家を改修するという段階から、改修後に若者や二地域居住者が活動する場所をつくる段階へ強化するため、プラットフォーム構築事業として再編した。委託先については、継続性の観点から芝浦工業大学と関係の深い事業者を想定している。

税務課。

問：町民税個人現年課税分について、前年度に比べ減額している要因は。

答：令和7年度調定額の伸び率を基に算出しており、伸び率は増加しているが、課税人員が99.12%と減少していることから、普通徴収で減少し、特別徴収では給与の賃上げにより増額すると予想しているが、全体での予算額は若干減少すると考えている。

問：静岡地方税滞納整理機構移管処理件数割負担金の内容は。

答：処理件数割については、毎年10件移管している。徴収実績割の部分については、令和6年度の実績の13%を負担金として支払い、実績の部分が昨年度に比べ増加している。

問：旧公図等電子化業務委託料の内容は。

答：町所有の旧公図の老朽化が進んでいるので、データ化し公図検索システムに取り込むという内容となっている。

住民福祉課。

問：生きがい活動支援通所事業について、約1,600万円への大幅増の理由は。

答：社会福祉協議会が訪問型デイサービスを開始することに伴う人件費の増加が主な要因である。

問：ごみ堆肥化業務の保守メンテナンス費について、予算の内訳と算出根拠は。

答：月額77万円の固定経費（年924万円）と、1回の稼働につき6万500円の変動費（年120回想定で726万円）の合計である。

問：ごみ堆肥化事業の計量と請求方法は。

答：現場の受託事業者が計量、記録し、そのデータを町が受け取って管理する。支払いは月締めでの対応を想定している。

問：窓口の庁用備品購入について、購入予定の備品の詳細は。

答：保守期限が切れたパスポート交付用端末の更新と、外国人や耳の不自由な高齢者のための翻訳機ディスプレイの導入である。

問：ひとり親家庭の学習支援事業について、県の補助金が打ち切られても町単独で継続すると判断をした経緯は。

答：県からは補助金停止の通知があったが、庁内で検討した結果、利用者が多く重要な制度であるため、町独自の予算で継続することを決定した。

健康づくり課。

問：健康増進事業を住民主体で実施するという説明があったがどうなったか。

答：モデル事業として行ったマンションでも自主グループができたので、元気な方の多い教室で1年かけて自主グループに移行していく。令和8年度はサポーター養成を計画している。

問：高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託の内容は。

答：健診も受けていない、介護保険も受けていない、レセプト上病院にも通院していない状態の不明者にアンケートを郵送し、返信が来ない方に対し電話や訪問をしてもらうための業務委託の内容となっている。

問：成人予防接種個別予防接種委託料、昨年の予算書ではインフルエンザ等個々に予算計上していたが、まとめてこうなったのか。

答：国の方針で予防接種の種類が増えたことから、予防接種の委託料はインフルエンザ、帯状疱疹、コロナ、肺炎球菌を合わせた委託料。1つにまとめた理由は、事務が煩雑となったため、1つの医療機関に一括で支払いができるため1つにまとめた。

問：こども未来支援費の内容は。妊婦健診通院費用等助成費の計上は。

答：不妊治療費30万円2名分、交通費5万円2名分になる。こども家庭センターの妊婦健診通院費用等助成費は住民福祉課へ移った。

観光産業課。

問：諸費がなくなったことと交流事業負担金の新設されたこと理由は。

答：監査委員からの指摘であり、諸費は観光協会補助金と消耗品費に振り分けた。施設借上料の計上を見直し、大島や台湾からの来客に対応するため交流事業負担金を計上した。

問：商工会補助金の減額理由は。

答：前年度は九份協議会への補助金が含まれていた。協議会で必要な事業費を積み上げており、今後精査して予算化したい。

問：インバウンド補助金の使い道は。

答：観光協会のみが行く台湾への誘客と台湾、シンガポールからのファムトリップ費用。令和7年度は内容がしっかり決まっていなかったため、それを踏まえて行政側も行くようなら町の予算として補正する。

問：町観光協会補助金の総事業額と自主財源事業は。

答：総事業額8,557万円、自主財源事業700万円で合わせて1億円弱。

問：1社になって5年ぐらいたつが、1社にした理由が分からなくなっている。単純に補助金ではなく委託にした方がよい。

答：監査委員からも指摘されている。現在、どの事業を委託にするのか検討中。協会も稼ぐ観光協会を考えていく。

建設整備課。

問：森林整備管理委託料の内容は。

答：松くい虫被害予防のため、地上散布、スプリンクラー設置、伐倒駆除根幹注入やクロスカントリーコースの桜の保護に係る森林環境譲与税の充当事業。

問：工事請負費の内容は。

答：北川は、過去の台風で破損した網干場護岸基礎部分3か所の補修工事である。稲取漁港整備事業は、北防波堤（赤堤）と離岸堤の粘り強い化。赤堤は令和7年度残りのブロック据付け、離岸堤部分はブロックの製作となっている。

問：建物解体事業の予算が増えている理由は何か。

答：緊急輸送道路沿いにある稲取郵便局向かいの建物の取壊し費用を補助するためである。この建物は、緊急輸送路沿道建築物に指定されており、解体費用の5分の4を公費で補助し、5分の1が所有者負担となる。

防災課。

問：福祉避難所資機材等整備事業で機械器具費の具体的な内容は。

答：福祉避難所 8 か所に発電機を設置する。消耗品については福祉避難所で使用する衛生用品、ポータブルトイレ、パーティション、段ボールベッドを購入する。

問：町営グラウンド地中レーダー探査業務委託の内容は。

答：県の補助金を受けて、陥没が起きたヘリコプターの離着陸部分の安全を確認する。

問：総合防災対策用備品の内容は。

答：消耗品は毛布、消火器、災害用トイレ処理セット、ラップポントイレ消耗品、保存用トイレットペーパー、ペーパー歯磨きを購入する。

問：地域防災計画策定委託料が計上されているが、内容と委託先は。

答：計画を 2 年かけて見直しを行っていて、昨年度に引き続き掲載内容の見直しは令和 8 年度で終了。委託先はパスコ。

教育委員会。

問：中学校部活動地域移行推進協議会について、構成と対応は。

答：構成は、中学校は校長、小学校は教頭、中学校の部活動担当教員、PTA から 2 名、体育協会を含めたスポーツ関係で構成する。各市町難しい状況で進めている中でかなり苦労している。現状の部活動の状況を踏まえて、今後どう考えていくか皆で協議していく。

問：ICT 教育推進事業の関連システム利用料の予算増額の内容は。

答：令和 7 年度に更新した児童生徒用のパソコンを 480 台のシステム利用料と現在使用しているロイロノートという学習支援システムと、不登校の子供でも学べるような仕組みが入った e ライブラリという学習用のコンテンツ、教員用の生成 AI の購入を予定しており、3 件の利用料も含めて 203 万 4,000 円を計上している。

問：教員用生成 AI の内容は。

答：県内の状況も含めて 2 社を検討しているが、少しよいものがあるので、今後、学校も含めて検討して進めたい。

問：町史編さん事業の内容は。

答：以前の町史が平成元年以降に発行されていないので、町制 70 周年もあり、3 か年の計画で予定している。町史編さん委員を 10 名ほど予算化している。プロポーザルで選定をする予定である。

問：町学校教育環境整備事業の進め方は。

答：町として新しい学校の基本構想をまとめる必要がある。基本構想をまとめる上で、学校統合準備委員会、学校教育環境アドバイザーから意見を求めて、新しい学校のコンセプト、

その施設に機能、規模をまとめて、その基本構想の策定業務委託では、構想に基づいた配置計画、敷地の造成などを具体化していくことを予定している。

問：学校統合準備委員会の構成と運営は。

答：準備委員会は、学校の先生方、保護者、PTA10人で構成して、授業内容など学校教育の新しい学校のコンセプト部分を検討する。準備委員会は10回を予定している。

問：給食費補助の内容は。

答：給食費補助は、小中学生には月額1,000円の補助、幼稚園は全額補助して無償を継続して行う。対象者は試算した時には小学校が252名、中学校が167名、幼稚園が15名、その他転入等による15名程度の人数を見込んで計上している。学校給食食材費等負担金については、物価高騰のため570万円を計上している。

#### (2) 国民健康保険特別会計

問：国民健康保険システム改修業務委託料の内容は。

答：子育て支援関係報告システムの改修業務で見積りにより金額を計上。

問：特別調整交付金（結核、精神）申請支援業務委託料はどのような内容か。

答：医療費における結核、精神の割合が一定以上を超えた場合交付金の対象となるが、対象になるか判定してもらうための業務を委託している。

#### (3) 介護保険特別会計

問：高齢者保健福祉計画システム改修業務委託料の内容は。

答：令和8年度の介護報酬改定に伴うシステム改修である。事業費の2分の1、国の補助を受けて行う。

#### (4) 水道事業特別会計

問：他会計負担金の内容は。

答：消火栓工事など繰り出し基準に基づいて実施する工事について、一般会計から負担金として受けている。

問：資本的支出の白田川流量解析業務委託等とあるが、新白田浄水場の建設に当たり必要な調査か。

答：取水場を新たに設ける必要性が生じたため、流量解析の予算を計上している。

問：配水及び給水施設整備費に4号、5号井戸の工事請負費は含まれているのか、県の認可はクリアしたのか、今後のスケジュールを含めて教えてほしい。

答：4号、5号井戸の工事は、原水及び浄水施設整備費の工事請負費になる。業者に頼ん

でいる書類がそろえば、3月中に認可が下りる見込み。

問：4号、5号井戸の関連工事の内容は。

答：流入管設置工事、滅菌設備設置工事、遠方監視装置設置工事、滅菌室新設工事を予定している。

問：町長施政方針の中で、水道料金の改定は喫緊の課題とあったが、令和8年度の予算での対応は。

答：来年度審議会4回分の予算を計上している。今年度経営戦略の見直しが完成する。それを踏まえて審議会に諮り、料金改定していく。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより、議案第20号 令和8年度東伊豆町一般会計予算の討論に入ります。

討論の順序につきましては、原案に賛成する者、次に原案に反対する者、最後に修正案に賛成する者の順に行います。

まずは、原案に賛成する者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（栗原京子君） 原案、賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対する者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（栗原京子君） 原案、反対討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成する者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（栗原京子君） 修正案に対する賛成討論なしと認めます。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号 令和8年度東伊豆町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案の委員長の報告は修正です。

採決はまず本案に対する修正案についての採決を行います。

採決後、賛成多数の場合は、次に修正議決した部分を除く原案についての採決を行います。  
賛成少数の場合は、次に原案に対する採決を行いますので、お間違いのないようにしてください。

それでは、採決を行います。

まず、本案に対する修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、修正議決した部分を除く部分については原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和8年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号 令和8年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和8年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号 令和8年度東伊豆町後期高齢

者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和8年度東伊豆町介護保険特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号 令和8年度東伊豆町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和8年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号 令和8年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和8年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号 令和8年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和8年度東伊豆町水道事業会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号 令和8年度東伊豆町水道事業会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第27号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する  
条例の一部を改正する条例について

○議長(栗原京子君) 日程第8 議案第27号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第27号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。内容につきましては、人事院勧告による令和8年度からの扶養手当の改正となります。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(栗原京子君) 水道課長。

(水道課長 中田光昭君登壇)

○水道課長(中田光昭君) ただいま提案されました議案第27号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、概要を説明させていただきます。

今回の条例改正は、人事院勧告に伴い、令和8年度から配偶者への扶養手当が廃止となることから、条文の整備が必要となるため改正する内容です。

新旧対照表より説明させていただきます。恐れ入りますが、3枚目の新旧対照表を御覧ください。

改正内容といたしましては、現行第5条第2項中、第1号を削り第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げます。

次に、附則についてですが、この条例は令和8年4月1日から施行といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(栗原京子君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第27号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第28号 静岡縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約について

○議長(栗原京子君) 日程第9 議案第28号 静岡縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第28号 静岡縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

今回の変更は、静岡縣市町総合事務組合の構成団体である南伊豆地域清掃施設組合の脱退に伴い、所要の変更を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長(栗原京子君) 総務課長。

(総務課長 福岡俊裕君登壇)

○総務課長(福岡俊裕君) ただいま提案されました議案第28号 静岡縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約について、御説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、本組合を構成する地方公共団体である南伊豆地域清掃施設組合が令和8年3月31日付で解散することに伴い、本組合から脱退するものとして本組合同規約について所要の変更を行うものであります。

なお、施行は令和8年4月1日からとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(栗原京子君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第28号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第29号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）

○議長（栗原京子君） 日程第10 議案第29号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第29号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に9万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を75億8,443万2,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容ですが、地方消費税交付金の交付額が確定したことに伴い、その確定額に併せて予算を増額しております。

次に、歳出の主な内容ですが、職員人件費の時間外手当の増額や光熱水費の増額、地方債の繰上償還に係る費用を計上しています。必要な財源配分を行った後の財源余剰額については、財政調整基金から繰入金を減額いたしましたので、御理解をお願いいたします。

また、予算の補正とは別に、繰越明許費の補正及び地方債の補正をそれぞれ行っております。

詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

（総務課長 福岡俊裕君登壇）

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第29号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）について、概要を御説明いたします。

令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億8,443万2,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費の補正。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費補正によります。

地方債の補正。

第3条 地方債の廃止は、第3表 地方債補正によります。

恐れ入りますが、7ページ、8ページを御覧ください。

2、歳入について御説明いたします。

7款1項1目地方消費税交付金、補正前の額に4,587万2,000円を追加し、3億2,587万2,000円といたします。

1節細節1地方消費税交付金2,068万2,000円の増及び細節2地方消費税交付金（社会保障財源分）2,519万円の増は、交付額の確定に伴う増額補正でございます。

19款繰入金、3項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正前の額から4,287万3,000円を減額し1億3,039万4,000円といたします。

1節細節1財政調整基金繰入金4,287万3,000円の減につきましては、今回の補正予算に係る財源余剰額を財政調整基金へ組み戻すための予算措置でございます。

なお、補正後の財政調整基金の残高は19億1,858万円となります。

9ページ、10ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

まず、歳出の全体的な説明となりますが、職員の人件費に関わる事業番号90番の各人件費事業について、予算の増減を行っております。時間外手当の増額や職員の人事異動に伴う職員給や手当の減額調整となります。

次に、9ページの下段、2款総務費、4項選挙費、4目東伊豆町長選挙費では、人事院勧告に伴う各報酬の増額補正を行っております。

17ページ、18ページを御覧願います。

11款1項公債費、1目残金、補正前の額に350万円を追加し、4億8,140万1,000円といたします。

事業コード1起債残金償還事業、22節償還金利子及び割引料、細節2残金償還金繰上償還分350万円の増は、令和6年度に借入れ当時、県の同意をもらって進めた事業でありましたが、その後、県起債の県担当が同事業を見直したところ、起債の借入れができない事業であることが判明いたしました。つきましては、同事業の起債未償還分を一括で償還する義務が生じたため、必要な予算を計上したものでございます。

恐れ入りますが、3ページへお戻りください。

第2表 繰越明許費補正であります。

1、変更では公用車、バス維持管理事業について繰越しする額を追加し、512万2,000円といたします。

4ページを御覧ください。

第4表 地方債補正であります。借入れ予定であった電子黒板整備事業290万円を取り下げるものでございます。

5ページ、6ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額75億8,433万3,000円に9万9,000円を追加いたしまして、75億8,443万2,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額75億8,433万3,000円に9万9,000円を追加いたしまして、75億8,443万2,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は地方債が290万円の減、一般財源が299万9,000円の増となっております。

以上、補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、楠山委員。

○3番（楠山節雄君） 3点ほどちょっとお伺いをしたいと思います。

総務課長、前回の補正で、おおむね人件費的なものについては精査がされたというふうに私は認識しているんですけども、なぜこの時期になってから、こういう時間手当等も含めて出てきたのか。人事異動があったとかいうことは理解はしますが、そのほかのことを教えていただきたいのと、それから、16ページ、教育委員会の光熱水費、これもなぜ今の時期にこうした補正を行わなければならないのか、特別な何か事案が発生をしたのか、そこをちょっと教えていただきたいのと、総務課長、さっき起債を受けれるということで対応していたんですけども、受けれなくて一括でっから償還しなければならない事態が発生した。これ、責任の所在というのはどこになるんですか。職員が見落とししたのか、あるいは県のほうでしっかりと精査がされなかったのか、その辺の原因というのはどこにあるんですか。そこを教えてください。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） まず、人件費の関係です。

人事異動がある程度の時期まで続いておりました。そこで人事異動があった中で、精査については、ある程度人事のほうが決まった段階で調整をしておりますので、人件費については減額となっております。時間外手当については、業務がかなり煩雑化している中で業務量も増えております。そういうことで、年度末になって、業務のほうがちよっと増えてきたということで、今回、あと人事院勧告による増額等もございましたので、そういった差額も増やさなければならないということもございまして、増額をとということで計上させていただいております。

もう1点、責任の所在ということでございますが、これは昨年度も県の担当に確認をして、起債ができるということの中で起債を起こしております。その中で、県の担当のほうも短いスパンで変わるということもございまして、再度それを精査していただいた中で、同事業については起債の対象にならないということが判明したものですから、判明した以上はすぐに直さなければいけないということで、一般財源のほうで措置をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 総務課長、小学校施設の光熱水費についてもお答えをお願いします。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（齋藤和也君） 小学校の光熱水費につきましては、主に電気代となっ

ております。前回の補正まででは、年度末まで何とか足りるのかなというような見込みを立てていたんですけれども、冬場の利用料が少し伸びたということで、最後の1か月分がちょっと足りないかなというところで、今回、補正をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） これは何か月も前に人件費関係を精査されていたなら、そういう状況が発生してもやむを得ないのかなと思うだけども、まだ、この前精査をしてそんなにたっていない中で、年度末になってから仕事が煩雑化するということ、そういうことというのは予想できなかったのかなと思うんですよ。各課にわたって、多分、人勤によって上がった部分というのも反映されてきていると思うんだけど、その辺のことと、担当者が替わって起債が受けれた、受けれないという、こういう判断というのは、やっぱり立場上もあると思うんですけれども、しっかりと県のほうにも申入れをしていただきたいというふうに思います。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） まず、県の改定につきましては、いただいている事実として対応はしなければならないと思っております。それと、人件費の関係でございますが、人件費につきましては、国の動向、衆議院選挙等も、予算間際というか、年度が明けて急遽行われることになったということもありまして、人勤の関係につきましてもぎりぎりまで後ろにいつてしまったということもございますので、そういったことも踏まえて、今回、予算の調整をさせていただいておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第29号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（栗原京子君） 日程第11 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました報告第1号 専決処分の報告について、報告する理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定を専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、これを議会に報告するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

(総務課長 福岡俊裕君登壇)

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました報告第1号 専決処分の報告について、御説明させていただきます。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会に対し報告するものであります。

2ページ目を御覧ください。

令和8年3月4日付、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をいたしました。

専決処分の概要につきましては、専決処分書に記載されたとおりでございます。

令和7年9月5日午後4時頃発生した事故で、町が管理する役場庁舎立体駐車場3階において、天井のほりに吹きつけてあったロックウールの一部が剥がれ、その場所に駐車中の車両に落下し、同車両に損傷を与えました。車両の所有者である相手方と協議した結果、町が相手方に対し車両の修理費及び代車費用合わせて44万4,886円を支払うことで、令和8年1月14日に示談が成立しました。損害賠償の額については、町が加入する総合賠償保険の適用

範囲かつ町長が専決処分することのできる事項で指定された1件50万円の範囲内となります。

なお、保険金は保険会社から直接修理工場等に支払われるため、今回の賠償額についての予算措置はいたしません。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） 1点だけちょっと確認をさせてください。

立体駐車場3階、4階というか屋上部分については、通常、職員が駐車するスペースになっていると思うんですけども、この方は県内在住の方ということですので、こういう書き方をすると職員以外かなと思うんですけども、その辺の確認だけさせてください。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） 職員が登庁したときに、その止めてあった駐車場で事故が起きたんですが、車両については職員の御家族の所有という形になりますので、このような示談を結んでおります。

以上です。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

---

## ◎日程第12 発議第3号 議会改革特別委員会の設置期間の延長について

○議長（栗原京子君） 日程第12 発議第3号 議会改革特別委員会の設置期間の延長についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） それでは、朗読をもちまして提案説明といたします。

発議第3号 議会改革特別委員会の設置期間の延長について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和8年3月6日提出。

東伊豆町議会議長、栗原京子様。

提出者、議会改革特別委員会委員長、笠井政明。

賛成者、議会改革特別委員会副委員長、山田直志。

提案理由ですが、立法機能や監視機能の強化を図りながら分権時代に即した議会の改革を推進するため、町民の意向を町政に反映させやすい議会の在り方について、さらに調査研究を行うためでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより発議第3号 議会改革特別委員会の設置期間の延長についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議会改革特別委員会の中間報告について

○議長（栗原京子君） 日程第13 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題とします。

本件について議会改革特別委員長の報告を求めます。

5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） 令和5年6月に設置されました議会改革特別委員会の中間報告を朗読

をもって行います。報告書を御覧ください。

令和8年3月6日。

東伊豆町議会議長、栗原京子様。

議会改革特別委員会委員長、笠井政明。

議会改革特別委員会中間報告書。

本委員会に付託された事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第47条第2項の規定により報告いたします。

議会改革特別委員会中間報告書。

議会改革特別委員会では、慎重な調査が必要な定数、報酬については、委員会内に2つの部会を設け調査を行った。今回は、定数部会がまとめたことを報告いたします。

#### 1、今後の定数について

定数は、現状の12名が望ましい。

ただし、今後人口減少が進み人口が8,000人を切る状況を見据え、見直しを検討すべきである。

#### 理由

定数削減の議論がある一方で、現行定数（12人）を維持することが、地方分権の時代における議会機能を確保するために必要であるという強い論拠が存在する。また、立候補者、成り手不足の問題は地方議会、特に町村議会に共通する全国的な課題になっていることも考慮すべき問題である。

別表1として、提言する定数の見直しについて表になっておりますので、御確認ください。

#### （1）議会機能維持に必要な最少人数

現行定数12人は、常任委員会活動を機能させるために必要な論理的な最小限のラインにある。東伊豆町が常任委員会を2つ設置し、議長、副議長を加えた場合、12人という人数は機能維持の観点から既に厳しい水準であり、これ以上の削減は審議の空洞化リスクを伴う。

別表2に、定数削減のメリット、デメリットをまとめておりますので御確認ください。

#### （2）近隣市町、全国類似団体との比較（人口9,000人以上1万5,000人未満）

近隣市町や全国の類似団体と比較しても、東伊豆町の議員定数（12人）は決して多くはない。

別表3に、賀茂郡他市町の人口と議員定数、別表4に、全国町村議会議長会による調査の表を載せてありますので確認をお願いいたします。

## 比較の結果

東伊豆町の定数12人は、全国平均（13.0人/12.2人）よりも低く、周辺自治体と比較しても人口に対する議員数は妥当な水準である。地方分権の中で、多様な議会の機能を発揮または維持する上で一定数の議員が必要との視点から、人口減少と議員定数の相関はしていない。

### （3）地方分権の時代となり、議会の役割は重くなっている

中央集権の時代は、法律に対応する条例の形が示され、補助金制度が用意されており、その補助金を獲得して仕事をするのが市町だったが、地方分権の時代となり、この間のコロナ関連支援策のように交付金として交付され、それぞれの市町が実態に合わせた施策を選択、検討して実施する方向に変わってきている。行政と議会が、町民生活実態などを正確に把握して、自己責任で市町を運営する時代となり、税金の使い道を左右する議決権を有する議会の責任と役割は重くなっている。

### （4）直近2回の町議会選挙無投票は定数の問題ではない。無投票・定員割れは全国的な課題

選挙をやらなければ民意を反映できない。その通りだが定数を減らせば選挙となるのか。椅子が減れば競争になるとは限らない。議員の成り手不足の問題が存在しているからである。

全国町村議会議長会（以下＝議長会という）の調べでは、平成31年4月から令和5年4月までの4年間に254町村（27.4%）で無投票になった。立候補者が定数プラス1となり、無投票を辛うじて回避した町村の数は299。無投票を加えると553町村（59.7%）となっている。

また、定員割れとなった町も31町村生じている。無投票は定数が多いからではなく、町村議会の抱える全国的な課題となっていることを踏まえて考えることが重要である。

全国町村議会議長会では、成り手不足の原因として3つの問題を指摘している。

#### 第1、成り手に響かない3条件（やりがい・環境・待遇）

地域に貢献したい人が二の足を踏む旧来的な議会環境と、議員像として高齢男性議員ばかりの別世界というイメージ、女性議員が活動、活躍する姿が浮かびにくいイメージが挙げられる。

議員年金廃止、費用弁償もなし、低額な議員報酬等が成り手不足の根底にある。議員の活動量に対する認識不足が低額な議員報酬につながっている。

#### 第2、地域コミュニティーの限界（潜在的な成り手の不足等）

小規模な町村においては、選挙への立候補は自身だけでなく家族、親族を巻き込む一大事になりやすく、家族、親族の反対による立候補断念につながる。

地域社会の担い手が減少してきた昨今では、このような担い手や組織が減少すると同時に、その力、意欲を失ってきている。

第3、立候補、選挙における障壁。選挙は落選リスクを伴う。

公職選挙法や地方自治法など我が国の法律は難解であり、これらの理解が必要になることも立候補のハードルとなる。

#### (5) 議会改革の取組と成果

従来の異議なし審議や追求型一般質問の議会から、町民に開かれた議会を目指して様々な改革に取り組んできたが、その取組はまだ道半ばである。

議会では、傍聴規則など議会ルールの見直し、意見等をつける審議、常任委員会の所管事務、各種アンケートや訪問聞き取りなどに取り組んできた結果、早稲田大学マニフェスト研究所の基準に基づく議会改革度は、2018年、1,318議会中1,215位から、2022年度は全国395位、2024年度547位だが、議会、議員活動の見える化、開かれた議会への議会改革は始まったばかりで道半ばである。

#### (6) 議会経費は9,064万円から6,199万円へ削減、見直しを

議会経費削減のため、定数と報酬の削減、議員年金の廃止、費用弁償等の見直し、議会だよりの編集、原稿作成、割りつけなど全て編集委員、議員による手作りへ見直しすることにより、経費の負担軽減を図ってきた。平成14年度9,064万円の議会経費は、令和5年度6,199万円に、2,865万円、30.16%の減額を図っている。また、近隣市町の財政と議会費の負担割合から見ても、当町の財政負担は高くはない。

別表5に、近隣市町の決算額比率を示しております。

#### (7) いまだに町民との距離がある議員・議会

まだ町民の皆様との間に距離があることも事実である。兼業でなければ生活できない議員報酬、議員個人の活動内容等にもまだまだ解決すべき課題がある。議員自身の研修、研さんが求められる。議会は今後も不断に議会改革に取り組み、諸環境の改善、透明性を高めて、町民の声が町政に生かされ、よりよい町政が実現するよう責務を果たすべきである。

### 2. 今後の課題

2回の選挙において無投票となったことから、議員の成り手不足問題として指摘された課題に対応する必要がある。既に、議会運営の改革や報酬の見直しに取り組んできたが、なお、次のようなことも必要である。

① 広聴活動により、広く町民の声を聞く機会を増やしていくこと。議会報告会や出前議会、

各種団体、グループとの広聴。

②ホームページを活用して、議会予定、議題、資料の公開などに取り組んでいく。

③（仮称）議会評価委員会、議会モニター制度などの導入、議会のDX推進。

④中高校生との対話、議会を活用した授業を行い、主権者教育に取り組むこと。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） この中間報告は真摯に受け止めます。

ただ、町民からはやっぱり議員定数の削減という話、そういう声が多く聞かれます。前のこの報告書の検討の中で、これからやっぱり町民に対しても中間報告を基に、説明会的な活動をしていきたいというお話がありましたけれども、そういうことでよろしいですか。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

○5番（笠井政明君） お答えいたします。

先ほど議会改革特別委員会の期間の延長を御承認いただきました。

今回、中間報告として出させていただいております。あくまでも部会の中で検討した報告でございます。これを基に構成する議会改革特別委員会の中で再度精査をしていき、決定事項を先ほどの中にもありましたが、広報、広聴、町民に対して開かれた議会ということで、御説明に行くような考えはしております。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で議会改革特別委員会の中間報告を終了いたします。

---

#### ◎日程第14 常任委員会所管事務調査の報告について

○議長（栗原京子君） 日程第14 常任委員会所管事務調査の報告についてを議題とします。

本件について総務経済常任委員長の説明を求めます。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） それでは、朗読をもちまして調査の結果を報告いたします。報告書を御覧ください。

令和8年3月6日。

東伊豆町議会議長、栗原京子様。

総務経済常任委員会委員長、鈴木伸和。

所管事務調査の報告。

令和7年第3回定例会で承認された所管事務調査の結果を別紙のとおり、会議規則第7条の規定により報告いたします。

- 1、調査事項、観光業に携わる外国人労働者の実態調査について
- 2、所管課、観光産業課
- 3、目的、町内在住外国人の生活環境の現状と課題を把握すること
- 4、課題、（1）ごみの出し方等町民との生活環境の調和  
（2）雇用者側からの情報開示の現状と課題  
（1）集計結果

アンケートについては別紙を御覧ください。

東伊豆町観光協会を經由して加盟している宿泊施設に対してのオンラインアンケートを実施し、令和8年1月4日現在20件の回答を取得。うち有効回答数は14件で、全ての施設で外国人を雇用している。大川地区1件、熱川地区7件、稲取地区6件だった。2人雇用が2施設、5から10人雇用が7施設と最も多く、11人以上雇用も5施設となっている。

国籍は、ベトナム、ネパールが7施設、ミャンマーが6施設、中国が5施設、その他5施設であった。居住実態については、従業員寮が13施設と最も多く、借上げや賃貸も見られた。

雇用者側の利点としては、人材不足の解消、笑顔がよく、日本人にはない積極性があり、よい口コミにつながっている。異なる文化や価値観に触れることでスタッフ同士の視野が広がり、接客や職場環境の改善にも好影響などの回答があった。また、言語、文化の違いによる意思疎通に難しさがあることや、離職率が高いことに困っているとの回答も得られた。

外国人労働者側の要望は、日本語を学べる施設やハラルショップの設置、通勤や買物時の移動手段が欲しい旨の意見や、日本人に宗教上の理解をしてほしいなどの回答があった。

## （2）考察

今回のアンケート結果によって見えてきたのは、基礎自治体として行うべき生活に身近な業務が広範囲にわたり、外国人を統括する部署を設置することも当町のような小さな自治体

が単独で対応を図ろうとしても困難であるという事実である。

その点では、静岡県多文化共生課の活用や先進自治体の実例を研究し、近隣自治体や各種団体との連携も念頭に入れながら、外国人労働者の声が町に届きやすい仕組みを導入することで、地域も受け入れがしやすい対応を考えていきたい。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で常任委員会所管事務調査の報告についてを終了します。

---

#### ◎日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（栗原京子君） 日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（栗原京子君） 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

この際、11時10分まで休憩とします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長(栗原京子君) 休憩を閉じ再開します。

---

#### ◎日程の追加について

○議長(栗原京子君) 鈴木伸和君から議員の辞職願が提出されています。

お諮りします。鈴木伸和君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 異議なしと認めます。したがって、鈴木伸和君の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時12分

○議長(栗原京子君) 休憩を閉じ再開します。

---

◎追加日程第1 鈴木伸和君の議員辞職の件

○議長（栗原京子君） 追加日程第1 鈴木伸和君の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、鈴木議員の退場を求めます。

（2番 鈴木伸和君退場）

○議長（栗原京子君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（村木善幸君） 朗読します。

令和8年3月6日。

東伊豆町議会議長、栗原京子殿。

東伊豆町議会議員、鈴木伸和。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○議長（栗原京子君） お諮りします。鈴木伸和君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。よって、鈴木伸和君の議員の辞職を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時14分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

---

◎日程の追加について

○議長（栗原京子君） 須佐 衛君から議員の辞職願が提出されています。

お諮りします。須佐 衛君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 異議なしと認めます。したがって、須佐 衛君の辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時15分

○議長(栗原京子君) 休憩を閉じ再開します。

---

### ◎追加日程第2 須佐 衛君の議員辞職の件

○議長(栗原京子君) 追加日程第2 須佐 衛君の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、須佐議員の退場を求めます。

(10番 須佐 衛君退場)

○議長(栗原京子君) 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(村木善幸君) 朗読します。

令和8年3月6日。

東伊豆町議会議長、栗原京子様。

辞職願。

このたび、一身上の都合により東伊豆町議会議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

東伊豆町議会議員、須佐 衛。

○議長(栗原京子君) お諮りします。須佐 衛君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。よって、須佐 衛君の議員の辞職を許可することに決定しました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 16 分

再開 午前 11 時 17 分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（栗原京子君） ただいま議員が辞職しました。このため、駿東伊豆消防組合議会議員、総務経済常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会広報編集委員会委員が欠けました。

お諮りします。駿東伊豆消防組合議会議員の選挙を日程に追加し追加日程第3とし、総務経済常任委員会委員の選任を日程に追加し追加日程第4とし、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し追加日程第5とし、議会広報編集委員会委員の選任を日程に追加し追加日程第6としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、駿東伊豆消防組合議会議員の選挙を日程に追加し追加日程第3とし、総務経済常任委員会委員の選任を日程に追加し追加日程第4とし、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し追加日程第5とし、議会広報編集委員会委員の選任を日程に追加し追加日程第6とすることに決定しました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 18 分

再開 午前 11 時 19 分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

---

### ◎追加日程第3 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙

○議長（栗原京子君） 追加日程第3 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

駿東伊豆消防組合議会議員に3番、楠山議員、6番、稲葉議員の2名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました3番、楠山議員、6番、稲葉議員2名を駿東伊豆消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名しました2名の方が駿東伊豆消防組合議会議員に当選されました。当選された方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

---

### ◎追加日程第4 常任委員会委員の選任について

○議長（栗原京子君） 追加日程第4 常任委員会委員の選任についてを行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、5番、笠井議員、14番、山田議員、以上2名を総務経済常任委員会委員にそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

恐れ入りますが、これより総務経済常任委員会を開催し、委員長を互選していただきますので、11時30分までを休憩とします。総務経済常任委員会委員におかれましては、直ちに委員会室に御参集願います。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時30分

○議長(栗原京子君) 休憩を閉じ再開します。

先ほど、総務経済常任委員会から正副委員長の互選結果を受けましたので報告します。

総務経済常任委員会委員長に1番、山田議員、副委員長に6番、稲葉議員となります。

以上を持ちまして、総務経済常任委員会からの正副委員長互選結果の報告を終了いたします。

---

#### ◎追加日程第5 議会運営委員会委員の選任について

○議長(栗原京子君) 追加日程第5 議会運営委員会委員の選任についてを行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、3番、楠山議員を議会運営委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました3番、楠山議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

---

◎追加日程第6 議会広報編集委員会委員の選任について

○議長（栗原京子君） 追加日程第6 議会広報編集委員会委員の選任についてを行います。

議会広報編集委員会委員の選任については、3番、楠山議員を議会広報編集委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました3番、楠山議員を議会広報編集委員会委員に選任することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（栗原京子君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和8年第1回東伊豆町議会第定例会を閉会します。

長い間、御苦労さまでした。

閉会 午前11時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_